

令和6年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和6年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第60号～議案第69号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	12

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	13
○議会事務局職員	14
○開議の宣告	15
○諸般の報告	15
○一般質問	15

11番 富山 豪 君

市制施行20周年と那珂・瓜連合併20周年について	16
--------------------------	----

12番 花島 進 君

額田地区の道路整備予定について	27
視覚障がい者の選挙投票への便宜について	28

子ども・子育て支援金制度について……………	2 9
国民健康保険税について……………	3 1
学校給食や保育園、幼稚園の給食費について……………	3 2
奨学金返済補助制度について……………	3 4
人事院勧告の市職員処遇への反映について……………	3 5
9 番 小 宅 清 史 君	
消防行政について考える……………	3 8
幼児教育について考える……………	4 3
市街化調整区域における区域指定制度について考える……………	4 7
那珂市への流動人口増加策を考える……………	5 1
1 6 番 君 嶋 寿 男 君	
通学用ヘルメットの着用について……………	5 3
小中学生の体操服の統一化について……………	5 8
1 0 番 大和田 和 男 君	
女性に選ばれるまちを目指して……………	6 0
2 番 桑 澤 直 亨 君	
地域活性化のカギを握る特産品の開発とプロモーションについて……………	7 6
8 番 小 池 正 夫 君	
認知症への取り組みと支援について……………	9 2
担い手の育成支援について……………	1 0 0
遊休農地の対策について……………	1 0 1
○散会の宣告……………	1 0 4

第 3 号 （12月6日）

○議事日程……………	1 0 5
○本日の会議に付した事件……………	1 0 5
○出席議員……………	1 0 5
○欠席議員……………	1 0 6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 6
○議会事務局職員……………	1 0 6
○開議の宣告……………	1 0 7
○諸般の報告……………	1 0 7
○一般質問……………	1 0 7
3 番 原 田 悠 嗣 君	
瓜連庁舎及び分庁舎問題について……………	1 0 8

行政経営の在り方、ひまわり幼稚園の今後について……………	1 1 0
道の駅について……………	1 1 3
1 7 番 遠 藤 実 君	
地域活性化について……………	1 2 3
エネルギーの地産地消策について……………	1 3 0
6 番 渡 邊 勝 巳 君	
金属類の盗難と再生資源物の屋外保管について……………	1 3 8
生活基盤の整備について……………	1 5 0
1 番 柳 原 一 和 君	
那珂市シティプロモーションを考える……………	1 5 5
那珂市定住促進を考える……………	1 6 6
5 番 鈴 木 明 子 君	
市公式ＳＮＳ利用の現状について……………	1 7 1
市の防災計画について……………	1 7 5
1 3 番 寺 門 厚 君	
那珂市の救急業務について……………	1 8 4
闇バイトについて……………	1 9 0
小学生の通学時の安全確保について……………	1 9 3
○議案等の質疑……………	2 0 0
○議案の委員会付託……………	2 0 0
○散会の宣告……………	2 0 1

第 4 号 （1 2 月 2 0 日）

○議事日程……………	2 0 3
○本日の会議に付した事件……………	2 0 3
○出席議員……………	2 0 4
○欠席議員……………	2 0 4
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	2 0 4
○議会事務局職員……………	2 0 4
○開議の宣告……………	2 0 5
○会議録署名議員の補充指名……………	2 0 5
○諸般の報告……………	2 0 5
○議案第 6 0 号～議案第 6 9 号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	2 0 5
○議案第 7 0 号～議案第 7 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 0 8
○議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 0

○議案第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 1
○議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 2
○議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 3
○議案第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 4
○議員派遣について……………	2 1 5
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	2 1 5
○閉会の宣告……………	2 1 5
○署名議員……………	2 1 7

那珂市告示第 1 7 9 号

令和 6 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 6 年 1 2 月 3 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和6年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	12月3日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	12月4日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	12月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(富山、花島、小宅、君嶋、大和田、桑澤、小池)
第4日	12月6日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、遠藤、渡邊、榊原、鈴木、寺門厚) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第5日	12月7日	土		休 会	
第6日	12月8日	日		休 会	
第7日	12月9日	月		休 会	(議事整理)
第8日	12月10日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月11日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月12日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月13日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月14日	土		休 会	
第13日	12月15日	日		休 会	
第14日	12月16日	月		休 会	(議事整理)
第15日	12月17日	火		休 会	(議事整理)
第16日	12月18日	水		休 会	(議事整理)
第17日	12月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第18日	12月20日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	1 0 番	大和田 和 男 君
1 1 番	富 山 豪 君	1 2 番	花 島 進 君
1 3 番	寺 門 厚 君	1 4 番	萩 谷 俊 行 君
1 5 番	笹 島 猛 君	1 6 番	君 嶋 寿 男 君
1 7 番	遠 藤 実 君	1 8 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和6年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（12月3日）

令和6年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程・説明

議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）

議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和6年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について

議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君

17番 遠藤 実 君
欠席議員（なし）

18番 福田 耕四郎 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君	総 務 部 長	玉 川 一 雄 君
市民生活部長	平 野 敦 史 君	保健福祉部長	生田目 奈若子 君
産 業 部 長	加 藤 裕 一 君	建 設 部 長	高 塚 佳 一 君
上下水道部長	金 野 公 則 君	教 育 部 長	浅 野 和 好 君
消 防 長	堀 江 正 美 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	澤 畠 克 彦 君	選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、特別会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告及び令和7年度予算編成方針、監査委員から提出がありました令和6年9月から11月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、大和田和男議員、11番、富山 豪議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに搭載しております。

◎議案第60号～議案第69号の一括上程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第60号から第69号までの以上10件を一括して議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先月16日に開催した市表彰式典でございますが、議員の皆様にはお忙しい中ご列席を賜り、誠にありがとうございました。

式典では、個人54名と8団体の皆様が受賞されましたが、このうち、寺門 厚議員におかれましては自治功労表彰を、富山 豪議員におかれましては、自治功労表彰と功労表彰を受賞されました。また、花島 進議員、笹島 猛議員、福田耕四郎議員におかれましては、功労表彰を受賞されました。

表彰を受けられた皆様におかれましては、誠におめでとうございます。改めて、これまでのご功績に深く敬意を表する次第でございます。

なお、特別奨励表彰では、フランスのリヨンで開催された技能五輪国際大会並びに愛知県で開催された技能五輪全国大会においてご活躍された、個人2名の方々に表彰させていただきました。

今後も、市に明るい話題を提供し、さらなるご活躍が期待される皆様を積極的に応援してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和6年第4回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、議案として専決処分に係るものが2件、令和6年度各種会計補正予算が5件、その他が3件の計10件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

議案第60号をお開き願います。

議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）。

児童手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布により、扶養控除の対象となる扶養親族に係る基準が見直されましたが、茨城県においては現行どおりの取扱いとする茨城県医療福祉対策実施要領が、令和6年9月27日に一部改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第61号をお開き願います。

議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,735万7,000円を追加し、241億6,440万7,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費において、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億7,658万4,000円を追加し、244億4,099万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、市税等過誤納還付金において、市税の還付見込額の増に伴い、還付金等を増額するものでございます。

民生費については、支出見込額の増に伴い障害福祉サービス給付事業及び生活保護扶助費を、児童手当の拡充に伴い児童手当支給事業等を、それぞれ増額するものでございます。

衛生費については、妊活医療費助成事業において、不妊治療費助成に係る申請件数の見込み増に伴い、扶助費等を増額するものでございます。

農林水産業費につきましては、農業活動拠点施設管理事業において、芳野農産物直売所の電源設備改修に係る工事請負費等を計上するものでございます。

商工費については、中小企業振興対策事業において、自治金融信用保証料の見込み増に伴い、補助金を増額するものでございます。

土木費については、橋梁長寿命化修繕事業において、国の補助内示額の減に伴い、工事請負費を減額し、委託料等を増額するものでございます。

教育費については、給食センター運営事業において、賄い材料費等を増額するものでございます。

諸支出金については、国庫負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金及び市債を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を、それぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第63号をお開き願います。

議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ587万5,000円を減額し、54億8,082万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、国民健康保険事業費納付金について、算定額の確定に伴い、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る負担金を、それぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、議案第64号をお開き願います。

議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4,783万2,000円を追加し、9億5,783万2,000円とするものでございます。

歳出の内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金において、保険料納付金の見込み増などに伴い、負担金を増額するものでございます。

また、歳入については、繰入金を減額し、保険料、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第65号をお開き願います。

議案第65号 令和6年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和7年度の水道事業運営に要する契約について、令和6年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第66号をお開き願います。

議案第66号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

令和7年度の下水道事業運営に要する契約について、令和6年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第67号をお開き願います。

議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年6月26日午前11時40分頃、古徳1480番9付近において、市所有地である道路法

面に生え、道路上にせり出していた木の枝が落下し、相手方が運転する自動車へ直撃して車体前部を損傷し、その反動で相手方を負傷させた事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第68号をお開き願います。

議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について。

戸籍事務においては、平成27年8月から現在まで、県内5市町で共同のサーバーを利用するいばらき戸籍共同システムを運用しており、その管理等に関して、那珂市が運用事務を受託しております。

国の戸籍システム標準化に伴い、令和7年1月14日に、戸籍システムはクラウド環境の利用に移行することから、共同運用に関する事務受託を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

続いて、議案第69号をお開き願います。

議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年9月末日まで、本市で事務局をしていた那珂地方公平委員会について、10月から東海村に事務局を変更したため、9月までの令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算審査意見書について報告願います。

城宝信保監査委員、登壇願います。

監査委員。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第69号の審査結果についてご報告申し上げます。

令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

1ページをご覧ください。

審査対象。令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期日。令和6年10月25日に審査を実施いたしました。

審査概要。審査に当たっては、那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算証書類その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、決算計数の正確性を精査するとともに、関係職員の説明を求め、収支が適正か、予算の執行が効率的に行われているかなどに主眼を

置いて実施しました。

審査結果。地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要は別添のとおりでございます。

令和6年10月25日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 萩谷俊行。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時18分

令和6年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（12月5日）

令和6年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月5日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市民生活部長	平 野 敦 史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産 業 部 長	加 藤 裕 一 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	堀 江 正 美 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から7番までの議員が行います。明日は、通告8番から13番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

また、帽子を着用の方は、脱帽をお願いいたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） それでは、通告1番、富山 豪議員。

質問事項 1. 市制施行20周年と那珂・瓜連合併20周年について。

富山 豪議員、登壇願います。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 改めまして、おはようございます。

議席番号11番、富山 豪でございます。

今年も早いもので、気がつきましたら、あっという間の12月、今年最後の定例会となりました。今定例会は13人の質問予定者がいるということで、本日、そのトップバッターでの質問となりました。独特な緊張感がございますが、市制施行20周年と那珂・瓜連合併20周年につきまして、通告に従いまして、順次、伺ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方もご存じのとおり、市制施行の条件は、地方自治法や茨城県が定めます市となるべき要件に関する条例の要件を満たす必要があります。最もポピュラーなところの人口が5万人以上であることという要件をはじめ、高校や図書館などの都市的施設が設けられていることや、上水道やゴミ処理施設の整備や、中心市街地を形成する町並みにある家が6割以上であることや、商業やサービス業で働く人が6割以上であることなど、市にふさわしいとされる様々な要件が示されております。

そして、市制に移行することの最大のメリットとして考えられることは、町にはない事務権限と財政支援が受けられ、よりきめ細やかで充実した住民サービスが可能になるとされる一方で、都市的イメージが高まることで、企業進出や、それに伴う雇用や就労の充実が上げられております。

本市の場合どうなのかといいますと、これまでに共同で行ってきた様々な行政サービスなどの連携等も踏まえながら、両町が抱えます人口減少や財政に対する課題などに対応するために、行財政基盤の強化を目的とした2町の合併が不可欠であるという結論に至り、2005年に旧那珂町の人口約4万7,000人に旧瓜連町の約9,000人が編入方式によります合併で合わさりまして、その要件である5万人を超えて那珂市が誕生となりました。

そして、来年1月21日には、めでたく市制施行の20周年を迎えるとのことですが、この20年という大きな節目を迎えるに当たり、それに併せまして、現在、どのような事業展開を行っているのか、また、今後、行っていくのかを伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市では、市制施行20周年を迎えるに当たりまして、記念ロゴマークを作成しております。各種発行物やのぼり旗などで広く活用するとともに、各種イベントにおける冠事業の展開、

さらには、本市誕生からの歩みを振り返る特集記事を「広報なか」に毎号連載し、この20年を振り返る機運やシビックプライドの醸成を図っているところでございます。

また、来年1月18日には、市制施行20周年記念式典を開催いたしまして、市政伸展にご貢献をいただきました方々を表彰するほか、サツマイモの栽培技術に生涯をかけて尽くしました白土松吉氏に名誉市民賞の贈呈を行うなどをする予定でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 記念ロゴマークの制定を行い、のぼり旗や市報など発行物で活用し、様々なイベント等における冠事業の展開、さらには、「広報なか」での特集記事として20年の振り返りを行っており、今後としては、記念式典の開催や、その中で、このたび名誉市民に選ばれました白土松吉氏への名誉市民賞の贈呈や市政発展にご尽力いただきました方々への表彰などを予定されているとのことで、様々な事業により、市民の皆様の機運を高め、シビックプライドの醸成を図っているとのことと理解いたします。

20周年記念事業につきましてもう一点だけ伺います。

ただいまの答弁中にもありました冠事業とはどのようなものなのか、応募や審査もあると聞いておりますが、その状況も併せて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、冠事業といいますのは、各種イベントの題名に「那珂市市制施行20周年」などの冠をつけることによりまして、広く参加者に20周年の節目の年であるということを周知するものでございます。市主催のイベントに加えまして、各種団体からも冠事業の申込みがあります。那珂市の八重桜まつりや月見の会、文化祭、産業祭など、多くのイベントに冠をつけて20周年のPRを図っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 様々なイベント等で「那珂市市制施行20周年」の冠、いわばタイトルをつけて、先ほどありました機運の醸成を図ろうという企画であるのかなと理解いたします。

また、現状の応募はといいますと、市主催のイベントと各種団体ということですので、企業ということではなく、市の関係いたします団体がほとんどであろうかと推測するところで。なかなか一般企業が、と言いますと難しい点はあるのですが、調べたところ、期間が来年の3月まで、あと少しでありますが残っておりますので、引き続きのPRをよろしく願いいたします。

余談となりますが、お隣であります常陸太田市では、市制施行70周年、合併20周年を記念いたしまして、先週の土曜日に花火大会を開催したとのこととあります。また、常陸大宮

市も来年の市制施行20周年に向けた様々な事業を考えていると伺っております。本市を含めまして、平成の大合併と言われますほぼ同じ時期に合併した自治体でありますので、20年というこの節目において、形は様々ではありますが、振り返りの機会をつくっているのだなと思うところであります。

そこで、本市においての市制施行20周年は、いわば那珂・瓜連2町の合併の20周年となります。これまでの過去において合併協議会で取り決めた事項などについて、総括や振り返りは行われたことがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

合併に当たりましては、合併後も地域住民の声を施策に反映させまして、均衡ある発展ときめ細かな行政サービスを実現させるために、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、那珂地区及び瓜連地区に地域審議会を設置しました。この地域審議会は、10年にわたりまして新市まちづくり計画の執行状況等についてご意見をいただいていたところでございます。

地域審議会の設置期間の10年間を終えるに当たりまして、おのこの自治体で行ってきまして事務事業の統一や見直しにつきましては、時間を要することもありましたが、おおむねスムーズに移行できたという総括がされているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 合併特例の法律に基づき、両地区に地域審議会を設け、10年間にわたり意見交換を行い、その結果、事務事業の統一、見直しについて、時間はかかったが、おおむねスムーズに移行がきたという総括がなされたということですが、どれだけの項目で話し合いをなされ、どのような主張や譲歩などがあり、どのように決められたかなどは、なかなか知るところにないのかなと感じております。せっかくの節目となります20周年、先ほど申し上げましたように、せっかくの振り返りとなりますので、さらに詳しく伺います。

当時、2町の合併を協議しておりました那珂町、瓜連町の町長、議員、職員、有識者から成ります合併協議会であります。また、加えまして、その協議内容は多岐にわたることは安易に想像がつくところです。

そこで、その取決め項目は何項目あり、現在、全てにおいて履行された状況にあるのか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

合併に係る調整項目につきましては、7つの専門部会を設置いたしました。全ての事務事業の抽出を行いまして、合併特例法で取扱いを決める必要がある項目から、両町で格差がない事業等も含めまして、全部で1,285項目ございました。合併協定書に記載されております

最重要事項といたしまして協議した45件の事務事業につきましては、平成22年度までに統一されております。そのほか調整項目につきましても、平成29年度の給食センターの統合により終了しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 7つの専門部会にて1,285の調整項目を抽出し、なおも重要な45項目の事務事業は平成22年までに統一されており、平成29年度の給食センターの統合で全て終了とのことでありますが、率直な感想といたしましては、互いの主張と譲歩の中、繰り返して行われます1,285項目にわたります調整は本当に大変であったろうと、当時、調整に尽力されました合併協議会の皆様には本当に頭が下がる思いでございます。

ただ、当時の合併協議会の議事録を見ますと、全ての項目を合併協議会の中で協議することは時間的に困難であり、住民生活に深く関連するものについての協議を行い、サービスの内容や負担状況、また、直接的に影響を及ぼす重要度によりランクづけをするとありました。

そこで、1,285にわたります協議項目の中、持ち越しとなり、新市の対応に委ねられたものはなかったのか、また、あったなら、その対応はどのようなになったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

協定書の中にも記載のあるとおり、例えば、慣行の取扱い、町章、町の印ですね、あとは、町民憲章、町の歌、町民音頭などにつきましては、新市において検討機関を設け、新たに制定するものとされております。その後、合併5周年を迎える平成21年に市民憲章が制定されるとともに、新しい市民の歌、音頭が完成したところでございます。

また、水道料金、下水道使用料などにつきましても、合併後、3年以内を目途に調整するとされ、平成20年4月に旧那珂町の制度に統一されております。

さらに、総合計画の取扱いについては、新市において新たに策定するとしておりまして、新市まちづくり計画を継承する形で、平成20年3月に策定されております。策定に当たりましては、各地区の地域審議会の会長に策定委員会に参画していただいたところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 慣行などのソフト面の取扱いは、慌てて制定せずに新市で検討すればいいし、上下水道料金は急な変更で混乱を招くおそれがあるため、一定の移行期間を設けることでスムーズな統一をという考えと理解いたします。そして、何よりまちの設計図ともなり得る総合計画は、新しく生まれる新市で話し合われるのが当然であると理解いたします。このような点を踏まえますと、審議会が言いますように、時間を要したが、おおむねスムーズに移行できたという総括につながると思うところでございます。

そこで、今度はスムーズに移行できた後の状況を見てみたいと思います。

状況の変化として一番分かりやすいと思われます人口の動きで伺いたいと思いますが、合併前と合併後の旧2町の人口の変化はどのようになったのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

平成16年10月1日時点の常住人口でございますが、これ合併前の人口でございますけれども、旧那珂町が4万6,641人、瓜連町が8,815人、合計いたしまして5万5,456人ございました。

それから、20年後の現在の人口でございますけれども、令和6年10月1日の常住人口で申し上げますと、旧那珂町が4万5,064人、旧瓜連町が7,235人、合計で5万2,299人となっております。

この20年間で3,157人の減少というふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 単純に計算しますと、この20年で旧那珂町は1,577人の減少であり、旧瓜連町もほぼ等しく1,580人の減少ということです。また、全体で見る3,157人の減少を2町の割合、対比で見ますと、ほぼ50%ずつであり、痛み分けであると思われる方もおられると思いますが、お分かりのとおり、那珂と瓜連、もともとの人口の数自体が大きく違います。

そこで、減少率を計算してみますと、旧那珂町は合併時の人口から3.4%の減、旧瓜連町は実に17.9%の減となり、その値は大きく異なります。また、さらに詳しい傾向はといいますと、以前いただきました、2015年から2019年までの5年間だけではありますが、地区別人口の推移を伺った際の答弁を引用させていただきますと、本市における市街化区域の中心地である菅谷地区が627人増で、約3%の緩やかな増加傾向にあるだけで、実数では一番の減少であります385人減の瓜連地区、減少率では一番の9%減であります戸多地区をはじめとして、全ての地区で大きく減少が始まっているとされております。

加えまして、先ほど答弁にありました合併後の新市に委ねられました本市の総合計画を含めました各種計画を見てみますと、中心核である菅谷地区の市街化区域と北西部地域の本市の2番目の核となる瓜連地区の市街化区域にコンパクトに対応した生活拠点と位置づけ、この2つの地域に緩やかに人口誘導を行うとされています。ですが、那珂市誕生から見えます現状は、先ほど申し上げたとおりでございます。菅谷地区の増加には、利便性のよさなど様々な要因があると思われますが、それを下支えする各種計画や施策の効果が見えることも事実であると感じております。

それらを踏まえ、2つの地域を同じ市街化区域を有する地区として考えた場合で重要なことの一つに、計画的な都市基盤の整備が上げられます。

そこで、まず1点目として、旧2町の都市計画道路はどのように変わったのか、延伸した距離を伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

那珂市の都市計画道路は17路線あり、計画延長としては6万60メートルになります。令和6年3月末の整備状況になりますが、延長として4万4,540メートルが整備済みであり、整備率74.2%となっております。

その内訳として旧那珂町では、計画延長が5万1,990メートルに対し、整備済み延長は3万7,240メートルとなっております。整備率としては71.6%となり、合併してからは6,060メートルの整備を行っております。

また、旧瓜連町では、計画延長が8,070メートルに対し、整備済み延長は7,300メートルとなっております。整備率としては90.5%となり、合併してからは4,650メートルの整備を行っております。

那珂市全体として合併から1万710メートルの都市計画道路の整備を行ったところです。

なお、今年度ですが、菅谷飯田線を含む都市計画道路4路線で工事、用地買収などを進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとはなりますが、計画延長が5万1,990メートルの菅谷地区に対して、8,070メートルの瓜連地区、整備済みとしてそれぞれ3万7,240メートル、7,300メートル、その整備率が71.6%、90.5%であるとのことですが、まず、率直な感想といたしまして、合併後の延伸距離の大きな差は生まれておらず、その整備にバランスを取っていただいたことに感謝いたします。また、予想どおりというか、当然のことというか、計画そのものが小さい瓜連地区を見れば、整備率として見れば高くなることもよく分かりますし、そもそもの菅谷地区での計画の規模が圧倒的に大きいということ、また、整備済みの距離も同じく、圧倒的に長いということに尽きると考えます。

そこで、さらにもう一点、旧2町における合併前と合併後の公共下水道の状況はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

まず、合併前におけるそれぞれの整備状況になりますが、瓜連町につきましては、全体計画面積512.0ヘクタールに対し整備済み面積は243.9ヘクタールと、整備率にしますと47.6%でした。那珂町につきましては、全体計画面積2,745.8ヘクタールに対し整備済み面積は614.3ヘクタールと、整備率にしますと22.4%でした。

次に、合併後の令和6年3月末におけるそれぞれの整備状況につきましては、旧瓜連町で

は、全体計画面積512.0ヘクタールに対し整備済み面積は296.1ヘクタールと、整備率は57.8%になります。旧那珂町では、全体計画面積2,745.8ヘクタールに対し整備済み面積は1,276.7ヘクタールと、整備率は46.5%になります。

なお、今年度ですが、茨城県においては、那珂久慈流域下水道全体計画の見直し作業が進められていることから、本市においても、令和3年3月に策定した那珂市公共下水道全体計画見直し方針に基づいた全体計画の法的見直しを進めており、引き続き公共下水道や合併処理浄化槽などを推進し、持続可能な下水道事業を進めてまいります。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、瓜連地区の全体計画面積512ヘクタールに対し、合併前の旧那珂町である頃にそれを超す614.3ヘクタールが既に整備済みであり、全体計画の面積も旧那珂町は旧瓜連町の5倍以上という、都市計画道路同様、圧倒的な大きな計画があると言えます。

また、整備率の上がり具合を見てみますと、旧瓜連町の47%から57%という約10%の伸びであるのに対して、旧那珂町は、もともとになりますが計画面積が多いため、整備率が22.4%と高くはありませんでしたが、現在は当時の倍以上の46.5%の整備率ということなので、この20年間で大きく進んだという点が分かると思われまます。

そこで、2つの地区を比較した場合、20年で瓜連地区における公共下水道計画の進み具合に鈍化が見られると感じております。今後の瓜連地区の計画はどのようなになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

現在の本市における公共下水道整備計画につきましては、令和3年3月に策定した那珂市公共下水道全体計画見直し方針及び令和5年3月に策定した那珂市公共下水道事業経営戦略に基づき、令和6年3月に那珂市公共下水道事業整備方針を策定いたしました。そこで新たな整備地区として5地区を選定しましたが、旧瓜連町としては、古徳地区と下大賀地区の2地区の整備を進めてまいります。その2地区につきましては、今年度と来年度にわたり整備計画や受益者負担金等、地元説明会の実施と管路等の実施設計作業を進め、令和8年度より順次工事を行っていく計画となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 様々な試算を経て、新たな整備地区として5地区を選定し、その中で瓜連地区においては、古徳地区、下大賀地区をしっかりと整備計画に組み込んでいただけたことに大変よかったと感じております。大きな予算を要する事業となりますので、すぐさまとはいきませんが、引き続きの下水道整備工事をよろしくお願いいたします。

各種計画として都市計画道路と下水道整備計画を伺いましたが、旧2町には都市基盤を支

えます計画があり、また、同じように行ってこれ、本市の中心核である菅谷地区と瓜連地区を比べれば、その違いは当然のことと言えばそれまでですが、その規模感の違いには非常に大きなものがあると感じております。

しかしながら、同時に、小さいながらもではありますが、市街化区域を有しております瓜連地区は、その大きな違いは埋めることができなくても、少しでも近づく努力はできるのではないかと感じております。現在、那珂市において市街化区域の宅地率はおおむね63%ぐらいであり、有効活用ができていない市街化区域が多く見られることも事実であり、瓜連地区もまさにその中にあると感じております。大きな計画ではなくとも、そこにピンポイントで街路が1本入ることで、住宅が建ち、店舗がということも大いにあると思われます。ここはぜひとも20年という大きな節目に、新たに市街化区域の活性化を目指します調査、研究をしていただき、地域の実情に合った有効性の高い道路整備と土地利用を心よりお願い申し上げます。

20年前の平成の大合併を大きく推し進めた要因の一つに、合併特例債が上げられます。当然ながら、皆様方のご存じではありますが、合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な財源として、新市建設計画に基づき借入れができます地方債をいいます。また、事業に係る費用の95%までの借入れが可能であり、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税により措置されるため、有利な財源であるとされております。

平成30年6月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債を起こすことができる期間が5年間延長されたことによりまして、本市においても地方債の中でも有利とされる合併特例債を有効活用し、市の一体性の確保や均衡のある発展に資する主要事業を着実に実施するために、新市まちづくり計画を変更したことを公表しております。

そこで、現在、合併特例債の利用状況はどのようになっているのか、また、今後の活用予定はどうか、併せて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 合併特例債につきましては、これまで市道整備や両宮排水路など社会基盤の整備、それから、瓜連中学校屋内運動場など教育施設整備、静峰ふるさと公園の魅力向上に向けた施設整備等に活用してまいったところでございます。

今後につきましては、ハード事業におけます重要な財源の一つといたしまして、市道整備などを中心に引き続き有効活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 先ほども申し上げましたとおり、合併特例債は有利な起債であるため、本市においても様々な事業において効果的に活用していて、また、今後については、ハード事業の重要な財源として市道整備を中心に有効活用していくとのことですが、皆様方も

ご承知のとおり、この合併特例債のメリットとして上げられるものに、この特例債の返済等の優位性を活用し、通常では行えない大規模な公共事業が行えるということが上げられます。

そこで、さらなる地域の活性化、一体化を目指します施策として、瓜連地区と中心地であります菅谷地区を直に結び、往来を盛んにする道路が大変に有効であると同時に、現在、瓜連地区の大多数の方が依存しております隣接自治体での買物等を菅谷地区へ向けさせる、導くという目的も込めることができるのではと感じております。

それらを踏まえまして、20年前の合併当時も話題となったと伺っておりますナザレ園街道の拡幅を改めまして願いますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員がおっしゃっている市道につきましては、県道瓜連馬渡線を国道118号方面に進み、ナザレ幼稚園手前の丁字路を右折したところを起点とし、中里地内を経由し、都市計画道路平野杉本線のJ R跨線橋付近の市道に接続する道路として計画されております。この道路につきましては、現在、舗装や一部排水など一定程度整備されていることから、現在のところ整備時期は未定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 20年前にどのような協議がされたのか、また、協議自体が本当にあったのかは当時の記録として確認できませんでしたので、定かではありませんが、いずれにせよ、本当は合併に対します期待感が高い時期に協議、検討がなされておれば、また違った結果があったのではと悔やまれるところであります。今回はまだ整備予定はないということで残念ではありますが、菅谷地区と瓜連地区の一体感をさらに醸成する上でも、さらに経済効果の面から見ても大きなプラスになると思われれます。20年という節目に当たり、改めて検討していただけますよう再度お願いしておきたいと思います。

最後に、この20年の節目に、また、この節目の時期だからこそ、どうしても変えていただきたい問題として、電源立地給付金の不均衡がございます。多くの先輩議員が何度も取り上げておられます問題でありますので、もはや説明は要らないと思いますが、簡潔に説明いたしますと、原子力発電施設が所在する自治体とその周辺自治体の住民や企業に対して、原子力発電への理解と協力を求めるために支給されます交付金であります。そして、本市においては、旧那珂町のエリアにだけ給付されており、那珂市が誕生して20年たつ現在においても、旧2町での枠組みの中で判断されており、同一自治体に暮らしながら不平等な格差を生んでおります問題です。

そこで、市制誕生20年のここを契機に、この電源立地給付金事業を見直すべきであると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂町と瓜連町が合併いたしまして那珂市となりましたが、原子力立地給付金につきましては国の制度でございまして、旧瓜連町は算定外の地域のままというふうになっております。同じ市内におきまして給付金の給付に違いがあるということから、平成18年にも市と市議会におきまして、経済産業省に対しまして旧瓜連町にも給付金が行き渡るよう要望活動などを行っているところでございます。

しかしながら、市町村合併に伴う算定区域の拡大は行わないというふうな国の姿勢は相変わらず変わっておらず、現在に至っているという状況でございます。現在、原子力発電所の再稼働についての協議もされている時期でもあることから、要望活動等については、現在、慎重に考えているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 経済産業省が算定地域の見直しを行わないため、瓜連地区は対象外で現在に至っており、また、原子力発電所を取り巻く環境がデリケートな時期なので、要望については慎重に考えているとの答弁であると理解いたします。

過去に行っていただきました要望に対しましては感謝をするところですが、要望しても国がそれを認めない、また、那珂市がそれを額面どおり受け取り、国がやらないからできませんと言うのであれば、この釈然としない状況は20年、いや永遠に変わらないかと思われれます。

そこで、国の対応が期待できないのであれば、本市の一般財源を用いてその不均衡を埋めるべきであると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

この給付金の金額や交付対象につきましては、国の交付規則に基づくものでございまして、それらに従いまして国が交付決定をしているものでございます。

ご提案につきましては理解をいたしますけれども、現在、少子高齢化に伴う扶助費の増加、物価の高騰、施設の修繕のほか、激甚化する災害対応など厳しい財政状況の中で、国の制度を超える形で一般財源を使うということは、大変難しいものというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 提案について一定の理解をいただいたことは前進であると感じますが、現状においての一般財源を給付金に充当することは難しいとのことで、誠に残念であります。ですが、瓜連地区の世帯数と現在の平均給付額を考えますと、極めて難しく、困難であると言い切れないところもあると感じております。この20年という大きな節目だからこそ、いま一度、国に対し要望活動を行っていただき、さらに様々な角度から研究を重ねていただき、一刻も早い改善に取り組んでいただきますよう、再度お願いをしておきたいと思っております。

最後に、市制施行20年、合併20年に対しまして、市長の所見、思いなどがあればお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

合併20年を振り返って、そして、地元の課題を捉えてのご質問だったと受け止めております。

本当に早いもので、両町が合併をして市制施行から20年になりました。改めて先人の皆様が築き上げてくれた礎に感謝するとともに、新市発展にご尽力いただきました皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

合併以降のまちの歩みを振り返りますと、平成23年3月の東日本大震災や令和元年10月の台風被害、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症への対応など、社会、経済情勢の各般にわたり、大きな変化の時代であったというふうに考えております。このような中でも、図書館の建設や普通教室へのエアコン設置など、教育環境の整備や地域活動の拠点となる各地区のコミュニティセンター整備など、様々な施策を進めてまいりました。

協働によるまちづくりの推進においては、区長制度から自治会制度へと切り替わり、まちづくり委員会が中心となって、よりよい地域づくりにご尽力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

合併20周年の節目の年に、那珂市が未来に向けてさらに飛躍できるよう、将来の那珂市を考える機会とするべく、来年、記念式典の開催なども予定をいたしております。今後とも、議員からもご指摘をいただいた、ご提案をいただいたことも参考にしながら、関係各位のご支援をいただき、「住みよさプラス活力あふれるまち」をスローガンに、市政運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。

那珂市の誕生に際しましてご尽力されました初代那珂市長であります小宅近昭市長は、開市式、市を開く式典ですね、開市式での挨拶で、両町が持っている自然や歴史、文化を大切に、両町の住民の皆様の融和を図り、合併してよかったなと思えるまちづくりを目指すと言われ、合併は手段であり、目的ではないともおっしゃっておられました。20年過ぎた今、その思いは既になかったかもしれません。ですが、今回の節目に、いま一度その思いに触れていただき、皆様それぞれの思いの中にあります市制施行20年、2町合併20年の振り返りの機会となり、さらには、先ほど先崎市長よりありました、未来に向けて飛躍する那珂市の将来を考える機会となりますよう心よりお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、富山 豪議員の質問を終わります。

なお、システム障害のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告2番、花島 進議員。

質問事項 1. 額田地区の道路整備予定について。2. 視覚障がい者の選挙投票への便宜について。3. 子ども・子育て支援金制度について。4. 国民健康保険税について。5. 学校給食や保育園、幼稚園の給食費について。6. 奨学金返済補助制度について。7. 人事院勧告の市職員処遇への反映について。

花島 進議員、登壇願います。

〔12番 花島 進君 登壇〕

○12番（花島 進君） 通告の順に従って質問いたします。

まず、額田地区の道路整備予定について伺います。

質問項目に入る前に、国道349号線の下り車線で額田西交差点から北側の部分について、一般質問等も含めて何度か県の大宮土木に、あれを何とかしてくれと頼みましたが、ようやく最近、改修できました。おかげさまでありがとうございますと言うんですが、もっと早くやっていければもっとよかったです。

さて質問です。今後の額田地区の道路整備計画、当面の予定はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） 先ほどの答弁ありがとうございました。答弁をいたします。

額田地区の今後の道路整備の予定でございますが、計画道路整備として、額田東郷新地後坂下線、狹隘道路整備として額田北郷塙大杉本線の各路線において、道路改良舗装工事を進めているところです。

一方、整備基準道路整備である新道天神小屋線ですが、本年4月に契約を締結いたしまして、工事延長160メートルの道路改良舗装工事が9月に完成しました。整備延長として311メートルの区間を整備完了となりました。残りの約830メートルの区間につきましては、道路用地の確保に時間を要することから、実施時期を含めて、関係地権者や自治会と話を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 特に地元で関心があるのは新道天神小屋線なんですけど、まだ830メートル残っているということです。道路用地の確保の問題があるかと思いますが、地元との協議を進め、円滑に整備を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

視覚障がい者の選挙投票の便宜についてです。

選挙のときに視覚障がいの方々は、投票する以前に候補者がどういう人があるかとか、政党がどういう政党があるかとか、そういう情報に触れにくい状況があります。もちろん投票の差し支えもあると思います。どのような支援があるかお伺いします。

まず、視覚障がい者の選挙投票への支援は何を行っていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

視覚障がい者の投票につきましては、公職選挙法により、点字投票という方法が定められております。投票所において選挙人から点字での投票の申出があった場合には、通常より少し厚手の点字用の投票用紙に、選挙人が点字器を使って直接点字を打ち、それを投票箱に入れるという投票方法になります。その一連の流れにつきましては、投票所の市の職員が補助しながら行っております。

本年10月の衆議院議員総選挙においては、4票の点字投票が行われました。また、視覚障がいのある方や手の不自由な方など、ご自身で書くことが困難な場合には、申出により代理投票をすることができます。これは投票所の選挙事務従事者のうち、2人の補助者が選挙人の代わりとなって投票を行うというもので、選挙人が投票したい候補者の氏名や政党名を1人が聞き取って代筆し、もう1人がその記載内容に誤りがないよう立ち会う役割となり、選挙人の意思を確認した上で投票する方法となります。

この代理投票による10月の衆議院議員総選挙の投票は、視覚障がい者のみではありませんが、全体で32人の方にご利用をいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 投票行動そのものには差し支えがないようにされていると思いました。

では、先ほど言いましたように、投票以前にどのような候補者がいるかとか、政党がどういう政党があるかとか、そういうのを知るチャンネルが視覚障がい者の方は少ない状況です。

実は私、知り合いに視覚障がいの方がいまして、先日の総選挙の際には、今までなかった点字資料があつてよかったという声を聞きました。選挙公報とか候補者、政党の情報など視覚障がい者への公的な支援はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

国や県の選挙の場合、視覚障がい者支援団体が作成した点字による選挙公報があり、その内容を点字で確認することができるようになっております。また、点字以外にも音声版の選挙公報があり、これらは県が一括で発注し、期日前投票期間中に市に届きます。これらの資料をご希望の場合は、数に限りはございますが、市の選挙管理委員会まで申し出ていただければ提供することができることとなります。

さらに、茨城県選挙管理委員会の指定する病院や老人ホームなど、不在者投票を実施することができる施設に対しても、これらの資料を提供することは可能となっております。

なお、市が執行する選挙におきましては、点字による候補者等名簿を市の選管が独自に作成し、点字投票の際にご利用をいただいているところでございます。

点字による選挙公報や音声版選挙公報につきましては、市で作成することが困難な状況であるため、投票所で申出があった際には、可能な限りの情報提供と投票のサポートにより、安心して投票できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） いくらか、それなりの努力はしているというのは分かりました。ですが、市が執行する選挙でも点字による候補者名簿だけでなく、音声版の選挙公報ぐらいはできるんじゃないかと思います。実は目の不自由な方でも点字を使えない方が多いんですね。そういうことから考えると、点字の選挙公報よりは音声の選挙公報に集中してつくってみたいかがかかと思っています。これはよろしくをお願いします。

また、国や県執行の選挙で、点字や音声の選挙公報が届くタイミングなんですけれども、不在者投票のパラードを設定されたときに、そのとき以前にそういう情報が届くようにしていただきたいと思います。先ほど話した例では、たまたまかかもしれませんが、そういうタイミングだったようで、今までなかったのにと話でした。それは不自由な方のいる施設と、あるいは市との連携でタイミングを調整していただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

子ども・子育て支援金制度について伺います。

現在、いろんな行政機関、我が市も含めてですが、子育て支援の施策を行っています。その中で、国が子ども・子育て支援金制度というものをつくったようです。正直、中身がよく分かりません。これについて聞きます。

まず、国の政策で枠組みを行うこと、普通の施策の枠組みで行うこと、これとどう違うのかを伺いたい。何を行うんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策のため、経済的支援として実施する児童手当を

はじめとした様々な給付拡充に必要な財源の一部として支援金を充てるために創設された制度となっております。この支援金制度が創設された背景には、令和5年12月22日に閣議決定がされましたこども未来戦略があり、この中に、この子ども・子育て支援加速化プランが掲げられてございます。

このプランにおける経済的支援の強化策などを推進するに当たりまして、年間3兆6,000億円規模の財源が必要となり、安定した財源を確保するために、支援金制度から約1兆円を充てるものとなります。

なお、この支援金制度の財源を確保するため徴収される対象者は、高齢の方や事業主の方を含む全世代、全経済主体となり、医療保険料に上乗せして徴収されることになります。徴収に際しましては、歳出改革や既定予算の活用を図りながら、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築していくとされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） お金の話は後で次の質問につながりますので、取りあえず置いて、この子ども・子育て支援金制度はどのような事業に使われるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金が充てられる事業は、子ども・子育て支援法で定められておりまして、児童手当や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などがございます。

また、支援金制度が段階的に構築される令和10年度までは、財源として子ども・子育て支援特例公債が発行され、令和11年度以降からは、その償還金としても使われる予定となっております。

なお、この支援金につきましては、法律で定めている以外の目的には使用しない旨が示されてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 参考資料で、いろんな手当てに使われていると聞いているんですが、その問題は後回しにしまして、国の政策としては取りあえずよい方向だとは思っています。ですけれども、それを普通の予算項目の拡充ではなく、新たに支援金制度とすることが理解できないところです。しかも、一部健康保険の加入者から拠出金が見込まれているようです。

先ほど、国全体で1兆円を取るとのことなんですけど、1億何千万人の人口から考えたら、1人当たり1万円弱ですよ。具体的に健康保険の加入者から拠出金が見込まれているようですけれども、1人当たりに賦課される平均月額はどうなる予定ですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金に係る賦課額につきましては、加入する医療保険制度や、所得、世帯の状況に応じて異なるとされております。子ども・子育て支援金制度の創設に関する国の参考資料に示されている令和10年度の医療保険加入者1人当たり平均月額では、国民健康保険が月額約400円、協会けんぽでは月額約450円、健康保険組合では月額約500円、共済組合が月額約600円、後期高齢者医療制度が月額約350円となっておりまして、全ての医療保険制度の平均としましては、月額約450円となると試算されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 負担額の予想については分かりました。計算が若干どうなっているんだという疑問なところはありますが、取りあえず置きます。

その次の質問に関連しているので、次の質問に移ります。

まず、国民健康保険の会計についてです。国民健康保険の会計は徐々に予備費、基金残高、これが減っていつていますが、そのほか今後、国の子ども・子育て支援金制度への拠出も必要になるということです。そうすると、現在の国民健康保険の課税基準も現状を維持できなくなるおそれがあります。

そこで、第1の質問です。なぜ国民健康保険税の一部を子ども・子育て支援制度に使わないかということはどういうことなのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

さきの質問でお答えしました子ども・子育て支援金制度は、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとなっているため、国民健康保険におきましても、令和8年度から子ども・子育て支援金に充てる費用を賦課徴収する予定となります。

なお、税率等の具体的な内容につきましては、現在、国において検討がされているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 何度聞いても分からないですね、理屈が。

次の質問です。

国民健康保険税をどうするかについては、支払準備基金の現状が基礎になります。基金の現在の残高と今後の見通しはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和5年度決算時の国民健康保険支払準備基金の残高は、約4億9,300万円となります。今年度も基金を取り崩して不足分を賄うこととしているため、基金の残高は年々減少してい

くと見込んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今の答弁を踏まえて、来年度の国民健康保険税の課税基準をどのように設定する予定でしょうか。また、その後の見通しがあればお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、令和7年度の国民健康保険税につきましては、不足分を基金で賄えることから改正は行わない予定です。しかしながら、国民健康保険支払準備基金の残高につきましては、令和4年度は約6億4,300万円でしたが、令和5年度残高は約4億9,300万円となっており、令和6年度の残高が3億1,200万円と減少する見込みでございます。さらに、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療保険への移行などにより、被保険者は減少し、また1人当たりの医療費は増加傾向となっていることから、今後ますます財政状況は厳しくなると見込んでおります。

このような状況を踏まえ、令和8年度には子ども・子育て支援金に充てる分の税率の追加に加えまして、現在の国民健康保険税率の引上げにつきましても考えていかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 国民健康保険税については、本来は税率を上げるどころか下げてほしいと思っているんですが、なかなかそうはいかないという状況であるということはお聞きいたしました。

次の質問に移ります。学校給食や保育園、幼稚園の給食費についてです。

小学校、中学校の給食費については市から若干援助されていますが、子育てで別の分野、保育園や幼稚園でどうなっているか関心がありまして、この質問に至りました。小学校、中学校、そして幼稚園や民間保育所の給食費の実態はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） まず、教育委員会所管の部分についてお答えいたします。

小学校は月額4,600円、中学校は5,000円が給食費の額となっておりますが、児童生徒につきましては市から300円の補助を出しておりますので、実際の負担は小学校児童は4,300円、中学校の生徒は4,700円でございます。

公立のひまわり幼稚園は週に2回、給食の日を設定しております。1食370円で、食べた回数分の実費負担となっておりますので、月に8回食べますと2,960円となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君）　続きまして、保健福祉部所管の部分についてお答えをいたします。

市内の民間の幼稚園 2 施設の給食の提供とその費用につきましては、施設により異なります。1 施設は週 5 回、給食を提供し、月額 5,000 円、もう 1 施設は週 2 回、給食を提供し、1 食当たり 340 円という状況です。また、認定こども園などを含む公立・民間の保育施設は 12 施設ございますが、こちらは毎日給食を提供するよう義務づけられております。

給食費ですが、ゼロ歳児から 2 歳児までは保育料に給食費が含まれております。3 歳児から 5 歳児までにつきましては、給食のおかずなどの副食費として月額 4,500 円、ご飯などの主食費につきましては各保育施設で費用を定めており、平均では月額 1,063 円という状況です。

なお、おかずなどの副食費につきましては、市規則で規定する要件に該当する場合は全額免除をしてございます。また、保護者から納めていただいている給食費につきましては食材料費のみであり、そのほか調理に対する経費などにつきましては、保育施設などの運営費より支出をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君）　花島議員。

○12番（花島　進君）　小学校や中学校と同じように市営の保育施設に関しては、先ほど答弁では食材料費だけ頂いているということだと思います。

関連して次の質問ですが、物価高騰の中での支援策はどうなっているか。

小学校、中学校の給食には、先ほどのお答えで補助が行われています。さらに、物価の値上がりの対策もされていると聞いていますが、保育園や幼稚園ではどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君）　教育部長。

○教育部長（浅野和好君）　こちら、まず教育委員会所管の部分についてお答えをいたします。

先ほどの答弁でも触れましたけれども、小中学校の児童生徒には市の補助として月額 300 円を出しており、年額にしますと 1,243 万円ほどでございます。しかしながら、物価高騰により食材料費も値上がりしている影響で、給食の賄い材料費が不足する状況が続いており、増額補正予算で対応をしているところです。特に今年度は想定を超える不足が生じておりまして、9 月定例会では 2,496 万円、本定例会においても 2,040 万円を計上させていただいており、合わせますと 4,536 万円の追加補助となっております。

財源につきましては、令和 4 年度と 5 年度は国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用いたしましたが、今年度は市の一般財源での対応となっております。

なお、公立のひまわり幼稚園の給食につきましては補助は行っておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） 続きまして、保健福祉部所管の部分についてお答えをいたします。

物価高騰に伴う民間の幼児教育・保育施設への支援ですが、令和4年度と令和5年度に国の地方創生臨時特例交付金を活用し、給食提供に伴う食材料費と保育運営に伴う冷暖房費、それから通園送迎に伴う燃料費の3つの区分に分け、施設の定員などを基準とし、補助金を交付しております。

交付実績としましては、令和4年度は14施設、令和5年度は18施設に補助金を交付してございます。

なお、本年度につきましては、給食提供に伴う食材料費などの単価が見直され、給付費が増額となりましたので、今のところ物価高騰に伴う支援を行う予定はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。子育て全般にきめ細かな支援をよろしく願いたいと思います。

次の質問に移ります。奨学金返済の補助制度についてです。

子育てについては保護者の経済的な負担は大きいものがありますが、中でも高等教育の経済的負担は大きいです。日立市やひたちなか市では奨学金返済の補助制度が運用されています。那珂市ではそういう制度がありません。その検討を求めて質問します。

まず、ひたちなか市や日立市の補助制度、また、そのほか近隣市ではどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、奨学金の返済補助制度でございますけれども、ひたちなか市では、ひたちなか市奨学金返還支援補助金といたしまして、市内にある中小企業または医療・介護・福祉職で就業している方、あるいは市内で第1次産業に従事した方、または起業している方を対象に年間の返済額の2分の1、上限10万円といたしまして8年間の補助をしております。

また、日立市では奨学生ふるさと定住促進補助といたしまして、大学等を卒業し市内に定住された方を対象に、年間の返還金の2分の1、年間14万2,100円を上限といたしまして10年間の補助をしております。

また、奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助についても、医療・介護・福祉職の国家資格を有し市内の事業所に就業している方を対象に、返還金に対して同様の補助をしているというふうに聞いております。

そのほか、県内では、ひたちなか、日立市のほか、常陸太田、茨城町など14市町で実施をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） それでは、那珂市の実施検討はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 現在、市においては奨学金返済制度の導入はいたしておりません。

県内の実施状況としては、いずれも市内に居住することや、市内の事業所に就業することによって、さらに職種を絞っているなど、対象要件も自治体によって様々でございます。若者の移住定住の促進を目的とするのか、または雇用における人材確保を目的とするのか、それぞれの自治体の考え方が分かれているところでございます。

また、令和3年4月より、民間企業でも社員の定着率を増加させるため、奨学金返還支援として、従業員の奨学金の返済を代理で返還している制度が始まっているようでございます。この制度を導入する企業もあるようでございます。

那珂市では何らかの支援を考えていくとすれば、財源の問題、返済が困難な低所得世帯への対策、または若者のUターン対策、人材確保対策など様々な課題を踏まえた上で、市民と市にメリットや効果が出るような政策として考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 私自身、高等教育に関する市民の負担軽減は、本来、国が行うべきだと考えています。昔はそうでしたよね。何度も繰り返すんですけども、私自身、国立大学の入学金1万円でした。学費が月2,000円。しかも親が貧しいということで、時には授業料半減したりしていました。そういう施策は今ないですね。非常に残念だと思います。

ですが、国の政策が不十分な現在、地方自治体でできることを考えるべきだと考えています。那珂市でも奨学金返済制度を実施してほしいのですが、どのような制度にするか検討が進んでいないようです。今の答弁では、私としては、市にメリット等という要素はあまり考えずに、よい制度をつくってもらいたいと思います。

那珂市の偉人の中に根本 正さんがいますよね。彼は那珂市のためにとか、当時の自分の地元のためだけに仕事をしたわけじゃなくて、広く世のためにやったんだと思っています。そういう方を育てられるような制度をぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

人事院勧告の市職員処遇への反映について伺います。

今年の人事院勧告では、基本給改定だけでなく地域手当や一時金についても言及されました。職員によい仕事をしてもらい、また、よい人材を得るためには、仕事の中身だけではなく処遇も大切です。市の考えを聞きます。

まず、今年の人事院勧告の要点はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

令和6年、人事院勧告のポイントといたしましては、民間給与の状況を反映した約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっております。月例給につきましては約2.7%の官民較差を解消するため、全職員を対象とする引上げ改定が勧告されており、特に若年層として、おおむね30代後半までの職員に重点を置くような内容となっております。

給与につきましては、民間との比較から0.1月分を引き上げ、年間4.6月分とする内容となっており、これらは令和6年4月1日からの遡及適用が勧告されております。

そのほか、令和7年7月からの成績優秀者への勤勉手当の支給上限額の引上げや、特定任期付職員の一時金拡充のほか、地域手当につきましては、支給単位をこれまでの市町村単位から都道府県単位とすることと、その経過措置が盛り込まれた内容などとなっております。

これらの人事院勧告につきましては、過日、閣議決定がされましたので、本市としても国と同様、早期に給与改定を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今、お答えのあった地域手当の変更ですが、本市についてはどのように対応するつもりでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、現在3%の地域手当を支給しているところでございますが、人事院勧告では4%の支給地域に当たります。

また、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、経過措置として3%とされておりますので、引上げにつきましては今後の社会情勢などを考慮しながら、改正に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。

意見ですが、小さな地方自治体の那珂市としては、国家公務員の処遇の変遷を無視はできないということは分かります。ですが本来は独立なもののはずですね。人事院勧告などを取り入れるにしても、よく考えて実施していただきたいと思います。処遇については、よい人材を得ること、また、よい仕事をしてもらうために大変重要だと私は思っています。

なお、今回の人事院勧告で言われた成績優秀者への勤勉手当の支給上限の引上げについては、下手すると士気の低下につながりかねない要素がありますので、取り入れや運用については慎重に扱うべきだと考えています。

以上、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、花島 進議員の質問を終わります。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告3番、小宅清史議員。

質問事項 1. 消防行政について考える。2. 幼児教育について考える。3. 市街化調整区域における区域指定制度について考える。4. 那珂市への流動人口増加策を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。こんにち。

第4回定例会を迎えまして、早いもので4回目の一般質問ということになりました。この1年、今年3月に議会に戻らせていただきまして、また議員という立場で市政のほうを見させていただいておりまして、2つ感じるがございます。

1つは、行政が維持する暮らしの安心。こちらの面では那珂市は非常に安定していると感じている次第であります。これは市民の暮らしに寄り添った市政ということで、市長の人柄、そして職員の方々の実直な仕事の成果が出ているのかなというふうに感じているところであります。

そして、もう一つは、なかなかやりますと言ってもらえない市政という部分のもどかしさでございます。一般質問においていろいろな議員が、この1年、今日もいろいろありましたけれども、提案してきたこと数多くあります。確かにその中でいくつかは実現していただきました。6月に私が提案させていただきました白土松吉先生を名誉市民にというような提案ですとか、迷惑植栽を何とかしてほしいというようなことも、この間きれいにさせていただきました。本当にありがとうございます。

ですが、その他、とかく部長からの答弁におきましては、考えておりませんとか、今のところ計画はありません、そういうご答弁が多いので、とにかくやれることはやってみますというような答弁を期待する次第でございます。

この2点を踏まえて那珂市を車に例えますと、安全運転でゆっくり走行していて、乗っている分には安全を感じることができるんですけども、果たしてこのペースで目的地までたどり着くのかなというような不安を覚えることもあります。ほかの自治体に周回遅れになっていたりしないように、もっとアクセルを強く踏んでいただいて、やれることはどんどんやっていくという姿勢で臨んでいただきたいというふうに願う次第であります。もちろん安全運転も大事なことです。

さて、今回も緩やかに通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は4項目と多岐にわたりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、消防行政について考えるから質問をしてみたいです。

消防本部の職員の皆様には、日夜関係なく市民の安全を守るため、火災、災害、事故、急病などの際には速やかに出動して、市民の命を守るために様々な現場で闘っていただいているわけでございます。これは非常に頭が下がると同時に感謝の念しかございません。ですが、現場で力を発揮するためには、そのための装備も欠かせないのも事実であります。

そこで、今の那珂市の状況をお聞きしたいのですが、ポンプ車、救急車の保有台数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えします。

当市における緊急自動車は、常備消防にポンプ自動車5台、救助工作車1台、救急車においては予備車を含め4台、資材運搬車2台、指揮車1台、原因調査車1台でございます。その他の車両といたしまして4台でございます。

非常備消防につきましては、ポンプ自動車12台、ポンプ積載車型の自動車が12台を配備しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 非常備消防という言葉がございましたが、非常備消防というのは何を指す言葉でしょうか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

非常備消防とは、消防組織法第9条に定められた地方自治体における消防機関の一つであります消防団を指します。議員も活動していただいております消防団員は、本業の仕事を持ちながら非常勤特別職の地方公務員として、消火活動、大規模災害時においては救助・救出活動、警戒活動、避難誘導活動や地域の自主防災訓練において訓練指導などを行っていただいております。

また、女性消防部におきましては、応急手当、AEDなどの講習指導、火災予防啓発活動など、地域における防災・減災に向け重要な役割を担っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今年の1月1日の能登半島地震は、大変衝撃的な出来事でありました。あのときの輪島市のような火災が起こってしまった場合は特別な例としても、火災の際には延焼や類焼を一刻も早く食い止めなければなりません。そのためにも性能のよいポンプ車の装備と消防隊員の方々の訓練に日々励んでいらっしゃるのだと思います。

市内での消防車、救急車、それぞれの出動回数はどれくらいあるのでしょうか、教えてください。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えします。

議員がおっしゃいます消防車、救急車、それぞれの出動回数を出すことは難しいため、過去3年間における年間の火災及び救急の出動の件数でお答えいたします。

令和3年は、火災20件、救急2,234件。令和4年、火災25件、救急2,489件。令和5年、火災15件、救急2,802件でございます。救急出場の件数につきましては年々増加しております。

当消防本部の救急車が全て出場してしまうときには、隣接消防本部の応援を受け、連携しながら出場して対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 那珂市での火災の発生といいますと、出動は年に15回から25回というような形でしょうか。

今回、パネルのほうを許可になりましたので用意させていただきました。資料1のほうをご覧ください。

カメラでは多分細かい字は見えないかと思うんですけれども、会場にいらしている方は手元資料でご覧になってください。

総務省消防庁の令和5年の消防白書によりますと、出火率、全国平均で1万人当たり年間2.9件だそうです。ちなみに茨城が1万人当たり年間で4.8件ということでございまして、これが昨年は全国1位というようなことでございましたようでございます。ですが、那珂市のほうはそれを下回っているということでございますので、これは日頃の啓発活動や注意喚起のおかげであろうというふうに思われるわけであります。

消防隊員の方々も出動がないほうがいいということではあるかと思うんですけれども、火災、災害、事故、誤報等、それぞれこの割合というのはお分かりになりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

令和3年の出動件数は2,900件でございます。内訳といたしまして、火災20件、0.6%、救急2,234件、77%、救助34件、1.1%、支援571件、19.6%、風水害25件、0.8%、誤報16件、0.5%でございます。

続きまして、令和4年の出動件数につきましては3,085件でございます。その内訳といたしまして、火災25件、0.8%、救急2,489件、80.6%、救助41件、1.3%、支援509件、16.4%、風水害6件、0.2%、誤報15件、0.5%でございます。

令和5年の出場件数につきましては3,453件でございます。内訳といたしまして、火災15件、0.4%、救急2,802件、81.1%、救助43件、1.2%、支援556件、16.1%、風水害17件、0.5%、誤報20件、0.6%でございます。

過去3年間を振り返りましても、各種災害の出場件数は年々増加の傾向でございます。当直人員が限られている中で災害が重なると、人員不足となります。次の災害に備えるため、人員不足を補いながら何とか頑張っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 大変丁寧に細かくありがとうございます。令和4年と比べまして令和5年のほうは、火災件数は減っているにもかかわらず、出動件数が12%も増えているということで、数字を見ますと、やはり救急の出動回数が年々増えていっているという、これが原因なのかなというふうに感じられます。

救急車といえば、ご存じの方もそうでない方もいらっしゃるかと思いますが、茨城県ではこの12月から救急車の有料化が始まりました。1回7,700円。この有料化は都道府県単位で実施されるのは全国初というような言葉が今、先行しております。県民の中でも非常に戸惑いの声が出ているということもお聞きしております。

県のホームページを拝見しますと、茨城県では重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、令和6年12月2日午前8時30分から、救急車で搬送された方のうち救急車要請時の緊急性が認められない場合は、一部の大病院において選定療養費を徴収いたしますというふうに記載されております。一口に救急車有料化と私たちは認識しがちですが、これは一部の大病院に緊急性がないのに運び込まれた場合ということですね。

そして、この7,700円という費用も県や市が徴収するわけではなく、あくまで病院が患者に請求できる、そして、その金額は病院に入るというもので、県や市の財源として入るわけではなく、ましてや消防に入るわけでもないということだと思います。つまり病院の選定療養費ということでもあります。

選定療養費というのは、初期の診療は地域の病院で、高度専門医療は大きな病院で行うという医療機関の機能分担を目的に設定された制度でありまして、紹介状を持参せずに受診した場合に患者が負担する費用のことです。選定療養費は200床以上の病院は今までも徴収が認められています。いわゆる紹介状なしで病院にかかったときに加算される費用、これが選定療養費でございます。

これが、これまでは救急車で搬送の場合には、例外的に紹介状がなくても診察してもらえたのが、これからは救急車で緊急性がない場合は、大きい病院は選定療養費を頂きますよということなんですね。これがまず県民、市民に周知されていないのではないかなと思います。まず、こちらを知ってもらうことが大事だと思います。

そして、それを踏まえまして、じゃ次のようなケースの場合どうなのかというのをお聞きしていきたいというふうに思います。

選定療養費ですが、徴収費用7,700円は病院の判断で病院に支払われると。先ほど言いま

したとおりですね。患者本人の判断が正しいとは限りません。その場合にどのように対応することが適切とお考えでしょうか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

選定療養費の徴収は、救急要請時に緊急性が認められないと医師が判断した場合に限り、対象となる病院において徴収されるものでございます。

徴収されない場合につきましては、例えば病院到着時に症状が改善、結果として軽症と判断された場合でも、救急車を要請した時点で緊急性が認められると医師が判断した場合には徴収の対象とはなりません。真に緊急性があり、救急車の要請が必要な場合は、ちゅうちょせずに救急車を要請してください。

茨城県医療政策課からも広報誌などが配布されております。また、救急車要請の判断に迷う場合は、茨城県救急電話相談をご利用願います。15歳以上のご相談につきましてはシャープ7119番に、15歳未満の相談についてはシャープ8000番に電話をかけてご相談いただければ、24時間の対応になっております。

市民の周知につきましては、当市健康推進課から市ホームページへ掲載されており、また「広報なか」などでも市民にお知らせする予定でございます。当本部におきましても、ポスター掲示、パンフレットの配布など実施いたします。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ぜひ市民への周知のほうをお願いしたいと思います。

茨城県の説明によりますと、救急車の要請に対し救急隊は原則搬入しなければならず、搬入を拒否することはできません。一方で、緊急搬送件数を見ると、近年増加傾向にあり、令和5年は14万件を超え、過去最多を更新しましたが、その6割以上が一般病床数200床以上の病院に集中し、約半数は軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられますというふうに書いてありまして、今後の緊急医療の現場のさらなる逼迫が懸念される。そこからこういった処置に踏み切りましたというふうな説明がなされております。

こういう話を伺いますと、これは仕方ないことなのかなと思うわけですが、ですが、本人ではなく第三者が判断に迷うというケースが当然考えられてくるわけでありまして。例えば学校であります。学校の先生が、お金がかかるかもしれない、だから一応親に報告してから救急車を呼ばないかというようなことで迷ってしまって、その間に事態が悪化するというようなことになりかねないのではないかというふうに思うわけでありまして。

こういった場合の学校で生徒がけがした場合、病気になった場合の救急車を呼ぶべきかどうか、これを苦慮した場合、判断するガイドライン的なものは存在するのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

茨城県では、救急搬送における選定療養費の取扱いに係る統一的なガイドラインを作成しております。その中で、ためらわずに救急車を呼んでほしい症状の例や、明らかに救急車を要請するほどの緊急性はない症状の例が示されております。

学校においては、これまでも救急車を依頼するかどうかの判断基準を設け救急要請をしておりますが、先ほどの県ガイドラインにも合致しております。今後も児童生徒の命を守るため、これまでどおり、ためらわず救急要請をするよう学校長会を通して周知をしているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 学校では、学校、親、そして生徒本人が異なった見解を示すということもあるかと思います。もし、お金がかかるからと子供が自分の親に付度したり、先生が救急車要請に踏み切れなかったりして処置が遅れたりということがないように、ガイドラインを周知させていただきたいというふうに思います。

続きまして、救急車が必要な場合、搬送も重要な仕事ではありますが、救急隊員の救命行為、これ自体も重要なことでもあります。これで救急隊の救命行為によって蘇生してしまっ、本人が特定病院以外を希望した場合、救急隊はどのように判断をいたしますか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

選定療養費の徴収は、救急要請時に緊急性が認められないと医師が判断した場合に限り、対象となる病院において徴収されるものでございます。しかしながら搬送先の病院で軽症と判断された場合でも、救急要請時や搬送前に蘇生などの対応が必要になった場合には、選定療養費は徴収されません。現場の救急隊は、傷病者の状態観察及び医療機関の受入れ状況に基づき搬送先を決定いたしますので、選定療養費を要因とした搬送先の選定は行いません。選定療養費徴収開始後も、救急業務は従来どおり変わりなく遂行しております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

そういうわけで、今回の救急車の有料化というところをまとめますと、資料2になります。こちらのパネルですね。

救急車を呼ぶことによって有料となるのは、一部の大病院に軽度で運ばれたとき。医師の判断で請求されない場合もある。その費用は選定療養費であり、県や市や消防が徴収するものではない。学校などで判断に迷ったときは、これまでどおりためらわずに呼ぶべき。けがなどの場合、救急隊員は傷病者の状態を見て判断するので、選定療養費をあえて徴収するような搬送はしない。救急車での搬送による選定療養費制度が開始されても、救急業務はこれまでどおり変わりなく遂行すると、そういうわけですね。

ぜひ消防の皆様には、これからも那珂市民の命を救うために、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

続きまして、通告２番、幼児教育について考えるに移ってまいります。

先日、議員向けに那珂市子ども・子育て支援事業計画が説明されました。その中で那珂市の現状、また子育て世代へのアンケートの結果が示されたわけですが、そこに示されたデータから見てとれることから質問をしていきたいというふうに思います。

まず、皆様もご承知のとおり、那珂市の人口は合併以来、よく言えば横ばいですが、ここ数年は微減という状況になっています。高齢化率が上がっているのは、どこの自治体も頭が痛いところですが、結婚していない単身世帯が増えている状況も人口減の一因であります。高齢者が増え、結婚世代が結婚しないというふうになると、あとは流入人口しか期待できないわけで、やはり人口増加のためには、ポリシーミックスで行っていかなければなりません。そのために、まず子育て世代への政策、那珂市を子育て世代に選んでもらえるように施策を考えていく必要があります。

出生率は那珂市は全国平均、茨城県平均と比べて、それほど低いわけではありません。ですが転入者数は徐々に下がってきています。私たち市民は、住んでいて住みやすい市であるという認識はあるのですが、いわゆるＺ世代にはそのように見えていない可能性もあります。子供を産んで育てようと思った場合、共働きが多い今、やはり保育園、幼稚園は不可欠な存在です。今回はそこについて考えていきたいというふうに思います。

資料３のほうをご覧ください。

これを見ますと、公立・私立保育園の入園者合計が平成31年には865人だったのに、令和６年には800人と８％減になっております。ですが、これは瓜連保育園が令和３年に認定こども園に移行したために、その分のカウントが減ったということです。認定こども園と保育園のニーズは非常に高まっているということが分かります。

一方の幼稚園の入園者数は、那珂市全体で平成31年には309人だったのが、令和６年には153人と、こちらは右肩下がりである下がっていることが一目瞭然でお分かりいただけるかと思います。こちらは５年で51％も園児が減っているということになります。ひまわり幼稚園は30％減、ナザレ幼稚園においては60％以上も減少しております。そして、さいせい幼稚園は90％減で、こちらは今いる園児が卒業するのを待って閉園するというふうに伺っています。

質問に入る前に、認定こども園について整理しておきたいというふうに思います。

認定こども園は、2006年に創設された保育園と幼稚園の両方の特徴を併せ持った保育施設です。原則、保育園は保育、幼稚園は教育を提供する施設ですが、認定こども園では保育と教育を同時に行うことができます。認定こども園は幼保一元化という政府の政策によってつくられた施設で、様々な保育ニーズに対応し、保育園の受入れ幅を広げることを目的としています。保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省の管轄ですが、認定こども園は内閣府の管轄というふうになっております。

親の就労の有無に関係なく子供を受け入れ教育する、保育を一体的に実施できること、全ての子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、これらの条件を満たした保育園、幼稚園は、都道府県から認定を受けることで認定こども園となることができます。そこを踏まえた上でお尋ねいたします。

市内には公立の保育園、幼稚園が1施設ずつありますが、那珂市特有の保育方針というものはございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） それでは、まず公立の保育所についてお答えをいたします。

公立の菅谷保育所の保育目標は「豊かな感性と思いやる心を持ち、意欲的に生活する子供を育てる」としてございます。年齢別保育を基礎としながらも、異年齢児との交流を積極的に取り入れ、子供たちの豊かな可能性を育てる機会を創出するとともに、個性や自発性を十分に発揮できるよう、日々の保育に取り組んでおります。

また、菅谷保育所では、地域保育活動事業として地域の方々との世代間交流や、小学生、中学生、高校生との交流会を企画しているほか、ひまわり幼稚園児との交流会、障がい児保育の実施、そのほか子供たちの健康な体づくりと五感を育むためのはだしの保育などを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） 続いて、ひまわり幼稚園についてお答えいたします。

ひまわり幼稚園につきましては、幼児教育推進の基本方針などを示す那珂市幼稚園教育スマイルプランを令和4年3月に策定しております。このプランでは、幼稚園教育において知識及び技能の基礎、思考力、判断力、表現力などの基礎、学びに向かう力、人間力など3つの資質、能力を育み、「未来に向かう なかっこ」を目指す姿と位置づけ、それに向けて5つの基本方針を定めております。

1つ目は、教育内容の充実、2つ目は、教職員の資質・能力の向上、3つ目は、保幼小中連携の推進、4つ目は、センター的機能の充実、5つ目は、誰もが安心して活動できる環境づくりです。また、年度ごとにグランドデザインを作成し、目指す園児像の育成に向け、教育や運営に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 幼稚園、保育園もそうなんですけど、幼稚園の保育方針としては非常に難解だというふうに思うんですね。これ誰に向けて発している方針なのかなとちょっと困惑してしまうというのが正直な感想です。

例えば大学や高校を選ぶとき、自分の成績はもちろんですけども、学校の校風や教育方

針で選ぶということは当たり前にあると思います。ですが保育園、幼稚園を選ぶときは、通いやすい、親に負担がかかりづらいなどが重視されるかというふうに思います。ですが、「三つ子の百まで」というように、幼児教育はその子の人格形成には大変重要な部分もあります。今お答えいただいたような難しい教育方針が果たして親御さんに伝わるのか、もっとかみ砕いて易しくしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

負担という意味では、保育料の自治体間の違いというものも親御さんからよく聞く話であります。2歳児以下の那珂市の保育料は、近隣の常陸太田市や常陸大宮市と比較すると、平均的な年収世代で2倍近くになってしまう。ここに、今、那珂市で含まれる幼児はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市内で保育認定をしているゼロ歳児から2歳児の入所児は、令和6年11月1日時点で512人おります。そのうち保育料が半額となっている入所児は193人で、また保育料が免除となっている入所児は109人という状況です。

保育料の算定に当たりましては、市民税所得割課税額に応じ、階層区分ごとに徴収基準額、こちら月額になりますけれども、こちらを設定しております。先ほど半額や免除の方の人数を答弁いたしました。第2子が半額の対象となり、第3子以降や市民税非課税世帯などの方は無償としております。

参考までに申し上げますと、市内の保育施設における保育料の平均月額は約2万2,000円といった状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 12時を過ぎましたが、このまま継続します。

小宅議員。

○9番（小宅清史君） 子育て世代がどこで居を構えるかというふうに迷ったときに、やはり小さい子供が生まれたときに、少しでも安いところ、負担が少ないところというふうの流れることはあることなのかなというふうに危惧するわけであります。子育て世代に選ばれる市を目指すのには、ここは近隣に合わせていきたいところですが、そこをこの常陸太田や常陸大宮レベルまで下げるために、費用の一部を市で負担するというような予定はございませんか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の保育料は、当初より国で定められている徴収基準額から引下げを行い、その差額を市で負担しております。また、令和3年度には、水戸市やひたちなか市などの近隣市の保育料を参考に保育料の改定や、市民税所得割課税額に応じた階層区分などを大きく見直した経緯もあることから、現時点では保育料を見直す予定はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 近隣といっても、水戸とかひたちなかの高いほうを見てしまったわけですね、これ。これ確かに水戸市やひたちなか市は那珂市よりも高いというふうに理解しております。ですが、実際に親御さんたちが近隣より高いと感じているということは、移住促進の妨げにならないとは言えません。もちろん予算の面がありますので、保育料を下げるためにはどこからか財源を持ってくる必要があるわけです。

そこで提案したいのが行政のスリム化であります。ひまわり幼稚園の人件費も含めた年間予算1億1,600万円、菅谷保育所は2億7,700万円の予算がかかっております。私は保育園も幼稚園も基本的には市が運営する必要はないというふうに思っておりまして、民間に任せることがよいと考えております。ですが、菅谷保育所に関しましては、今どの保育園も園児が現在ピーク近くまで入園しているという状況を考えると、将来、園児の増減に対応できるように、緩衝施設としてまだ存在している意義があるかなというふうには思いますが、ひまわり幼稚園に関しましては廃止にしてしまっていて、もう今3分の1になっていますので、ナザレ幼稚園に充当しても十分対応できてしまうというところまで来ています。

今後、市がひまわり幼稚園を維持していく必要があるのか、市営幼稚園は民営化、または廃止を検討していくべきだと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問にお答えをさせていただきます。

市立幼稚園の必要性、そして民間委託の可能性についてのご質問と理解をさせていただきました。

議員ご指摘のとおり少子化が進んでおり、幼稚園へ入園する子供の数が減少をいたしております。幼稚園については、市内に民間の施設もありますので、行財政の効率化という観点からも、民間でできる部分は民間に任せるという視点は、やはり基本とすべきところであると考えております。議員と共有いたします。

そして、どのような業務を、いかなるタイミングで民間へ移行することが効果的なのか、その見極めも肝腎と考えております。そうしたことを踏まえますと、議員が菅谷保育所の必要性を認められたと同じように、ひまわり幼稚園にも、まだ担うべき役割、責務があると考えております。

今、那珂市の教育では、保幼小中が連携する取組を推進いたしております。民間の教育・保育施設も含めた那珂市保幼小中連携協議会を組織し、相互の交流や研修などを通して保育・教育のスキル向上を図っております。

ひまわり幼稚園は、この取組の中心となり、リードする役割を担っているところでございます。そうした役割を果たしている現状もありますので、現時点では公立幼稚園をなくすというわけにはいかないと考えております。もちろん将来的には認定こども園への移行、そし

て公立の施設の在り方そのものについては検討が必要になってくると考えておりますが、まずは市民の皆様、民間の施設の皆様の声を聞きながら、本市にとってどのような幼児教育・保育の体制が必要であるかとの議論を通しまして、公共性と効率性のバランスを考慮した行政経営に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。本当に市長ありがとうございます。認定こども園に移行するという考えは、ひまわり幼稚園に限らず、幼稚園という制度を維持するためには、もう必要に迫られてきているということかもしれません。そもそも市が幼稚園を運営していくかというような問題、これも含めて総合的に考える時期に来ているんだと思います。もちろん来年すぐやめますとかという話ではなく、過去5年でこれだけ減少しているわけですから、この先の5年後、10年後と、どのくらい減るかということも考えながら募集人数を減らしていきながら、そういう長いスパンを考えて、最終的には幼稚園事業から市は撤退すべきだと私は思います。ぜひご検討をいただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） それでは、続きまして、市街化調整区域における区域指定制度について考えていきたいというふうに思います。

ご存じのとおり、旧那珂町においては昭和46年に都市計画法、いわゆる線引きがなされたわけですが、それにより市街化区域、市街化調整区域と分けられたわけです。那珂市は、水戸市、ひたちなか市、東海村などに勤務される方が多く居住するベッドタウンです。無秩序な住宅の立地がなされるのを制御するために必要とされた制度ですが、そこに例外を設けたのが、市街化調整区域の区域指定制度です。区域指定制度は、那珂市では平成29年4月に始まった制度で、市街化調整区域における立地に係る基準を一部緩和し、一定の建築物の建築を目的とした都市計画法の開発許可を受けることが可能となる制度です。

資料4をご覧ください。

このピンクで示された部分が市街地、それ以外が調整区域となります。この中で、緑で示された場所、ここが区域指定の地域になります。指定区域内であれば、出身要件に問われる

ことなく、住宅等の建築を目的とした開発許可を受けることが可能になる制度ですが、8年前、私はこの条例には反対をいたしました。理由は、人口の格差により、菅谷の市街地化が遅れることを危惧したからです。あのときの私の不安は、果たして杞憂だったのか、そこを今日は検証していきたいというふうに思います。

そこで、8年たった今、市街化調整区域の区域指定が市街地の密集化を阻害していないかお聞きします。区域指定制度が開始してから、区域指定内で何戸住宅が建築されましたでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市では、少子高齢化や人口減少社会への対応として、市街化調整区域における既存集落の維持保全を図るため、平成29年4月に、都市計画法第34条第12号に基づく区域指定制度を導入し、市街化区域から1キロ離れている13集落を指定しました。区域指定導入後、平成29年から令和5年度までの時点で、開発許可を得て建築されている住宅は151戸となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅清史議員。

○9番（小宅清史君） 8年で151戸ということは、年間約20戸ほどの家が調整区域内の指定地域に建ったということです。

そのうち、菅谷、竹ノ内地区から転居し、建築した戸数はどのくらいあるか分かりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

菅谷地区から転居された方が建築した戸数は22戸、竹ノ内地区から転居された方が建築した戸数は1戸で、合計23戸になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうしますと、残りの130戸ほどは、違う形での流入になるということになろうかと思います。

那珂市を選択して、家を建ててくださる場合の選択肢の一つとなるということは理解できますが、私が当時、反対した大きな理由の一つは、中台地区が指定区域のエリアに含まれていたことです。中台地区は、ひたちなか市や水戸市と大変近く、非常に通勤や買物や通院に便利な地区です。その地区の開発が積極的に行われてしまうのではないかと考えました。

区域指定された区域の土地の値段、ここはこの期間で上昇はしているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

区域指定導入前の平成16年、導入時の平成29年、導入から5年後の令和4年の地価を確認したところ、比較可能な地点全てで下落しています。これら区域指定された区域に限らず、那珂市の市街化区域を含めた全ての地点の傾向となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 地価の高騰は見られないということで、私が心配していたほどではないということかと思います。

区域指定導入時のもう一つの目的、近年の人口減少の中、既存のコミュニティを維持するためという説明がありました。確かに、高齢化、核家族化が進み、市街化調整区域のコミュニティ維持が難しくなっているという状況もあるかと思います。

では、この区域指定の目的である集落コミュニティの維持に、この制度は役立ったのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市街化調整区域で人口減少が進展する中、区域指定による開発許可が一定数見られ、この中にも、もともと出身者であった方も含まれておりますが、集落コミュニティの維持に一定の効果はあったものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そして、市街化調整区域の区域指定のもう一つ危惧するのは、住宅が多く建ってくると、既存のインフラでは対応し切れない状況が出てくるということです。要は、意図せず、家が密集してしまっ、道が狭いですとか下水管が細いとか、そういったことがあって、既存のインフラの有効活用では足りないんじゃないかと。有効活用とは言っても、それでは間に合わなくなってしまうのではないかとということを危惧したわけであり、ます。

新たに、道路や公共下水道など必要性に迫られていると、そういう地域はありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

区域指定導入後の区域内において、一部、道路整備や下水道整備がありますが、これは既定の整備計画などにに基づき、地域の実情に応じて整備を実施したものでございます。現状で、区域内で急速に宅地化している状況にないことから、区域指定の導入を要因とする公共投資ではなく、既設インフラが活用されているものと考えております。

当市の区域指定制度は、集落の維持を目的とする制度であり、急速に宅地化を進める制度ではないことから、現状のまま推移するものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今の説明を聞いておりますと、施行から8年たちまして、今、ちょうどいい具合に進んでいるというようなことなののでしょうか。人口の分散という問題は起きていないというようなことを考えてもいいということですか。市が区域指定導入時に描いていた期待どおりの今、制度の効果は得られていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

人口の自然減が大きく、人口の維持が見えづらい状況ではありますが、先ほどの繰り返しになりますが、区域指定制度による開発許可が一定数見られていることから、集落の維持について一定の効果はあったものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 私も、今のこの日本社会の全体の人口減少を見ますと、これまでのような固定観念に縛られている場合ではないのかなというふうに考えを改める次第であります。

国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、2050年、26年後には那珂市の人口は4万1,000人まで減ってしまうという予想が出ております。そう遠い未来ではありません。先ほどの幼児教育を考える際にも申し上げましたが、那珂市を選んで住んでもらうためには、ポリシーミックスで臨まなければなりません。8年前に反対した私であります。今、この区域指定制度は必要な施策であるというふうに考えております。今後、区域指定が調整区域の保全のために必要な施策であるという考えの下、どのようにこの制度を推進していかれますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市における区域指定制度は、既存集落の維持保全を目的としており、ライフスタイルの多様化に対応し、郊外部でゆとりのある居住環境を求める人々の受皿として導入したものです。あくまでも定住促進の総合的な取組の一つのツールであり、地域活性化に向けては区域指定制度のみならず、多角的な視点で、総合的に施策に取り組むことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ここまではうまく来ているというような答弁だと思うんですけども、ですが、これはここで終わるわけではありません。今後の進め方も大変気になるところであります。

この区域指定制度を積極的にアピールするのがいいのか、それともコンパクトシティ、要は、中心部に人口を集中させるということを踏まえ、緩やかな誘導という意味では、あまりアピールしないほうがいいのか。この辺、市の考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市における区域指定制度は、市街地の拡散や求心力の低下を未然に防ぎつつ、既存集落の維持保全を目的とし、12号区域を導入したもので、令和4年度に行った区域指定見直し検討調査結果でも、急速な宅地化と、それに伴うインフラへの負荷が発生しておらず、既存のコミュニティとの調和も図られていることから、現行の制度を維持することとしているところでございます。

今後移住定住を促進する上で、郊外で、ゆとりのある居住環境を求める人々の受皿として、区域指定制度をアピールしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 区域指定制度を導入したために、人口分布の拡散が進んでしまい、うまくいったとは言えない自治体も実際にございます。また、ソフト面では、那珂市に移住してきてくださった方々に、ここに家を建ててよかったと言ってもらえるように、地域のコミュニティにずっと溶け込んでもらえるような気遣いも、住民の方々には啓発していったほしいと思います。どこどこみたいな閉鎖的なところに引っ越してきたら、住んだ人がかわいそうだと言われることがないように、那珂市は、人に優しいまちだと感じていただけるような呼びかけも大事だと思います。今後も推移を見ながら、適時、調整していくような取組を続けていっていただきたいと思います。

次に、那珂市への流動人口増加策を考えるについてです。

那珂市には、いくつかの見応えのある施設や旧所名跡などが存在いたします。ですが、それら一つ一つは、正直、わざわざ遠方から来て見学するというのには、いまいちインパクトが弱いと言わざるを得ません。したがって、市のほうでも、市内を巡回できるようなパンフレットを作成しているわけですが、それでも那珂市に、わざわざ観光客を呼び込むというのには至りづらい現状がございます。

私も常々、それぞれをうまく循環させるツールは何かないものかと思っていたわけですが、最近、茨城県内の自治体において実施されている面白い試みがございます。今日は、それを紹介させていただきたいと思います。

資料6をご覧ください。

これは、茨城初のひたちナズという団体による謎解きイベントでして、その市に伝わるそれぞれの伝説や市のカラー、観光地をモチーフとしてストーリーをつくり、その物語に沿って市内の旧所名跡や存在している施設をキットに書かれた謎を解きながら回っていくという、

ラリー形式のイベントです。近隣では、ひたちなか市や常陸太田市、笠間市などで開催されており、それまで、足を運ぶ機会のなかった新しい観光客の集客に一役買っているそうです。

例えば、行方市では、地元につながる北浦の巨大生物をモチーフに物語を形成しております。笠間市は鬼伝説、常陸太田市は精霊、そしてひたちなか市は、湊線をテーマに描かれるノスタルジックストーリーといった具合です。確かに、笠間市やひたちなか市や常陸太田市は、観光施設が那珂市よりももともと多いのは確かです。ですが、それらに依存しない、そうではない新しい観光客の誘客に成功しているというような実績が出ております。もちろん、地元の市民も参加できますので、自分の住む市の新しい魅力に気づく機会にもなると考えます。

資料7のほうを見ていただくと、このように、なぞなぞやクイズ形式で各ポイントを回って行って、その名跡などのチェックポイントを回っていくというような、そういうイベントです。ぜひ、那珂市でも実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、市内の史跡や観光地などを周遊してもらうことは、観光面だけでなく、那珂市の魅力を知っていただく上でも大変重要なことであると考えております。

議員ご提案のイベントに関しましては、近隣市町村でも実績があるとのことですので、今後、調査研究を行い、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） これが那珂市で行われる場合、どのようなストーリーがつけられて、どのように味つけされるのか、非常に楽しみです。額田のたつたあいの民話や市内各所にある源八幡太郎義家伝説、はたまた佐竹氏の重臣であった戸村氏や敵方であった小野崎氏などを取り上げられるのも面白いのではないのでしょうか。私も、家族や友人と那珂市探索をやってみたいと考えておりますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

また、平地の多い那珂市の利点を生かして、それらを自転車で回るようなしつらえも面白いと思いますので、そういったことも含めながら、そういったことができるように期待しております。

以上、那珂市民の安心・安全と今後のさらなる発展を祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、小宅清史議員の質問を終わります。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（木野広宣君） 通告4番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 通学用ヘルメットの着用について。2. 小中学生の体操服の統一化について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 議席番号16番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

前は、通学路の安全対策や整備についての質問をいたしました。おかげさまで、今月の12月18日には、那珂市通学路安全対策推進会議が開催されるようになりました。これから、子供たちが安心・安全で登下校ができる環境整備がされることを期待して質問していきたいと思っておりますが、今回は、通学用ヘルメット着用と小中学生の体操服の統一化について伺ってまいります。

初めに、ヘルメット着用についてお伺いをいたします。

茨城県内では、小学生の徒歩通学時や中学生の自転車通学時のヘルメット着用が広がってまいりました。那珂市においては、小中学生の登下校時に必ずヘルメットを着用しておりますが、いつの頃から着用が始まったのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学生につきましては、平成19年度から市内全小学校でのヘルメット着用を実施しております。

なお、旧瓜連町は昭和54年度から実施しております。

中学生につきましては、データがございませんが、40年以上前から実施していると認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ありがとうございます。

答弁でもありましたように、旧瓜連町は昭和54年度から実施してまいりました。当時の生天目町長は、近年、ますます増加する教育費の保護者負担軽減措置の一環として、また、まちの未来を背負って立つ、かわいい子供たち、学校管理下の登下校時の事故防止対策として、県下市町村に先駆けて、ランドセル、ヘルメット及び傷害保険を新入児童全員に贈呈したのが始まりと聞いております。

では、ヘルメット着用時のメリット・デメリットについてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、メリットですが、交通事故の際の頭部へのけがに対して、大変効果的であることで

す。事例といたしましては、平成17年3月に、瓜連小学校の1年生が国道118号線で車にはねられるといった事故があり、意識を取り戻すまで約3週間かかるような大きな事故でしたが、ヘルメットを着用していたことから、幸いにも命が助かったという事案がありました。また、地震など、災害が発生した場合にも落下物から頭部を守ることができるという点も上げられます。

デメリットについては、夏の時期の着用において熱中症の心配がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） メリットは交通事故発生への対策、在校時の災害対策としても有効であることは分かりました。デメリットについては、夏の時期の熱中症の心配があるということですが、対策としてどのようなことを行っているか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校においては、夏の時期には熱中症対策のため、ヘルメットの代用として帽子を着用することも可能としております。

なお、日傘の使用も可能としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 熱中症対策のため、ヘルメットの代用として帽子を着用することも可能としており、また日傘の使用も可能としているという答弁でありますけれども、登下校中の様子を見ると、日傘を使用している児童は少なく、ほとんどの児童はヘルメットを着用しております。

最近では、デザイン性や重さ、通気性、機能性が改善されたヘルメットが多数販売されております。新しい、今、人気のヘルメットに替えることも一つの対応だと考えております。

次に、ヘルメット購入についてお伺いをいたします。

小中学生のヘルメット1個の値段はいくらでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和6年度の購入金額ですが、小学生用は1個当たり2,585円、中学生用は1個当たり2,035円でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、全額自己負担なのか、それとも市からの補助金があるとしたら、補助金はいくらなのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学生につきましては、入学時に購入する際に半額程度の補助をしております。令和6年度の入学児童に対しましては、1,200円を保護者に負担していただき、1,385円を市が補助いたしました。中学生につきましては、市が全額負担し、保護者負担はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 小学生のヘルメットは、入学時に保護者から1,200円を一部負担いただき、中学生のヘルメットについては、全額市の負担で保護者からの負担がありません。ない理由について伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校の児童が着用しているヘルメットは強制ではなく、安全上、着用を推奨しているものでございます。入学時に、保護者には購入額の半額程度の自己負担があることをご案内した上で購入いただいております。

一方、中学校の生徒には、自転車による登下校の際にはヘルメット着用を義務づけておりますので、こちらは市の負担としているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 小学生は、入学時に保護者が、先ほども言いましたように1,200円を負担し、2,585円のヘルメットを購入していただいております。1,200円の個人負担をなくして、小学生は入学祝いとして無料贈呈をし、中学生は一部自己負担をいただき、現在、市場に出回っているデザインのヘルメットに替えることはできないでしょうか、伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

中学校へ入学する際には、制服をはじめ通学用の自転車など、保護者の費用負担が大きくなっております。ヘルメットについて新たに自己負担をお願いすることは、なかなかご理解を得にくいところと思われます。

また、小学校の児童のヘルメットにつきましては、ただいま答弁しましたとおり、着用が強制ではないことや、財政の負担の面からも無償化は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 財政負担が厳しいということですので、ここで水戸市の例をちょっと述べさせていただきます。

水戸市内では、通学時の安全対策として、水戸市内の小学2年生向けに高視認性安全服み

とちゃんピカベストを贈っています。資金については、市内企業がスポンサーとなり500万円、水戸市から250万円、子供の数として約2,200名から2,300名、水戸市内公立小学校2年生対象に無料配付し、年2回の交通安全教室も実施しております。7歳以上の交通事故死亡率等については、現在もゼロとなっている結果が出ております。

今後、那珂市でも全部が全部市が負担するのではなく、企業からの協力を呼びかけるなり、また、ふるさと納税を利用して、保護者負担、市の負担を削減することができると思いますので、ぜひ検討のほどをよろしくお願いをいたします。

例で言うと、先ほど、今年、令和6年度の小学1年生、那珂市内約390名、先ほど負担金1,200円、約64万8,000円が個人負担、市は1,385円、390名の小学1年生に対して54万150円を負担しているということです。中学生は全額負担ですから、約380名掛ける2,035円、77万3,300円を市が負担しているということです。そこを少しでも企業、そしてまた、ふるさと納税等を使うことによって、市の負担は減ってくるのではないかと思いますので、ぜひ呼びかけ等については、積極的に行っていただければと思います。

近年、温暖化現象によるヘルメット着用対策として保護者からの意見等がありますか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたように、夏の時期の熱中症の心配という声は聞いております。また、市外から転入されてくる保護者の方の中には、児童がヘルメットを着用して登校することに驚かれる方もおりますが、安全面等の説明をいたしまして、ご理解をいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 先ほども話しましたように、最近の自転車用ヘルメットは軽く、通気性もよく、安全性の高いものが販売されております。市として、小中学生のヘルメットを替える考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校のヘルメットにつきましては、10年ほど前に通気性がよく、軽量化したものに変更いたしました。中学校のヘルメットにつきましても同様に、通気性や軽量化を考慮したものとしております。

なお、熱中症への対策として、より軽量で通気性がいいものなどについて調査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 10年ほど前に、ヘルメットを替えているということですが、確かに小学生のヘルメットは軽くなりました。ただ、暑いというのが私も見させていただいたり、実際かぶるわけにはいきませんので、子供たちから聞くと、軽くはなったが暑いということを伺っています。また、中学生のヘルメットについては大変重く、そして通気性が決していいと感じないものですから、その点についても、実際のヘルメットを見ながら検討はしていただければと思います。

では、次、県内の自転車用ヘルメット着用率が21.7%と、低いです。現在の中学生が使用しているヘルメットを軽いヘルメットに替えることによって、中学生が卒業しても、また高校生、社会人になっても使えるようなデザインにしてはいかかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和5年より、自転車のヘルメット着用の努力義務となりました。議員ご指摘のように、着用率は茨城県も決して高くはなく、全国平均では17%と、あまりよくないのが現状でございます。高校生については、髪型が崩れるといった点や周りが着用していないなどの理由で着用率が上がらないと指摘もございます。

一方、現在、ヘルメットは多数市場に出ており、様々なデザインのものを目にすることも増えてまいりました。デザインによっては、着用するきっかけとなることも考えられます。生徒が着用するものにつきましては、デザインのみならず、安全規格や供給体制、価格なども考慮する必要がありますので、それらの点も踏まえまして、調査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 安全規格や供給体制、価格なども調べていただくということですが、今、那珂市内では、職員の皆さんも、市長を中心にヘルメットをかぶって自転車のサイクリングを行っています。あのヘルメットって、実際、通気性もいいし、安全性もよろしいかと思うんです。先ほども何度も言うように、中学生はスピードが出る自転車じゃないです。通学自転車ですから、歩道を走りながら、ほんの通学に使う学チャリというような形で呼んでいますけれども、そういう自転車ですから、スピードがそんなに出るわけじゃないと思います。ですから、そういう面でもぜひ軽い、そして通気性のいい、かぶりやすいデザインのヘルメットに替えていくことも必要かと思います。

特に、先崎市長、県議時代に、通学用ヘルメットの普及促進について質問も行ったと思います。当時、小野寺教育長からの答弁についても、やはり財政面とか、若い方がかぶりやすいようなものについて、いろいろと検討していくという答弁がありましたけれども、やはり那珂市においても、那珂市は自転車活用推進計画を策定しているわけですから、この市から

自転車のヘルメット着用率をアップする、そういう運動も兼ねて、ぜひとも中学生、そして一般の方、高校生もかぶりやすいヘルメットを中学生の時代に替えることによって、そのまま使えることができるような環境になるかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。本来なら、ここで市長に答弁いただきたいんですけども、通告していませんので、強く市長に要望させていただいて、この項目については終わりにさせていただきます。

次に、体操服についての統一化についてお伺いをいたします。

体操服については、今年3月、第1回定例議会においても鈴木議員が一般質問で行っております。私自身も今回、要望等を入れながら質問してまいります。

小学生の高学年になると体も成長し、着ている体操服も小さくなってまいります。新しい体操服を買い換えるにも、すぐに中学生になってしまう中学校の体操服を買い換えなければなりません。そういう場合に保護者の負担が増えてまいります。小中一緒の体操服になれば、成長とともに買い換えても、そのまま続けて着ることができます。保護者の負担削減も考え、小中一貫に伴う体操服を学園ごとに統一してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

体操服は、各学校において決めておりますが、本市では、小中一貫教育を推進しておりますので、小中学校の一体感の醸成を図る取組となるものと感じるところです。

これまでに、体操服を統一する事例がございました。五台小学校では、今年度の新学期から半袖半ズボンのみ、同じばら野学園の第一中学校と共通の体操服となりました。これは、五台小学校区の取扱店の閉店に伴いまして、一中の取扱店から購入することとしたため、結果的に中学校と統一されたものでございます。

統一化に関する課題としましては、2点考えられます。

1点目は、ただいま申し上げましたような取扱店の事情です。学校ごとに地域の取扱店が決まっており、常に一定の在庫を抱えております。方針を決めるに当たりまして、取扱店への説明を早い段階から行う必要がございます。

2点目は、統一までの手続です。児童生徒や保護者に対しまして、まずは提案をし、説明や話し合いを通じまして共通理解を図ることが大切と考えます。以前、鈴木議員からも同様のご質問をいただいておりますが、体操服の統一につきましては、再度、学校長会で共有してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ただいま部長答弁の中で、統一化に関する課題として2点挙げていただきました。

1点目は、取扱店の事情について、学校ごとに地域の取扱店が決まっている、常に一定の在庫を抱えている、方針を決めるに当たって取扱店への説明を早い段階から行う必要がある

ということですが、この進め方については、体操服を替えるということは、今日、明日に替える話ではありません。取扱店と在庫の数を確認し、何年後を目標に決めていけば替えるということを進めていくことによって、替えることは可能だと思います。

また、2点目についての統一までの手続、児童生徒や保護者に対して提案をし、説明、話し合いを通しての共通理解を図ることが大切と考えるということですが、このことについては、学校とPTAが連携を取って検討委員会を立ち上げるなど、話し合うことによって統一化に向けて進めていけばよろしいのではないかと私は思います。

実際、私も瓜連小のPTAの役員のかたに、保護者から体操服を替えていただきたいという話がありました。そのときにも、やはり地元の販売店と話したときに、まずは、在庫を抱えているのをどうするんだとか、契約したメーカーとの関係はどうするんだとか、いろんな話をされましたけれども、やはり何年後を目標にするということをきちんと決めていけば、業者と、そして販売店、そして学校との連携を取ることによって、きちんと体操服を替えることができたという、私は実際、経験しましたので、そのように進めていくことによって、統一は難しくないのではないかと私は思います。

ただ、デザイン性については、やはり今の若い方ですから、卒業しても自宅で着て、ちょっとうちで着ることができるとか、高校生になって部活の合間に着ることができるとか、そういういろいろなデザインを考えるのも必要だと思います。それについては、今後、各学校での検討委員会とかPTAの役員さん、学校の先生はじめ、その中で決めればいいことだと思いますけれども、ぜひその点について検討していただきたいかと思います。

先日、境町では、やはりアパレルメーカーと提携をして、小中学生の体操服を替えることを進めているという記事が載っていました。2026年4月にはそれが新しくなるということは、もう1年ちょっとで体操服が切り替わるということですので、やはりやる気を持って進めれば、那珂市も小中一貫統一も可能であるかと思います。

今後とも、学校長会を通して、各学園ごとに検討を呼びかけていただければと思いますので、この点についてよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、大和田和男議員。

質問事項 1. 女性に選ばれるまちを目指して。

大和田和男議員、登壇願います。

〔10番 大和田和男君 登壇〕

○10番（大和田和男君） 議席番号10番、大和田和男です。

午後の眠くなる時間なので、適宜背伸びでもしながら進めていただければと思います。

早速始めさせていただきたいんですが、先日、「広報なか」を見ておりましたら、懐かしくもある言葉がありました。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という言葉です。議会人として、この言葉が懐かしいというのは変なんですけど、そのくらいこの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という言葉が出てなくなりました。那珂市では、令和2年度に第2期の総合戦略を策定し、議会でも多く議論したことが思い出されます。そして、今年度が第2期の最終年度ということです。

国では、このまち・ひと・しごと創生法が廃止され、それを抜本的に改定され、デジタル田園都市国家構想が新たな地方創生として始まっております。それに伴い、那珂市でも地方創生戦略の第3期として、デジタル田園都市構想総合戦略として名前を変えた新たな地方創生の総合戦略が策定されるということで、このまち・ひと・しごとを今回この質問で、一部ですが、総括をさせていただきたいと思っております。

そして、そのデータから反省点があるかもしれません。そして、さらに時代の流れを理解し、次の戦略のテーマやその軸をつくっていかねばなりません。それを通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は「女性に選ばれるまちについて」ということで議論を進めてまいりますが、本来、男女に分けて行政施策を進めていくというのは、あまり好ましくないことではあると思いますが、しかし、全国津々浦々見て回りますと、女性に選ばれているまちというのが、人口の増加がされていたり、地域の経済が回っているというのも実情でございます。という、女性に選ばれなければ、地方は廃れていってしまう、そういった状況だと思います。有名なものが「母になるなら流山」というのがありますが、私は母になってもなくてもという、子育て世代だけが鍵ではなく、女性が自分らしく生きていけるまちを目指すことが地方創生の鍵であると思います。

女性に選ばれるまちにするには、多くの施策が女性のライフステージに沿っていかねばなりません。そして、それがジェンダーギャップを解消する施策にもつながろうかと思えます。よって、幅広い内容の質問になってしまいます。よろしくお願いします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略も男女に分けて総括してまいりたいと思いますので、ご

理解を賜りたいと思います。

そして、今回議長の許可を得て、資料を添付させていただきました。皆さんのようにしっかりとした手作りじゃないんですけれども、これは「広報なか」の9月25日号の6ページということで、こちらはまち・ひと・しごと創生総合戦略、令和5年度までの進捗状況ということになっておりますが、初めに基本目標の達成状況というのはちょっとさておきまして、中段、那珂市の転入・転出に伴う人口の動きから見てまいりたいと思います。

まず目が行ってしまうのは、令和5年度の10歳から19歳の転出者、転入・転出者です。男性はマイナス25人、女性はマイナス27人と。多分これは進学、就職によってこのまちを離れる人なのかなと思いますが、プラスマイナスではなく実数で、令和5年における10歳、19歳の男性、女性の転入数、転出数はいくつになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

10歳から19歳における令和5年度の状況でございますが、転入者数につきましては、男性が56人、女性が32人、合計で88人が転入しております。

一方、転出数につきましては、男性が81人、女性が59人となって、合計140人が転出ということになっております。

したがいまして、この差としましては、社会増減といたしまして、最終結果が男性25人の減、女性27人の減というふうになっております。合計で52人が減少しているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 本当はこの世代を那珂市から離れさせたくはないんですけれども、ただ、将来の夢を見て地元を離れていく若者を止めることはできません。大学へ行くとなると、残念ながら那珂市、当市には大学ですとか学部が多いわけではないですから、そういったのを止めることは難しいと。

つくばみらい市というところは人口が増加していますが、その人口ピラミッドなんか見てもみますと、何か15歳ぐらいが多くて、20代がもう本当こうくびれていて、その15歳の親がすごく多くてという、すごい人口ピラミッドになっていて、その減っているところがいかに帰ってくるのかというのがつくばみらいのこれからの課題だと聞いております。那珂市もそういった転出していった若者たちもやはり戻ってきてもらう、そういった施策が必要なのではないかなと思っております。

そして、その次に、先ほどの資料に戻しますと、20歳から29歳の男性がマイナス17人、そして、特に女性がマイナス48人と、こちらはどこかにお嫁さんに行っちゃうとかというのがあるのかもしれませんが。ちょっと分かりませんが、そこは。この年齢の女性がやはり多く転出していることに市は危機感を持たなければなりません。この世代についても、プ

ラスマイナスではなく実数で、令和５年における20歳から29歳の男性、女性の転入数、転出数はいくつになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

20歳から29歳における令和５年の数値でございますけれども、転入者数が男性が288人、女性が254人。一方、転出数が男性が305人、女性が302人となって、607人が転出して、転入が452人となっております。これの差引といたしまして、社会増減としては男性17人の減、女性48人の減となっており、合計で65人が減となっているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 男性転出が305人、女性転出が302人と合計で607人と。今日は女性に選ばれるまちですから、女性にスポットを当てますと、女性のマイナス302人というのは、やっぱり何としても止めなければならないと思っております。好きなパートナーができて、ほかの市町村に移ってしまうというのもあるかと思いますが、やはり雇用ですとか、20代から29歳ですから、子育てですとか、行政の力で止められるものもあるかと思えます。やはり経営と一緒に、収入、そして支出をいかに減らすか。そこが人口減少の何らかの鍵になるのかと。

そして、那珂市の出生数は300人を割っています。女性だけで302人転出していて、これは、この世代の人口が減るということは、今後の出生数にも何らかの影響が出てくるかもしれません。この転出してしまった方々のやっぱり行き先というのも気になるところでございます。行き先、本市から県内市町村への人の動きをお聞きしますが、どの市町村に転出して、どの市町村から転入しているのか、傾向をつかんでいるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

県内における令和元年度から令和５年度まで５年間の全世代の人の移動の合計をお話いたします。

本市へ転入超過となっている市町村の上位は、まず、ひたちなか市、次が常陸太田市、日立市、常陸大宮市、大子町となっております。これらの市町村は、那珂市に入ってくる方が多いということでございます。

一方、転出超過となっている市町村の上位は、つくば市、土浦市、茨城町、水戸市、東海村、阿見町となっております。

近隣の県北地域、県央地域から人口が流入してくる一方、つくば市や土浦市、阿見町といった県南地区と水戸市や東海村、茨城町などの県央地域に人口が流出しているというふうな状況となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 転入が常陸太田、常陸大宮、大子ということになっておりますが、以前までもそうだったのかなと思います。ですが、以前はそれでよかったかもしれませんが、やはり転入元となる自治体というのは、人口減少がさらなる加速が予想されますから、やはり那珂市もそのあおりを免れないと思っております。

ですが、転出先を見ますと、つくば、土浦、阿見と県南地区があるというのはちょっと驚いたところなのかなと思います。いいあんばいの場所で選んでくるのかなと。東京の大学に行って、多少地元に近い。首都圏では家賃とか住居費が高いので、TXの便利さを利用して、つくば、土浦、阿見とかというふうになってくるのかな、常磐線とか。そして、実家にも帰りやすいな、那珂市に帰りやすいななんてそういうところを選んで来るような感じかなと思います。

やはりこれらの世代、子育て世代としてはもちろんのこと、生産人口としても、これから那珂市に残ってもらい、そして戻ってきてもらいたい世代です。これらの世代の動きはどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず若者層が転出超過傾向ということは、地方都市に一般的に見られる傾向でございます。

議員資料の表をご覧になっていただければ分かることですが、本市の特徴といたしましては、30代の子育て世代から転入超過傾向というふうになっております。令和5年度におきましては、30歳以上の世代で全てが社会増というふうになっております。

本市で生まれ育ち、学んだ若者が、進学や就職により夢をかなえるために本市を離れることも応援しながら、また一方で、地方で進学したい、就職したい、さらに地元に戻ってきたいという方の希望をかなえていけるような施策が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 先ほど資料を見ますと、那珂市の特徴として30代の子育て世代から転入超過傾向となっておると。令和5年におきましては、30歳以上の世代の全ての世代で社会増となっているということですが、ちょっとこれについては、嬉しいんですけども、後ほど伺っていく内容につながっていくのかなと思います。

また、本市で生まれ育ち、学んだ若者が進学や就職により夢をかなえるために本市を離れていくことも応援しながら、一方で、地元で進学したい、就職したい、さらに地元に戻ってきたいという方の希望をかなえていけるような施策が必要であると考えているということで、じゃ、それは一体何なんだろうという話なんですけれども、やはり生産人口の一番の課題は雇用だと思います。お給料がなければ飯も食えない。お給料をもらえる場所が必要だと思います。

そして、その雇用について、先ほどの資料に戻りますと、一番上です。基本目標の達成状況、基本目標1、安定した雇用の創出戦略。指標、プロジェクトによって創出された就業者数、策定時ゼロ人、新規なので。目標値、累計100人。現状値が17人ということで、目標に全く届いていないということで、どのように総括していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

こちらのプロジェクトによる就業者の目標人数は、100人という高い目標を設定いたしました。この目標は、市が関与して何らかの職業に就業させるということを目指したものでございまして、一般に民間に就職される方については除いております。これはなかなか市の政策として、現実就業までさせるということは現実的には大変難しい数字であったというふうに実感しております。

それらのことから、新たなデジタル田園都市構想総合戦略におきましても、戦略の一つに安定した雇用の創出戦略を掲げまして、引き続き、農業の担い手の育成、創業支援、地元就業の促進等につきまして、就業支援の施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 新たなデジタル田園都市構想総合戦略におきましても、戦略の一つに、やはり引き続き安定した雇用の創出戦略を掲げるということですが、農業の担い手育成支援、先日も農業者とちょっと委員会で話しましたが、担い手がない、担い手がないと。そう簡単に100人、目標100人とやってもなかなか集まるものか、先輩議員とかにも、同僚議員にも農業やられている方いると思うんですけども、なかなかそういった新規の農業者というのは見つかりづらいのかなと思います。

そして、創業支援。創業支援何かしらやって、この後ちょっと聞いていくんですけども、引き続きしてもらいたい。そして、地元就業の促進等と言うんですが、やはり地元就業の促進が必要だと思う。雇用がない。雇用がないから、そうやって人口が流出してしまっているのではないかということも予想されますので、そちらのほうを施策として考えていただきたい。

私は今回、特段に女性の雇用について議論を進めているわけです。例えば企業誘致、私もよく質問をさせていただきますが、これはしなければならぬものです。そして、企画部長、これは受け身じゃなくて、もっともっと前向きに進めていただきたいと。ですが、今回は、この企業誘致というのは、どちらかというと男性雇用のほうが強く表れてしまう。男女雇用機会均等法や男女共同参画社会と言えど、職種によっては男性色、また、女性色が濃く残っている部分もあります。やはり女性の転出を止めるため、転入を促すため、多少女性色がある、女性が自分らしく生きるための女性の雇用先の確保は、地方創生において最も重要な

ことだと思います。

先日、小池議員と富山副議長と茨城県市議会議長会の研修に行ってきました。そこで鹿島アントラーズの小泉社長のお話を聞いてきました。鹿嶋では、企業誘致はもちろん、もともと企業がありますからなんですけれども、女性が働きやすい企業の誘致を手がけていると。この間、小泉社長は言っていました、進めていると。そして、その研修先で2日目は、なめがたファーマーズヴィレッジを見てきました。ここも民間企業が張りついて、サツマイモの品種改良から生産加工まで、販売までやっているというところなんすけれども、そこも企業がもうリケジョが集まってしょうがないということで、理科系の女子です。理系の女子が集まってサツマイモの品種改良して、トラクターなんか乗っている姿もありました。写真がありました。そういった農業の担い手というなら、こんな企業の誘致というのも考えていただきたい。

そうすれば、資料に戻りますが、先ほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2なんていうのを、人口還流戦略にもつながったり、先ほど女性が働きやすい企業の誘致のところで、基本目標3の結婚・出産・子育て応援戦略にも影響が出てくるということだと思います。

そして、この結婚・出産・子育てですが、先ほど企画部長の答弁で、本市の特徴として30代の子育て世代から転入超過傾向となっており、令和5年におきましては、30歳以上の世代の全ての世代で社会増となっているとありましたが、その世代です。また、令和5年における30歳から39歳の男性・女性の転入数、転出数は実数でいくつになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 答えいたします。

30歳から39歳における令和5年度の状況でございますけれども、転入数は男性が218人、女性が178人、合計396人が転入しております。

一方、転出数は、男性が161人、女性が160人で、合計321人が転出となっております。

これの差引といたしまして、社会増ということでございますけれども、男性が57人の増、女性が18人の増というふうになっております。合計75人が増加しているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 男性が大分大きく転入しているということなんすけれども、家を建てる時に那珂市を選んでくれたりしているのかなと。本当、都市計画道路の周り、菅谷地区ですけれども、家も大分建っちゃって、本当に区画が売れちゃっているなんて、戻ってきたりしてくれているのかなとうれしい限りなんすけれども、やはり転出を止める、また、転入先は常陸太田、常陸大宮ということで、その転入先、転入元ですかの常陸太田、常陸大宮の分母というのでも減少しているわけですから、危機感を持って人口減少対策を行わな

ければならないと思います。

そして、この世代は、いわゆる子育て世代です。もちろんそうではない方々もありますが、今や、この子育て世代というのは、子供がいようがいまいが、みんな全員、もう働いている共働き世代だと思います。と考えるもおかしくないぐらい共働きが普及している。産休・育休後復帰できる方もいらっしゃいますが、一度キャリアを抜け、再就職または子育てをしながらも扶養の範囲内で働いている方々も多かろうと思います。また、昨今では103万とか、106万とか、130万の壁とかいろいろありますが、そういったものも崩されようとしています。ますます雇用の確保の観点からも、今回子育て世代、ワーキングマザーの支援が非常に重要になってくるとと思いますが、市で実施している施策は何なのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

毎年、ハローワーク水戸マザーズコーナーと連携し、仕事と子育ての両立を目指す女性を対象とした就職応援セミナーを実施しております。参加者実績としましては、令和4年度が12名、令和5年度が10名、令和6年度が18名となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） マザーズコーナーということがハローワークありまして、この資料をちょっと見ましたが、皆様には配っていないんですけれども、ハローワークがやっているマザーズコーナー、ワーキングマザーに対する就職応援セミナーなんですけれども、そのアンケートなんか見ますと、ちょっとアンケートの中身を見ますと、自分だけではなく、皆さん仕事と家庭の両立で悩まれているのだと改めて分かったですとか、優先順位を考えたときに子供を優先させたいけれどお金のこともあるしとまだ悩んでいます、フルタイムで働くことにしましたですとか、育児と家事の両立は不安に思っていたが、手を抜くところは手を抜く、夫には期待しないなど具体的なアドバイスいただいて大変参考になったと、そういったアンケートがありました。

こちらのマザーズコーナー使ってもらおうと非常にいいかと思うんですけれども、こういったものは既に働いている方への支援と、ほかに、潜在求職女性、いわゆるいずれ働きたい方々の掘り起こしにつながってくるのだと思います。ママも子供とずっと一緒にいたいけれど、お金も大切だ、家事や育児の変則的な時間、子育て中の急な休みの理解など、実際のママの生活や考えを企業に理解してもらうことが大切、それも大切なのかなと思います。企業側も、1時間でもいいから、リモートでもいいからちょっと働けないかな、内職でも大丈夫だよというようなママの手が必要だという企業もあろうかと思います。そういう身近なものを市で対応するべきだと思うんです。そういったママが集まるひだまりやつぼみなどで、ママと企業のマッチング事業の展開をしてみてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、市で行っている企業と求職者のマッチング事業につきましては、議員ご提案の助成のみに限定したものではなく、若者向けにはなっていますが、水戸市を中心とした連携中枢都市圏の市町村との広域連携事業として、合同就職説明会を実施しているところでございます。

また、それ以外の個別の内容につきましては、企業支援コーディネーターを配置し、マッチングも含めた対応をしているところでございます。

市としましては、先ほどご説明しましたハローワーク水戸マザーズコーナーと連携した就職応援セミナーも含めて事業を展開しておりますので、現時点では議員ご提案のマッチング事業の実施までは考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 考えていないというところですが、ほかの自治体なんかで例があるようなんですけれども、そこはやはり女性目線で行政を施しているところ、乳児や幼児との時間を大切にしたい思いと、やはり現実のちょっとした給与や社会とのつながりみたいなものを大切にしたいという思いが錯綜している女性も多いと思います。そういった思いに対して、こういった小さな取組かもしれませんが、小さな取組だからこそ地元の自治体、那珂市で単独でもいいんじゃないかなと思います。

そして、那珂市の商工会などとも連携すれば、このような女性に対する理解ある企業を増やすことにもつながるのではないのかなと思いますので、ぜひ検討のほうを賜りたいと思います。

そして、次に、女性の起業、起こすほうです。起こすほうの起業の支援の実績と今後の展開はどうなっていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

こちらにも女性に限定したものではございませんが、企業支援コーディネーターが創業に関する相談を受けた際には、ひたちなか市商工会議所が主催し、ひたちなか市、那珂市、東海村の2市1村が後援する創業スクールに誘導しているところでございます。

創業スクールでは、創業するのに欠かせないマーケティングの基礎や資金計画、ビジネスプランなどを身につけることができます。

実績としまして、那珂市からの参加者は令和4年度が3名で、うち女性が1名、令和5年度が3名で、女性が3名、令和6年度は4名で、うち女性が3名となっております。

参加者が必ず創業するとは限りませんが、創業スクールの課程を修了していただくことにより、創業の際の資金借入れ時には市からの利子補給を行っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） スクールのほうですが、女性の参加者もいるということでございます。あと、女性に特化したものもよいかなとも思います。

昨今、「リスキリング」とか、「リカレント」とか、そういった言葉が出て、言わば生涯学習といったところで、私も今、働き盛りとして、大人になってからの勉強のほうが多いいし、大切だということが非常に身にしみている。こういった教育の支援は、国のほうでもしていますが、那珂市でも率先して支援をしていただきたいと思います。那珂市全体のスキルアップということで、市の底上げというのかな、にもつながるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

そして、その次なんですけれども、若い人が定住し、そして、そうした生産人口を伸ばすには、やはり雇用というのは重要な要素です。若者女性仕事センターみたいな、そういった拠点を設置して、若年層や女性などの雇用、そして起業、そして教育支援をまとめて施していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、市では若者や女性に限らず、創業者や多様な働き方を実践できる場として、「いい那珂オフィス」を設置しております。「いい那珂オフィス」には、コワーキングスペースやオフィス、会議室が設置されており、仕事をする上で必要な環境として無料Wi-Fi、コピー機、ウェブ会議用の機材を整備しているところでございます。

また、週に一度は企業支援コーディネーターを配置し、創業や企業の困り事の相談を受けられる体制づくりをしております。

なお、教育支援につきましては、専門機関であるハローワークの職業訓練などを紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） そういった「いい那珂オフィス」も伺ったこともありますが、そういったものも必要なんですけれども、もうちょっとこう若年層とか女性たち、フランクに集まれて、雇用に関するかどうか、また、地域のニーズを研究しながら何か起業に取り組んでみたりとか、仕事に関する発信場所、そういったものが必要なんではないかなと。

「仕事センター」なんていう名前を上げましたが、そうではなくて、若者や女性が集まれる場所、そして、若者や女性向けに様々な情報を発信する場所を設置していただきたい。これはどこの課かというと、産業部だけでどうのこうのというわけじゃないんですけれども、そういったものも市で検討していただきたいと思います。

さて、ここまで雇用の話をしてきましたが、本来でしたら、ここで雇用の後は子育てみたいなところに行きたいんですが、今回は子育てとか教育となると、子供の話まで行ってしま

うので、今回はきっちり女性だけに視点を絞ってということで、子育て、教育については、また後ほど、60分かけてじっくり質問をしていきたい。

以前、公園について俺やったことあるんです。公園というと、すみません、都市計画の話、公園が那珂市に少ないな、子育てするのに大変だな、そういう話も聞きますので、そういったものも以前させていただいたんですが、新たな視点として今度通告しておきますので、よろしくをお願いします。今回女性にスポット当てたいということで、ご理解賜りたいと思います。

ということで、次は、女性に関する健康というところにスポットを当ててみたいと思います。

これは、男女問わず、やはりずっと健康でいたいものです。ですが、今回は女性特有の健康課題について取り上げてまいりたいと思います。

先日、男性にもあると新聞記事にもありましたが、女性特有の健康課題の代表的なものとして言われる一つに更年期障害というものがあります。更年期障害に悩む方はどのくらいの割合でいるのか把握されているのか。また、症状の苦しむ方への支援や休暇等についてはどう考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

更年期障害の症状がある市民の割合につきましては、把握できてございません。

更年期障害は、ホルモンバランスが変化することで起こる症状で、代表的な症状としては、疲労感、肩凝り、腰痛、のぼせ、ほてりや発汗などがあります。一般的に女性は閉経前後の44歳から55歳になりやすいと言われていますが、男性にも起こります。その症状や程度につきましては個体差が大きく、原因は検査をしても分かりにくいと言われております。

症状によっては、個人の生活の質を低下させるだけでなく、職場や家庭のあらゆる場面で支障が生じることもあります。

このような更年期症状により、業務に従事することが困難な場合に休暇が取得できる新たな制度を導入する企業や自治体が出てきております。

本市においては、まだまだ病気そのものの認知や理解が十分に進んでいるとは言えないため、今後は市民に向け、更年期障害についての理解を深めるための広報と相談窓口の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） 更年期症状により、業務に従事することが困難な場合に休暇が取得できる新たな制度を導入する企業や自治体が出てきていますということです。総務部長、まあ、いいです。

そして、本市においてはまだまだ病気そのものの認知や理解が十分進んでいないため、今後は市民に向け、更年期障害についての理解を深めるための広報と相談窓口周知に取り組んでまいりますということで、私の母もちょうど44から55の間かな。もう死にたいんだという、本当に強い症状があって、その言葉を聞いて、医師に相談に行ったという記憶があります。そういった自分では分からないいんでしょうね。そのホルモンバランスの変化が分からないというところで、こういった相談窓口の周知などに努めていただきたいと思います。

そして、その次に、こちらも代表的なものなんですけれども、子宮頸がんの市の対応はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子宮頸がん予防の対応としましては、ワクチン接種と検診を行っております。

子宮頸がんワクチンの接種は、本市では中学1年生から高校1年生までの女子を定期接種の対象として実施をしております。

また、子宮頸がんワクチンの接種勧奨が差し控えられていた期間に定期接種の対象となっておりました平成9年度から平成19年度生まれの女性を対象にキャッチアップ接種を実施しております。

キャッチアップ接種対象の方が無料で接種できる期間は来年の3月末までとなっておりますが、夏以降、ワクチンの需要が急激に高まったことで、ワクチンの出荷制限が行われております。この状況を受け、国では接種期限を来年度まで延長することが検討されております。

また、子宮頸がん検診は、集団健診と医療機関検診を実施しております。令和4年度の検診受診率は12.2%、44市町村中32位となっております。

そのため、検診受診率向上の取組として、受診のきっかけとなるよう21歳の女性を対象に無料クーポンを配付しているほか、成人式や母子保健事業などを通じ、受診勧奨のリーフレットを配付するなど周知啓発に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 子宮頸がんのワクチンということで、こちらは正しい理解を示しながら事業を進めていただきたいと思います。検診のほうですが、令和4年度の検診受診率は12.2%ということで、44市町村中32位となっております。受診率の向上なんていうのを図っていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私も実はこの壇上に立って初めて質問したのも何年前か、10年近くになるのかな。9年ぐらいなのかな。この検診受診率の話でした。初心に返ると、やはり市民みんなが健康で笑顔絶えないまちにしたいという思いでした。そのときは、特に乳がん検診についての話をさせていただきました。当時の部長とともに、マンモと超音波で早期発見に努めようということ

で実現した施策でもあります。あれから10年。乳がん検診の受診率は10年前と比べてどうなっているのか。また、受診率向上のための施策はどのようなになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

乳がん検診の受診率ですが、前回議員からご質問いただいたときに答弁いたしました平成25年度の12.3%、44市町村中35位に対しまして、令和4年度は15.8%、44市町村中27位となっております。

受診率は10年前に比べると、やや上昇しましたが、高い水準とはなっていないため、さらに受診率を向上させるための取組が必要であると考えております。

そのための取組の一つとして、前回議員からご提案をいただいたピンクリボン運動について、令和5年度から取組を始めております。

乳がん啓蒙運動のシンボルとなっているピンクリボンバッジの配布や着用、ピンクリボンツリーの設置、ピンクリボンの旗を庁舎に掲揚するなど、がん予防推進員や市内企業の協力を得ながら、乳がんに対する意識を高めてもらう取組を行っております。

今後もこの取組を通じて、乳がん検診をはじめとしたがん検診の普及・啓発に努め、検診の受診率向上を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 10年前、ピンクリボン運動だなんていった話もしましたような、あれから10年。提案していましたが、令和5年度から取組を始めましたということで、最近なんですけれども、ただピンクにすればいいというわけじゃないんですけれども、そのピンクリボン運動というのは、やはり乳がんを早期に発見して命を守ろうというのが大きな意味です。ですから、私は、運動というぐらいですから、例えばひまフェスとか、産業祭はちょっと違うのかもしれませんが、そこに擬似乳房、しこりがこうありますよみたいな何かあるじゃないですか。というのを持って行って、触って、しこり感じてもらうとか、そういったちょっと表に出るような運動をやりながら、検診率を上げていただきたい。それが本来あるべき運動なのかなと思いますので、健康推進課も大変ですけれども、そういったものも、外に出る運動も検討いただければと思います。

こういった健康も含めて、雇用・教育・育児などなど、デジタル田園都市国家構想交付金では、女性に対しての施策で交付金を得ている自治体も多いです。次期策定するデジタル田園都市構想総合戦略にも、この女性に対しての戦略を盛り込み、地方創生の交付金の活用で女性に選ばれるまちを目指すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） すみません、傍聴の方をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

デジタル田園都市構想総合戦略の基本的な考え方でございますけれども、これは令和7年度から改定する予定でございますが、基本的には、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲しておりまして、この戦略をさらに推進するために、デジタルの力を活用していこうというものでございます。

その中の戦略、今、策定している戦略の中の女性に関する内容を簡単に申し上げますと、女性を中心とした若い世代が働く場所を確保し、安心して生活できる環境、子育てや教育などの切れ目ない支援、良好な住環境、ライフスタイルのすばらしさを実感できる魅力、活力あるまちへの定住をデジタルの技術を活用しながら推進し、人口減少社会に対応していくことを目指しております。

新たに策定しているデジタル田園都市構想総合戦略におきましても、引き続き、女性をはじめ若者や子育て世代から選ばれるまちを目指すものとなっております。様々な施策の展開において、この総合戦略の交付金の活用を視野に入れながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲して、デジタルの力で推進しようということなんですが、そちらのデジタルの力で、先ほどの雇用創出目標100人が果たして達成できるのか。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略で女性に関しての施策の結婚・出産・子育て応援戦略の年間出生数目標400人だったのに、実情300人割れを解消できるのか。中身細かく見ますと、低年齢児保育の受入れ枠の拡大ができるのか。子育て世代への経済的負担軽減や包括的支援の充実ができるんですかというお話です。引き続きではなく、もっととがった施策、ここだけは全国ナンバーワンだと、そこで初めて女性に選ばれるまちになるはずなんです。市長もガイアの夜明けなんかに出られるような市長になれる。そういった全国ナンバーワンの女性に選ばれるまちにしていきたい。そこは最後、市長に質問します。

そして、最後に、じゃ、外向けの話はしました。足元に目を向けてみたいと思います。

今の現状でございますが、地域における女性の活躍も非常に重要です。まちづくり委員会や自治会の役員の女性の割合はどのようになっていますか。そして、目標値の設定などあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和6年度におけるまちづくり委員会や各自治会、いわゆる市民自治組織における役員数は597人となっており、うち女性の役員数は35人、割合で言うと5.86%となっております。

本市における女性等における目標値ですが、第2次那珂市男女共同参画プラン後期実施計

画において、計画の最終年度である令和9年度までに市民自治組織における女性役員の割合を9%に設定しました。

昨年は、この目標達成に向け、市民協働課において「女性が輝くまちづくり」をテーマに、女性を対象としてまちづくり人材育成カリキュラムを実施するなどの事業を展開したところ
です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 女性を対象としてまちづくり人材育成カリキュラムを実施するという事業を展開した。目標値に達していないということなんですが、引き続きお願いしたいと思うわけですが、また、女性人材バンクの活用はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

女性人材バンクは、審議会や委員会など、市の政策及び方針決定の場への女性の登用を促進することを目的に、令和4年11月に設置したものです。

令和6年11月現在、その登録者数は9人となっております。

このバンクを活用した人材の登用実績ですが、市の審議会や委員会などへ、令和6年度に1件、令和5年度に6件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 登録者が9名となったことでいいんですよね。9人になりましたと。やっとまとまってきたなという感じがします。

その9人の内容を調べてみますと、令和5年に静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会、情報公開・個人情報保護審査会、都市計画審議会、社会教育委員に1名ずつで、男女共同参画に2人と。令和6年、地球温暖化対策に1人で、女性人材バンクが登用されているということなんですが、私はこの自治会の女性率が低いということにはあまり意味がないと思ってまして、割合ではなくて、その女性の意見や行動がいかに関わりにつながっているか。また、市では、既存の審議会に女性がちょこっと入ってきてというのではなくて、重要じゃなくて、女性の視点がいかに関わりで使われているかというのが非常に重要だと思います。そして、できれば女性だけの会議というのがあったほうがいいんじゃないのかなと。女性人材バンクも9名になりました。女性部長もいます。そういった女性だけでこのまちの何か、未来を語るような、そんな戦略会議の創設なんていうのをお願いしたいと思うんですが、この提案をどこの課に提案していいのかわかりませんので、総務課なのか市長の肝煎りなのか、そういったので、市長の決裁なんかで、そういった市長の人口減少に対峙する思いというか、そういうやる気で、そういった女性の戦略会議なんていうのをつくって

いただいていいのかななどと思います。

それでは、市長に伺ってまいりたいと思います、最後に。

これからの地方創生は、女性の活躍が鍵です。昭和、平成、令和になり、女性の地位向上は言うまでもありません。今や平等と言うより、男女の壁というものがなくなろうとしています。ですが、そのような中でも、雇用、子育て、まちづくり、健診、医療等を女性のライフステージに合わせて施策を行っていく。そして、まだ残るジェンダーギャップの解消を市が進めていく。それが女性の移住定住につながり、人口減少に対峙ができるのではないのでしょうか。これからつくるデジタル田園都市構想戦略の全体的な考えと、その中においての女性に対する施策はどうやっていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

やはり選ばれるまちになっていくためにどうするか。女性をターゲットにしてということ、もっともなご意見だと拝聴いたしました。

人材育成カリキュラムのお話がありましたけれども、女性に特化してやったときにもたくさんの方がいらっしゃいました。議員のご地元からもいらっしゃって、やっぱり女性の視点というのは大事だなというのは、そのときも感じました。継続してやっていきたいと考えております。

それでは、答弁をさせていただきます。

現在策定中のデジタル田園都市構想総合戦略の基本的な考え方は、人口減少社会への対応、地域経済縮小への対応、まち・ひと・しごとの創生の3つの課題に対応していくための戦略となっています。

人口減少社会については、当市は既に2000年、平成12年国勢調査の5万5,069人をピークに人口が減少いたしております。

地域経済縮小については、人口の年齢構成から見ると、老年人口の割合が多く、生産年齢人口が減少しております。経済の消費人口の減少、労働力の減少などにより経済活動の縮小がまさに懸念をされております。

まち・ひと・しごとの創生では、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことが中心であり、その流れを支える基盤としての「まち」を整備していく必要があります。

現在策定している新たな戦略では、これらの課題をデジタルの力を加えて、さらに後押ししていこうとするものでございます。

議員が提案されていただきました「女性に選ばれるまちを目指して」という内容も当然含まれております。

戦略では、若い世代、女性を中心とした若者に対する政策が特に重要であると捉えております。

主な施策としては、魅力ある雇用の確保と創出、満足度の高い住環境の創生、結婚から妊

娠、出産、子育て、教育まで切れ目ない支援、移住定住への支援など、若い世代や女性が当市で生活し、充実したライフスタイルのすばらしさを実感できる、魅力や活力のある安全・安心な環境を創設していく施策などを引き続き推進をしてまいりたいと思います。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 若い世代、女性を中心とした若者に対する政策が特に必要であると。雇用、住環境、そして結婚、妊娠、出産、子育て、教育、切れ目ない支援、移住定住の支援など、若い世代が、女性が当市で生活し、充実したライフスタイルを送れると、実感できると、そういった戦略にしなければならないということでございます。

前回の総合戦略ではそこまで行ったのかなと実際思うところ、目標値に達していないというのが現状でございます。もっととがって、戦略と言うからには、人口減少や地域経済の縮小と闘っていく、そういった策にしなければなりません。女性に選ばれる戦略にして、これらの問題と対峙をしていただきたいと思います。

近く、この那珂市デジタル田園都市構想戦略はどこかで素案が出てくるのを楽しみにしております。そのとき、またしっかりと議論させていただくことを通告いたしまして、私の今回の質問を終わりにします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、桑澤直亨議員。

質問事項 1. 地域活性化のカギを握る特産品の開発とプロモーションについて。

桑澤直亨議員、登壇願います。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨でございます。

いささか皆さんの疲れも出始めた頃かと思いますが、私も、このたび、小宅議員に続き、パネルを使用した質問に挑戦しようと思っておりますので、皆さん、見届けていただければと思います。少しでも分かりやすさと市民への伝わりやすさを意識して、通告に従い一般質

問させていただきます。

地方創生という言葉が生まれて、はや10年。皆さんご存じのとおり、2014年9月の第2次安倍改造内閣発足後の記者会見にて発表された政府の政策であります。主に地方の人口減少問題を解決し、地域経済を活性化させることを目的としているわけですが、具体的には、地方への移住定住の促進、地域産業の振興、インフラ整備、観光振興など多岐にわたる取組が含まれており、2021年の岸田内閣で、こうした地方創生の取組にデジタル技術を掛け合わせたデジタル田園都市国家構想が発表され、今日に至っております。このデジ田構想については、先ほど大和田議員からも触れられたことありますが、前回9月の一般質問にて、デジタル技術を活用した那珂市の課題解決や交付金の活用について、私からも一部触れさせていただいたわけですが、今回は、この「地方創生」と言葉は似ておりますが、性質の異なった「地域活性化」に的を絞りたいと思います。

地方創生は、国と地方自治体が連携しながら地域の特性を生かした事業を推進させていくことが特徴であるのに対し、地域活性化は、もっとミクロに地域の経済や社会、文化を活性化させるための取組全般を示唆しているのかと思います。地域住民や企業、自治体が協力して行う活動であったり、具体的には、イベントの開催、観光資源の開発、地元産業の振興などが含まれます。地域活性化は、地域の特性を生かし、地域内外から注目を集めることを目指しているわけであります。

私は、那珂市が抱える最大の課題である地域内外から注目を集める特産品が少ないといった現実、ふるさと納税が県内ワースト4位で、収支は赤字といった現実を受け止め、どこに問題があるか、そして、その問題点を指摘するだけでなく、いかにして乗り越えていくか、ご提案も含め、皆さんと議論したいと思います。

現在、那珂市では、さらなる特産品の開発に向け、那珂市うまいもん会議T R E V Iを行っているかと思いますが、それでは、まずは確認のために、この会議の内容についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市うまいもん会議T R E V Iは、那珂市産の農畜産物を活用した商品の開発について、6次産業化や農商工連携により、消費者に支持される商品の開発を進め、那珂市産農産物の販路拡大を図ることを目的に令和5年3月に設立し、農業者、農業団体、商工団体、飲食店、菓子製造業者、学識経験者などの構成員により、商品の開発の進め方などについて意見交換を実施しております。

具体的な商品開発については、市内外の飲食店、菓子製造事業者等を対象に参加いただき、令和5年度に那珂市うまいもんづくりプロジェクトを立ち上げ、道の駅開業も見据え、商品化に向けた取組を進めているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

市内農作物の販路拡大を目指し、様々な業界等のメンバー構成で商品開発の意見交換を実施しており、取組としてはうまいもんづくりプロジェクトを立ち上げ、道の駅の開業も見据え、商品化を進めているとのことでした。

それでは、那珂市うまいもんづくりプロジェクトの具体的な内容と、取組を実施したことにより見えてきた課題についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

うまいもんづくりプロジェクトでは、参加いただいた事業者が、那珂市産の野菜ペーストや農畜産物を活用した商品づくり及び製造した商品について、那珂市うまいもん会議ＴＲＥＶＩ構成員や一般消費者、出品者等の方々から、商品の味、見た目、価格、将来性、総合の５つの視点から評価していただく求評会を昨年度より開催しております。この求評結果を事業者へフィードバックすることで、商品のさらなる品質向上につなげていただいております。

また、評価の中で商品化が見込まれる商品につきましては、パッケージのデザイン支援からＯＥＭ型商品の量産化など、農政課、商工観光課が連携して、６次産業化等の支援にも取り組んでおります。

この２年間の成果としては、商品化または商品化の目途が立ってきた商品、カタラーナ、シフォンケーキ、カボチャパイ等が出てきた一方で、量産化に向けたペースト等の原材料の供給体制の構築や商品の販路拡大に向けＰＲをどのように進めるかといった課題もあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

２年間の成果としてカタラーナ、シフォンケーキ、カボチャパイなどが商品化され、あるいは目途が立ってきた商品とのことでした。

一方、課題としては、量産化に向けたペースト等の供給体制の構築や商品のプロモーションをどう進めていくかとのことでした。

確かに商品化されても供給体制が脆弱であれば、せっかくおいしいものができても、マーケットに出回らなければ、販売拡大は見込めません。そして、さらに重要なことは、そのおいしさ、価値をどうやって消費者に届けるか、まさにプロモーション戦略が極めて重要になってくるわけです。このプロモーション戦略と先ほどのご答弁の中で出てきましたＯＥＭ型商品については、この後の質問で触れさせていただきますので、プロジェクトに関する質問を続けます。

このうまいもんづくりプロジェクト、いわゆる特産品開発を進めていく上でメインとなる作物、これを中心にやっていこうといった作物があるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

特産品の開発を推進しているのはカボチャになります。まず、那珂市の野菜といえば那珂かぼちゃの認知度が高いことから、1年を通じてカボチャを楽しめるよう、那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクトを立ち上げ、那珂かぼちゃなど夏採れカボチャのほか、秋採れのカボチャの生産にも取り組み、生産量拡大及び販路拡大を図っているところです。

次に、那珂市の農産物加工品としては何といても干し芋の認知度が高く、その中でもブランド品としてエピソードサーティーンが好評を得ておりますが、これに続くブランド品として、サツマイモを素材とした那珂市を代表する新たな売れる商品の開発に向け、加工品等に力を入れております。この2つをメインの作物として商品開発を開始しております。

そのほかにもバジルなど、カボチャ、サツマイモだけにこだわらない作物でも商品づくりに挑戦していただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 特産品の開発は、言うまでもなく非常に難しいミッションです。耕作放棄地の増加、農家の高齢化、人口減少社会の中で、原材料を確保していくためには機械化、大規模化で生産効率を上げながら供給体制を維持、拡大していかなければなりません。

そこで、やはり重要だと感じることは、選択と集中です。特産品として開発する原材料の絞り込みを行い、人、物、金を集中的に投資する必要があるかと思います。多くの可能性を探る上で、多様な農畜産物で商品化を目指していくことも一定大切ではありますが、ヒット商品を一つでもつくることは簡単なことではありません。まずは、那珂市らしさを最大限引き出せる作物に絞り集中的な商品開発を行い、一つでもヒット商品をつくり上げ、その商品が牽引役となってその他の商品へと目が向くような取組が重要かと思います。

那珂市として、まずはこれでやるといったメッセージ性、キャッチコピー、ビジョンの明確化が必要だと感じておりますので、ご答弁いただきましたとおり、那珂市が誇るカボチャとサツマイモをメインに売れる商品の開発を進めていただければと思いますし、私なりに考案いたしました売れる商品のご提案も後ほどさせていただきたいと思います。

カボチャとサツマイモをメインに開発する上で、先ほども触れましたが、どうしても供給体制の構築が必要になっているかと思いますが、増産するための対策について伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

カボチャについては、繰り返しにはなりますが、うまいもんづくりプロジェクトとも連携し、那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクトの中で、青果用カボチャについては「みやこ」に加え「恋するマロン」という品種を推奨する一方、加工用カボチャでは栽培に手間を

かけない品種を推奨するなど、付加価値の向上、生産性の効率化により生産量の増加を図っております。

サツマイモについては、ひたちなか市、東海村と共同で実施しているほしいも協議会による干し芋のブランド化の取組や、那珂支部・那珂地区生産組合独自で実施している目揃会を継続するとともに、うまいもんづくりプロジェクト等の新たな取組の中で、サツマイモの付加価値向上及び新たな三ツ星生産者を確保しながら生産量の増加を図っております。

また、ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会では、来年1月18日にファッションクルーズニューポートひたちなかで来場者2,000人による試食会と味の審査をしていただき、翌19日には三ツ星生産者の干し芋販売会を開催する運びとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

かぼちゃブランドアッププロジェクトやほしいも協議会によるブランド化への取組により、付加価値を向上し、生産量の向上を図っているとのことでした。

しかしながら、現実として市場に出回る供給量としては十分ではない部分も多々あるかと思いますが、増産体制が思うように進まない要因をどのように分析されているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

やはり収益性と生産性が大きな課題と考えております。そのために、付加価値向上に向けた取組を継続する必要があります。

近年、夏場の育成期が高温傾向にあり、そのため着果不良による生産量の減少、それに伴う利益の減収も危惧するところです。

また、那珂市のブランドである那珂かぼちゃに関しては、一つの一果採りのため、高い生産技術が必要となり、後継者不足による作付面積の減少といった課題もあります。

サツマイモについては、作付面積は拡大傾向にあり、一定の生産体制が確保されていることから、ほかの産地と差別化を図りつつ、この傾向を維持していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

収益性と生産性が大きな課題であると同時に、気候変動による収穫量の減少や後継者不足といった要因があるとのことでした。

気候変動による収穫量の変動は世界的な問題で、別途対策が必要になってくるかと思いますが、やはりここで肝腎なことは、生産者が安心して生産できる販売体制の構築かと思いま

す。たくさん作れば作るほどしっかりと収入に跳ね返ってくる仕組み、もうけられる仕組みをつくることで、供給量の確保、生産者不足の問題も解決していけるのかと思います。

そして、カボチャやサツマイモの加工品の開発には原材料の確保が重要な要素であり、販売、生産量の拡大に当たっては、外注していくことも検討しなければなりません、それがまさに先ほどのご答弁の中にありましたOEM型商品かと思いますが、まずは確認のため、このOEM型商品とはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

OEMとは委託加工のことで、製造メーカーが自社のものではないブランドの商品を製造することをいいます。

OEM型商品は、自社で一から製品を作るよりも、製造を専門とする会社に委託することでコストを抑えることができ、新しい製品を短期間で市場に出すことができる、また、自社の製造能力を超えて様々な製品を販売することができるなどのメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

自社で全てを完結するのではなく、大量に商品を生産するために、製造部分を外注する形でコストを抑えながら安定供給を図っていく商品のことかと思いますが。

それでは、このOEM型商品の開発における進捗状況と今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

うまいもんづくりプロジェクトの中で開発された商品の量産を検討している事業者に対して、OEM事業者とのマッチングに向けた情報提供を行っております。

OEM型商品の開発に係るマッチングは成立していないのが現状ですが、引き続き商品開発への支援を継続し、参加いただく方を増やしていくことが重要と捉えております。

また、OEM事業者とのマッチング後の商品の量産化に対応できるよう、野菜や原材料の安定した生産、供給体制の構築も視野に入れて、引き続き情報提供等を行い、両者の間を取り持っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

OEM型商品においては、事業者とのマッチングに向けた取組を行ってはいるものの、まだ成立には至っておらず、商品の量産化に対応できる原材料の安定供給も課題であるとのこ

とでした。

おそらく、こうしたOEM型商品を開発するに当たっては、マッチングを成立させる上で、しっかりとした販路があるか、売れるものになっているかが重要であるかと思いますが、市としても、開発した加工品をテストマーケティングやマッチングフェアなどでPRや商品改良の後押しをされているかと思います。こうしたテストマーケティングやマッチングフェアの実施状況と成果についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

テストマーケティングについては、東京都にある茨城県のアンテナショップ「イバラキセン」において、今年2月にカタラーナやシフォンケーキ等のテスト販売を行いました。商品の味、見た目、価格の項目でアンケートを実施したところ、商品デザインの改良が必要であるとの結果となりました。販売者側からは、賞味期限の短さについての意見もいただいているところでございます。

また、先日開催された産業祭においても、商品のPR、テスト販売とアンケートを実施しております。

マッチングフェアにつきましては、水戸市に会場を移して今年で3年目になりますが、10月31日にホテルレイクビュー水戸にて開催し、市内12事業者、実需者15事業者の参加をいただき、現在把握できているところでは、2件の新たな取引が開始されているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

それでは、こうしたテストマーケティングやマッチングフェアを通じて得た結果を基に、今後どのように取り組んでいく予定なのか、課題も含め、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

テストマーケティングにつきましては、先ほど答弁したとおり、味、価格では高評価をいただいておりますが、見た目については評価が低いことから、パッケージデザインの改善に取り組んでおります。

今後も、うまいもんづくりプロジェクトやテストマーケティングを繰り返すことによって、これらの意見を踏まえ、よりよい商品の開発の支援、PR等を行ってまいります。

マッチングフェアにつきましては、これまでの取組で一定の効果が発現してきており、新たな商品や新たな実需者とのマッチングが必要なタイミングになっております。

このことから、マッチングが必要な新商品や事業者を加え、生産者のほ場や加工事業者へ直接足を運んで現場を見学していただくといった新たな手法でのマッチングフェアを開催し

てまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

テストマーケティングの結果からは、味はよくても見た目の評価が低く、パッケージデザインの改善に取り組んでいるとのことでした。

この点については、私は、商品開発をする上で極めて重要な要素だと思っております。人は情報の7割から8割を視覚から得ているということは、6月に行った道の駅に関連する一般質問でお話しさせていただきましたが、見た目から来る発信力や伝える力を軽視しては、絶対に物は売れません。

一般的に、消費者に伝えるといったテクニックが、都市部に比べ、那珂市に限らず地方はどうしても弱い傾向にあります。いいものはたくさんあるし、つくる技術も素晴らしいのに、コンセプト、ロゴやパッケージデザイン、PRの手法などにおいてはもったいないところがたくさんあるかと思います。ものづくりは一生懸命でも、伝え方や見せ方に苦手な部分があるのかと思います。食べてもらえば分かる、来てもらえば分かるでは、届かない人がたくさんいることをまずは認識しなければなりません。食べてもらう前、来てもらう前から勝負は始まっています。もちろん見た目ばかりを気にして何でも発信すればよいわけではなく、そこに那珂市らしさ、那珂市ならではのストーリー性を持たせた伝え方をしなければ、効果はありません。ご答弁いただきましたとおり、デザインも重視していただき、魂を込めた商品開発をしていただければと思います。

続きまして、マッチングフェアでの今後の課題のところでは、新しい商品や新たな実需者とのマッチングが必要になってきているとのことでしたが、先ほどご答弁にありました特産品開発の主力商品であるサツマイモやカボチャを生かした新たな商品、ブランド戦略、具体的なプロモーション計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

サツマイモは、ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会におけるほしいも三ツ星生産者認定制度や那珂市特産品ブランド認証制度を活用し、付加価値を上げる取組を行っているところ です。

繰り返しにはなりますが、エピソードサーティーンにより干し芋のブランド戦略を実施しているところですが、これに続くブランド品として、サツマイモを素材とした那珂市を代表する新たな売れる商品が必要と認識しております。

カボチャにつきましては、那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクトの中で、生産量の増加及び販路拡大を図っております。その一環として、秋の魅力発見として、いい那珂かぼちゃフェアを11月から約1か月間開催し、市内、近隣市町村の飲食店による期間限定メニュー

一の提供や直売所、スーパーなど特設コーナーによるカボチャの販売などを令和3年から実施しております。

毎年好評につき、参加店舗が年々増加していることから、現在行っているプロジェクトを進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

カボチャについては、ブランドアッププロジェクトの一環でいい那珂かぼちゃフェアを開催し、参加者も年々増加し、好評を得ているとのことですので、ご答弁いただきましたとおり、プロジェクトを推進していただければと思います。

一方、サツマイモに関しては、エピソードサーティーンによる干し芋ブランド戦略を展開しているものの、これに続くブランド品として、サツマイモを素材とした那珂市を代表する新たな売れる商品が必要であると認識されているとのことでした。

私も、茨城を代表するサツマイモをいかにして那珂市で売るか。ほかの市町村でも生産販売しているサツマイモや干し芋をどうやって差別化し、独自ブランド化させて売っていくのか。

現在、ブランド展開しているエピソードサーティーンは、地域の伝統的な品種であるいずみ13号から取った一つの差別化されたブランド名かと思います。しかしながら、名称だけを聞いたときに思い浮かぶのは、有名な宇宙戦争の映画であったり、あるいは眉毛の濃い主人公が暗殺する漫画、そういった想像をする人も多いかと思います。残念ながら、那珂市を思い浮かべるストーリー性に弱く、知らない人たちに伝える力、すなわちエピソードサーティーンイコール那珂市の干し芋がうまく結びついていないと思います。

私は、その解決策として、今回、那珂市の名誉市民に認定された白土松吉氏を積極的に活用していく戦略、芋の神様、白土松吉そのものをブランド化させる方策が、売れる商品をつくっていく、まさに突破口だと考えます。那珂市として、この芋の神様、白土松吉氏を活用したブランド化やプロモーション戦略を検討すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

名誉市民となられた白土松吉氏の功績を多くの方々に知っていただくことは、大変重要なことであります。

白土氏は、那珂市の畑作地帯にはサツマイモの栽培が最もよいと着目し、増収栽培の研究に専念し、白土式甘藷栽培方法を確立し、収穫量はそれまでの3倍以上となりました。また、甘藷の加工に着手し、茨城県を干し芋特産地としたことでも有名です。昭和17年には農林大臣邸で開催された甘藷増産懇談会に招かれ、それ以来、サツマイモの神様、甘藷先生として

名声が全国に広まりました。

このような白土松吉氏の功績をサツマイモのブランド戦略やプロモーションへどういった形で活用できるのか、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。ぜひご検討いただければと思います。

ご答弁いただきましたとおり、白土松吉は、那珂市にとって多大な貢献を果たした名誉市民です。これから那珂市のサツマイモを売れる商品にするため、他市町村との芋と決定的な差別化を図っていくためにも、那珂市らしさあふれるストーリー性を持った芋の神様をブランド戦略に活用するべきだと思います。

ただし、活用の仕方が肝になってくるかと思いますので、ここで私から各種ご提案をさせていただきます。

活用の仕方、その1でございます。那珂市のカーネルサンダース的にキャラクター化を行って、各直売所等に宣伝人形を設置する。よくケンタッキー・フライド・チキンの店にはカーネルサンダースがいるかと思います。マクドナルドはドナルド君がいますけれども、そういった人形を作って、直売所あるいは道の駅、サツマイモを売る、まさにその店舗に置いていただく、そういった戦略がまず一つです。

その2、ナカマロちゃんに次ぐ第2のゆるキャラを誕生させ、ナカマロちゃんとともに各種プロモーションに活用する。これ松吉君というのを新たにぜひつくっていただいて、ナカマロちゃんとともに松吉君も一緒にプロモーションをしていただく。これはいいと思いますね、本当に。自画自賛です。

さらに行きます。その3、芋の最高級ブランド名を「白土松吉」にし、那珂台地でしか味わえないスペシャルブランドとして売り込む。ここに関しては、皆様のイメージをふくらませていただけるように資料並びにフリップを作成してきましたので、ご覧いただきたいと思います。

こちら最高品質の芋にのみ許可されたブランドパッケージ、「白土松吉」でございます。これをパッケージにするか、あるいはシールにして貼っていただくか、そういった活用をしていただくことでブランド戦略が展開されるのかと思います。

そして、もう一つ、単価を稼ぐ秘策としてOEM型商品、那珂台地が育む本格芋焼酎白土松吉でございます。この模様は、乾燥芋の断面を想像させるデザインにしております。魂を込めてデザインいたしました。売れる予感しかしません。

その4、ブランドロゴを作成し、各種グッズ販売を行う。エコバッグ、キーホルダー、Tシャツ、こういったTシャツは外国人にばか売れすると思います。インバウンドですね。

こういったゆるキャラから渋い路線に至るまで、幅広い世代、好みに適合するブランド戦略を展開し、それぞれが相乗効果を生み出し、売れる仕組みがつくられていきます。そして、

同時並行的にSNSを活用したプロモーション、具体的にはウェブ広告や広告動画を作成するなど空中戦も極めて重要であり、先ほど触れさせていただきました、食べてもらえば分かる、来てもらえば分かるでは人々には伝わらないこと、積極的な情報発信の重要性、伝え方が勝負を大きく左右させることを念頭に、広告宣伝にも十分配慮いただければと思います。先ほど提案しましたナカマロちゃんと新キャラ松吉君が、アテレコで那珂市の特産品をPRする宣伝動画なんかも面白くできそうな気がしてなりません。

そういったことも踏まえ、芋の最高級ブランドとして、そして、また、模造品によるブランドイメージを損なわないためにも、この白土松吉を那珂市として商標登録してはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

様々なご提案ありがとうございます。

サツマイモの高級ブランド品に使用する商標登録については、登録の手续やブランド品の認定方法について様々な課題があると思われます。今後具体化していくために調査、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 大変慎重なご回答ありがとうございます。

確かに、ここは市として慎重になる部分もあるかと思います。私も丹精を込めてデザインした以上、この商標登録に関しては、特許庁の水戸の出先機関にしっかりと確認を取らせていただきました。

人の名前を使った商標登録といえば、TAKEO KIKUCHIやコシノジュンコといったブランド名が頭に浮かぶ方も多いかと思いますが、人の名前の商標登録は、一般的に同姓同名に迷惑がかからないように一定の規制がかかっており、デザイナー本人が出願することなども含め、高いハードルがありました。そういった規制も、業界団体等の要望もあり、一部規制が残ってはいるものの、このタイミングを見計らったかのように、今年の令和6年4月1日以降からの出願からこの出願要件が緩和され、他人の名前の商標登録が可能となりました。登録が可能とはなりましたが、クリアしなければならない2つのハードルは残っております。その一つがご本人の承諾です。今回は、ご本人は故人でございますので、親族の許可が必要になります。そして、もう一つのポイントが、商標構成中の氏名と出願人との間に相当関連性があり、商標登録を受けるに当たり不正の目的がないことです。言い換えれば、白土松吉氏と那珂市の間に相当関連性がある、不正の目的がなければ登録できるというわけです。つまり、どこかの民間企業や個人がこの白土松吉を商標登録しようと思っても、その本人との関連性の部分で弱く、なおかつ営利目的など活用されるおそれもあり、親族からの許可が難しいケースが考えられます。よって、本人との関連性が高く、不正の目的がない

ことが明白な那珂市が出願すれば、そのハードルは大きく下がり、実現性は高いとのことでした。確実に大丈夫と言えないのは、規制が緩和されてから、今回のように自治体が他人の氏名を商標登録を出願した事例がないとのことでした。認められれば、おそらく全国初とのこと。それだけでも十分出願の価値があるものだと思います。

ちなみに、出願に当たって、職員さんの事務的負担はどの程度あるのでしょうかと聞いてみましたところ、弁理士などの代行業者もありますが、基本的に簡単な書類ですので、記入方法なども窓口で教えられますよとのことでしたし、県庁や他の市町村でも担当課で出願手続を実施していますとのことでした。もちろん登録費も微々たるものなので、心配する必要はないかと思います。

将来を見据え、まずは商標登録しておくこと、チャレンジしてみることは重要だと思います。関連性で言えば、近隣市町村にだって商標登録するチャンスはあり得ますので、先を越されることなく、しっかりとこの千載一遇を物にしていだければと思います。

続きまして、カボチャに関するプロモーション戦略をご提案させていただきます。

那珂市といえば、先ほどからご答弁いただいているとおり、やはりおいしい品質の高いカボチャがあるわけですが、那珂市がカボチャのまちであることがまだまだ届いていない。発信力、伝える力が十分でないと感じております。せっかくおいしいカボチャでも、食べてもらえば分かる、これだけでは、先ほども申し上げましたが、届かない人がたくさんいるわけです。私自身、外から那珂市に来た頃に、まちにカボチャらしさを感じることはありませんでした。今では、先ほどご答弁にもありましたが、かぼちゃフェアの開催などで盛り上げていただいているイベントがあるとはいえ、那珂市のカボチャが特別だというスペシャリティを広げる、伝える力がまだまだ十分でないと思います。もちろんその当時の自分が、あまりカボチャを包括して生きておりませんでしたので、無知であったと言われればそれまでですが、しかしながら、那珂市以外にもカボチャの産地はあり、当時の私がそうであったように、特に地元以外の人々には、那珂市イコールカボチャがあまり結びついていない状況になっているかと思います。

であればこそ、私は、那珂市だからこそできるカボチャのイベントを実施するべきだと思います。それはハロウィン祭の開催です。カボチャのまちにふさわしいイベントだと思っております。私としては、先日行われた産業祭をハロウィン祭に変更し、さらに盛り上がる那珂市の一大イベントにしていだければいかがかと思っております。

先日開催された産業祭は、多くの人々が来場し、盛り上がっておりました。近年では、カミスガとのコラボによってさらなる集客効果を生み、市内においては高い認知度を誇るイベントになってきているかと思います。

しかしながら、まだまだローカル感が根強く、市外から多くの関心を呼ぶほどのイベントにはなっていないのも事実かと思います。さらには、産業祭というネーミングも硬く、名称だけでは何のお祭りなのか正直分からないのが現状です。産業祭をカボチャのまち、ハロウ

イン祭に変更し、老若男女を問わず幅広い世代が楽しめ、市外の人たちも参加したくなるような一大イベントにグレードアップするべきかと思います。仮装コンクールの開催や出店者にも協力してもらい、店舗の看板、装飾にも個性を出し、商品等にもカボチャのオブジェや食材への活用、夜間は幻想的な雰囲気を出し、インスタ映えさせるようなSNSによる宣伝効果など、那珂市らしさ、那珂市のストーリー性を感じさせつつ、特産品を売り込むイベントへのバージョンアップをぜひお願いしたいところではありますが、ハロウィン祭についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、現状実施しております市が関係する大きなイベントについてご説明させていただきますと、八重桜まつり、なかひまわりフェスティバル、産業祭がございます。その中で、なかひまわりフェスティバルにつきましては、毎年8月下旬に開催しているところでございますが、昨今の気候変動による猛暑のため、日中の来客数の減少や熱中症にかかることも危惧されることから、見直すべきとの意見もいただいているところでございます。

また、開催場所に関しましても、これまで臨時駐車場として活用していた那珂西部工業団地内の未利用地において民間事業者の利用が決定したことにより、今後はイベントのための駐車場の確保ができなくなりました。

市としましては、これらの課題を解決し、これまで同様のなかひまわりフェスティバルの開催に向けて模索してきたところではございますが、従来の開催は非常に困難な状況にございます。

このことから、那珂市の花としてPRしているヒマワリ畑については今後も継続して実施していく予定ではありますが、イベント等につきましては、公共交通機関も利用しやすい宮ノ池公園を活用した産業祭と一本化し、新たなイベントとして適切な時期に開催していくことを検討しているところでございます。

このような状況において、今回議員からいただいたご意見については大変すばらしいものと考えておりますので、ぜひ今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ひまわりフェスティバルは、那珂市らしさを醸し出す一大イベントとして一定の知名度を誇るお祭りかと思いますが、ご答弁いただきましたとおり、近年の猛暑の問題、駐車場の問題等もあり、産業祭との一体化を含め、見直しを検討されているとのことでした。

だとすれば、なおさらに、この那珂市が誇る一大イベントにハロウィン祭はうってつけかだと思いますので、大人も子供も一日中楽しめるイベントとして、ぜひともご検討いただければと思います。

それでは、次に、特産品開発と連動し、底上げを図らなければならない那珂市のふるさと納税の質問に移りたいと思います。

那珂市のふるさと納税が抱える課題、年々低下する寄附額への憂慮に関しましては、前回9月の定例会においても笹島議員のほうから鋭くご指摘をされておりますので、重ねての質問は控えますが、私からは切り口を変えての質問とご提案をさせていただきます。

現在、那珂市では、複数のサイトとの契約を行い、ふるさと納税を実施されているかと思いますが、4大サイトと呼ばれているふるさとチョイス、楽天ふるさと、ふるなび、さとふる、この4つのサイトの中でさとふるだけが利用されていないようですが、利用されていない理由についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ふるさと納税のポータルサイト別の申込件数は公表されておりませんが、ただいまおっしゃいましたふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、さとふるが4大サイトというふうに言われております。

当市では、さとふるを除くほかの3つのサイトとそれ以外のサイトで、合わせて9サイトのほうで寄附の受入れを行っているところでございます。

このさとふるについては、中間支援業務からサイト運営まで一貫通貫のサービスを行っております。返礼品提供事業者が、直接さとふる専用のシステムを使いまして商品の登録から管理までの作業が生じることから、さとふる以外のサイトと二重の管理が必要となるなど、返礼品の提供事業者の負担が発生するということになっております。

本市では、現在委託している中間支援業務を行う事業者とさとふるが行う中間支援業務が重なる形となりまして、手間やコストが増えることから、利用を控えていたということでございます。

今後は、さとふるの利用者も一定数いるということから、これらの対応ができる返礼品提供事業者と協議をしまして、費用対効果も検証した上で、可能であれば利用を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

私のほうで、県内市町村の4大サイトの活用状況をさらっとではありますが、確認してみたら、県内上位の自治体、少なくとも15位くらいまではこの4大サイト全てを活用しておりました。対して、下位の自治体では、提携サイト数が少ない、あるいは一部の上位サイトとの提携しかしていない自治体でございました。

もちろん那珂市の低調な寄附額の問題の核心がここではないことは重々承知はしておりますが、しかしながら、ふるさと納税のサイトは、来年10月以降、ポイント付与制度が廃止さ

れるとはいえ、サイトごとに硬直化した顧客層になっております。少なくとも、この4大サイトと呼ばれている多くの顧客を持ったさとふるに関しては、サイト利用者から見れば、最初から那珂市が土俵に上がっていない状態になっています。ご答弁いただきましたとおり、手間やコスト面は無視することのできない重要な要素であることは理解できますが、こういった問題をクリアできる提携事業者を模索し、さとふる利用者からも那珂市に寄附できる体制の構築を目指していただければと思います。

次に、こうしたさとふる以外にも新たな活用を検討している民間サイトがあるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、国内最大のECモールと言われておりますアマゾンでございますけれども、こちらがさとふるの業務を始める見込みというふうに聞いております。このことから、当市でもアマゾンを活用いたしまして、さとふるの増額を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

アマゾンがさとふるに参入するといった情報は、まさに黒船来航のようなインパクトを業界に与えました。巨大なマーケットと物流システムを持つアマゾンは、業界の勢力図を大きく変えると言われております。もちろん税金が外資系企業に流れてしまう部分は危惧するところではありますが、アマゾンが持つ独自の物流システムは、総コストを下げる効果生まれ、自治体にとっても手数料等にも好影響が生まれてくるものと言われております。このアマゾンが今月中旬にも参入予定という状況下において、那珂市も準備されているとのことですので安心はいたしました。こうしたこともさとふるを底上げする一つの手段であるかと思っておりますので、ご答弁いただきましたとおり、前に進めていただければと思います。

とはいっても、根本的な解決策を図る上で最も大切なことは、やはり那珂市のヒット商品をつくることです。全てを一から新しいものをつくるのではなく、今ある潜在能力の高い産品、優れている産品にアイデアを加え、付加価値をつけ、那珂市らしさあふれる商品が必要かと思っております。サイト上では那珂市のストーリー性を感じさせるブランド戦略も重要ですが、ほかとの差別化を図る上で、サイト上での見せ方や工夫、新たな返礼品の開発計画があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

今般さとふるをもっと増額していきたいという考えがございまして、今年9月に新たな中間支援業者に切替えをいたしました。

その上で、主な改善といたしましては、ポータルサイト上での商品の画像の見せ方の改善、

あとは商品紹介文などの変更によりまして、検索キーワードになるべく引っかかるような対応をして集客に向けた体制を進めているところでございます。

また、新たな返礼品の開拓をするために、市内の事業者を回りまして、体験チケットや商品券による返礼品もしくはタブレット端末をその店舗に設置しまして現地で決済ができる返礼品など、新たな手法による返礼品の充実にも努めているところでございます。

さらに、先ほど議員のご提案がありましたように、「サツマイモの神様」と言われます白土松吉ブランドなどが、それでサツマイモに関する那珂市で生産された特産品ができれば、ふるさと納税にも寄与できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

新しい中間支援事業者への変更を行い、各種サイト上での返礼品の見せ方に工夫を与えるよう改善中であると。新たな返礼品開拓にも努力しているとのことでしたが、新たな返礼品開発においては一つご提案がございます。それは、来年、県の植物園がリニューアルされます。諸事情により7か月ほどオープンが遅れてしまい、11月にはなりましたが、この植物園には新たにグランピング施設やジップライン、入浴施設など様々な体験施設が整備されます。こうした植物園のリニューアルに向けた体験型の返礼品を開発してみてはと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、植物園がリニューアルをしておりますので、宿泊施設が設置される計画というふうになっております。その宿泊などを体験型の返礼品として提供できれば、大変魅力的なものになると思われまふ。ただ、県の施設でございますので、その返礼品の登録につきましては県と協議をしてみたいというふうに考えております。

そのほかにも、体験型の返礼品の開拓など、さらに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

幸いにも、オープンがずれたことによって県との協議に余裕が生まれたかと思ひますので、ぜひとも前に進めていただければと思ひます。

そして、その際には、石岡のフラワーパーク同様に地元の食材を可能な限り使用してもらうなど、那珂市を存分に味わってもらえるような返礼品にさせていただけるよう、しっかりと協議していただければと思ひます。

そして、そのほかにも、先ほどのご答弁にもありましたとおり、那珂市らしさを出せる白

土松吉ブランドが確立できれば、新たな戦略、サイト上の見せ方の工夫ができ、ふるさと納税にも寄与していくことと確信しております。

中間支援事業者の変更はもちろん大切なことで、しっかり取り組んでいただいていると思いますが、支援事業者は那珂市のことだけを考えて支援しているわけではありません。彼らにとっては、那珂市はワンオブゼム、多くの顧客の中の一人です。支援事業者が手がけるサイトの見せ方の工夫は、全国的に有名な特産品を持つ一部の自治体を除き、どの市町村にも同じ手法です。同様の商品で同様の見せ方をされ、サイトを見比べられても、大きな差別化を生むことはできません。オンリーワンを生むには、中間支援事業者ではなく、自分たちで自分たちの見せ方を考えなければなりません。中間支援事業者に那珂市の魂を入れることはできません。那珂市には何があり何を生かせるのか、どんなまちであるのか、それを最大限に感じさせる、伝える、そのストーリー性は自分たちで考え、サイトを見た寄附者に、ほかとは違うオリジナリティーを感じさせなければなりません。那珂市を選んでもらうサイトにするために、特産品にストーリー性を持たす、ブランド戦略を展開する、力を集中し、牽引役となるものができるまで我慢と勝負です。牽引役を生むまでが勝負、生まれれば、市内の様々な産品にまでも好循環が生まれてくると思います。

白土松吉は、那珂台地で民衆の飢えと経済的な困窮から救うことに生涯をかけました。名誉市民として再び脚光を浴びることとなった芋の神様、白土松吉氏の力を今再び、現在の那珂市の発展に使わせてもらうときが来たかと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

地域活性化の鍵を握るストーリー性を持った特産品の開発と那珂市らしさを発揮するブランド戦略について、お考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。本当に那珂市の発展のために特産品開発をどうするか、いろんな意味で、ブランド戦略なんかについても貴重なご提言をいただいたと思います。御礼申し上げます。

答弁をいたします。

白土松吉氏のすてきなロゴを作成していただき、ありがとうございます。新たに名誉市民となられた白土松吉氏は、現在のサツマイモ栽培方法を確立されたお方であります。この白土氏の功績をどのように新たに産品の開発に生かしていけるのか、調査をしてまいります。

また、那珂のかぼちゃプロジェクトをはじめとするカボチャ推しの産品開発、ハロウィン祭の開催、植物園を活用した体験型ふるさと納税返礼品等、多くのご提案をいただきました。

プロモーションやブランド戦略では、地域資源を活用したストーリー性があり、さらに市民の皆様にも参加いただけるような取組となることが大変重要であります。

現在、道の駅の開業も視野に入れ、農家さんや事業者さんと一体となって産品開発も開始したところであります。産品開発と併せて、地域の活性化に結びつくような取組について、

引き続きどのようなことができるか調査を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

市長のご自宅の玄関先に相田みつをさんの詩が飾ってあると、以前SNSでお見かけいたしました。そこには「夢はでっかく根はふかく」と、忘れないように飾ってあるとのことでした。私も好きな言葉ですが、大きな夢を前に進める以上、思い切った策も打っていく必要があるかと思います。ビジョンという根っこを深く張り巡らせ、その思いを実現するべく、さらなるリーダーシップを発揮していただくことをご期待申し上げ、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告6番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を16時5分といたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（木野広宣君） 通告7番、小池正夫議員。

質問事項 1. 認知症への取り組みと支援について。2. 担い手の育成支援について。3. 遊休農地の対策について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） 議席番号8番、小池正夫でございます。

本日7番目、最後の一般質問であります。皆さん大変お疲れのところ申し訳ございませんが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めの質問は、認知症への取り組みと支援についてです。

いよいよ寒くなってまいりましたが、防災無線により、那珂市内でも行方不明になった方の放送をよく聞きます。寒くもなってきましたので、大変心配しているところでございます。そのうちの大半の方が高齢者の方でありまして、認知症の発症により徘徊をしてしまい、居

場所が分からなくなる方が多いと聞きました。

しかし、高齢者ばかりでは、認知症というのではないんですね。若年性もあります。執行部の皆さんも後ろにいる方も、確かに忘れっぽくなったり、認知症なんだか、一体ぼけているのか分からないといったことが多々あると思います。私も還暦を過ぎてから、非常に人の名前とか、議員の名前は忘れませんが、忘れっぽくなっているところですが、皆さんお心に当たるところがたくさんあると思います。それについて、認知症の質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、認知症とは記憶力や思考力、判断力が低下し、日常生活に支障を来す症候群のことを指します。これは脳の疾病に起因し、進行性の状態です。認知症の主な原因は以下のものがあります。最も一般的な原因になりますが、アルツハイマー病です。脳梗塞や脳出血が原因になり、さらには脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、その他認知症を引き起こす疾病や障がいがあります。認知症の症状には記憶障がい、言語能力の低下、判断力や計画性能力の欠如、見当識障がい、これは場所や時間の認識が喪失してしまっていて、感情の不安定などが含まれます。初期段階では軽度の症状が表れることが多く、進行するにつれて生活の自立が困難になります。

次に、認知症発症状況と予測になりますが、世界の認知症患者数になりますと、世界保健機関WHOのデータによると認知症の患者数は年々増加しており、2020年時点で約5,300万人、認知症の患者がいるとされております。65歳以上の高齢者における認知症の有病率は、特に高齢化が進んでいる国々で顕著に増加しております。例えば、2050年には認知症患者が1億3,000万人に達すると予測されております。これは世界の数字でございますが、このように認知症は世界的に増加しており、その社会的、経済的影響がますます大きくなっております。

続いて、日本における認知症患者数になりますが、日本では認知症患者の数は2012年に約462万人だったのに対して、2025年約700万人に達すると予測されております。これは、人口の高齢化に伴って認知症患者が増加するためです。65歳以上の高齢者の1割が認知症を患っていると言われており、今後もこの割合が増加することが予測されております。

認知症の現状は、世界的に高齢化が進む中でますます深刻な課題となっています。日本をはじめ多くの国々で認知症患者の増加が予測されており、その社会的、経済的な影響が大きくなるとともに、適切な対応が急務となっております。

では、質問に移ります。

市の認知症高齢者数についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市で把握している認知症高齢者数につきましては、介護保険の第1号被保険者で要介護・要支援の認定を受けている方のうち、認知症日常生活自立度2以上の方となります。

この認知症日常生活自立度は9つのランクに分類されており、自立度2とは、日常生活に支障を来すような症状・行動や、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態となります。

令和6年4月1日現在、第1号被保険者において要介護・要支援の認定を受けている方は2,706人おり、そのうち認知症日常生活自立度2以上の方は1,247人となっております。

先ほど議員がおっしゃっていたとおり、本市におきましても今後、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数につきましても増加すると見込まれております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 次に、患者本人の問題として、患者はしばしば社会から孤立しがちであり、周囲の理解や支援が欠如していると患者自身が不安定になり、社会参加が難しくなります。そのほかにも、認知症による介護や医療費の増加は、国や自治体の財政に大きな負担をかけています。特に高齢化が進む中で、認知症対策のための予算も多く必要になってきます。

認知症の予防には、生活習慣の改善、定期的な認知機能のチェックが重要です。予防の活動には生活習慣の改善、適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠、禁煙など、健康的な生活習慣が認知症予防に効果的だとされております。ほかにも読書やパズル、社会活動への参加など、脳を活性化させる活動が認知症予防に役立つとされております。

さらに、定期的な認知機能チェックが重要です。認知症の早期発見には、定期的に認知機能の検査を受けることが重要です。これらの取り組みを通じて認知症の診断支援体制を充実させ、より多くの人々が適切なタイミングで支援を受けられるようにすることが求められています。

認知症の早期発見は、患者の生活の質を維持し、進行を遅らせるために極めて重要です。そのため、診断後の適切な支援が欠かせません。特に医療機関と福祉施設の地域の支援機関が一丸となって協力することが、患者へのケアをより効果的に行うための鍵となります。これにより、患者は必要な治療や支援をタイムリーに受けられ、生活の質を保つことが可能になることから大変重要であります。

それでは、次の質問に移ります。

自治体として、認知症の早期発見に向けた取組はどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

認知症につきましては、議員のお話にもありましたが、一般的に初期症状を早期に発見し、病院での治療を受けることで症状の進行を遅らせることができると言われており、早期発見

が大切となります。

本市における早期発見の取組としましては、認知症初期集中支援チームを認知症疾患医療センターに設置し、ケアマネジャーや家族などから認知症や認知症が疑われる方の相談があった際には、家庭訪問を通じて早期診断・早期対応に向けた支援を行っております。この支援チームは、認知症サポート医、それから医療と介護の専門職により構成がされております。

認知症疾患医療センターですが、認知症の方や家族が住み慣れた地域で自分らしく生活するための支援の一つとして、県が指定する認知症専門の医療機関となり、県内で13病院が指定をされてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 認知症の早期発見は非常に重要であり、進行を遅らせるために早期の診断と対応が求められます。このために設置されている認知症初期集中支援チームの役割は非常に重要です。認知症専門医の不足も懸念されており、どこまでチームの活動範囲が広がっているのか、また、どの程度の迅速な対応ができるのかが今後の課題でもあります。

次の質問です。

認知症専門医の不足や、診断を担当する医療機関との連携における現在の取り組みや課題について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

認知症専門医ですが、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携の推進役となる認知症サポート医が、令和6年6月6日時点で本市には3名おります。

本市の取組としましては、認知症サポート医が所属する認知症初期集中支援チームが中心となり、市に認知症に関する相談があった際には、ふくし相談センターや地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、医療や介護サービスへつなぐ支援を行っております。

現在の課題としましては、認知症の方やその家族が認知症に関し先入観を持ってしまっていて、支援を必要ないと考え、支援の受入れが進みにくいことがございます。様々な機会を捉えて普及啓発し、認知症への理解を深めてもらうことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 認知症の増加を受け、さらに認知症患者を支えるためにも、医師だけではなく、介護職員や医療従事者の確保とその待遇改善が急務であることです。これには、介護・医療分野における人材育成や教育の充実、働き手の処遇向上が不可欠です。介護職員の負担軽減を図るため、労働環境の改善や支援体制の強化も重要な課題にもなっています。

さらに、認知症患者が安心して生活できる社会をつくるためには、質の高いケアサービス

の提供と認知症患者を支える地域コミュニティの強化が求められています。地域の連携を強化し、認知症患者が自立した生活を維持できるような支援体制の構築が必要です。これには、地域社会での認知症に対する理解促進やボランティア活動の活性化にも大きな役割を果たします。これらの対策を総合的に実施することが、認知症患者とその家族がよりよい生活を送るための基盤となっていきます。

それでは、質問に移ります。

次に、医療機関と福祉施設、地域の支援機構との連携はどのように進められているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市では、市内の医療機関や福祉施設などに在職する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、ケアマネジャー、それから認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、保健所及び市関係課などの多職種により構成される在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会を設置し、在宅医療・介護連携体制の構築や認知症対策に取り組んでおります。

認知症対策の取組としましては、この委員会の構成員である認知症疾患医療センターが地域連携拠点の役割として地域包括支援センターなどの医療介護関係者から組織された認知症疾患医療連携協議会を開催したり、地域の認知症医療介護従事者に対する研修や、認知症患者の家族や地域住民などを対象とする研修の開催及び他の団体の実施する認知症医療に関する研修会への協力、認知症医療に関する情報発信などを行っており、委員会においてチームの活動内容を共有するなど、多職種が連携できるように取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 認知症の方やその家族がいつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられ、認知症の方の状態に応じたサービスの提供が必要となります。認知症は誰でもなる可能性がある脳の病気ですが、早期に発見、診断し、上手に対応していけば、その後の経過や介護の負担も変わってきます。そのためには、気づきとして相談することが大変大切かと思います。

そのためにも、地域包括ケアシステムの整備が重要になります。地域ごとに認知症患者の支援を行うためのシステムです。認知症の場合には医療的支援と介護支援を同時に受ける必要があり、自治体では医療機関や福祉施設と連携して一貫した支援を提供します。ケアマネジャーと専門医が連携し、患者一人一人に合ったケアプランを作成します。

さらに、認知症高齢者のための専門的なケアが提供される施設や地域密着型の小規模なケア施設も必要です。これらは、患者ができる限り自立して生活ができる環境を提供することを目的としています。認知症患者が自宅で生活を続けられるよう、訪問介護やデイサービスを提供する自治体も増えており、患者が地域で孤立せず、社会参加を続けられるよう支援を

行っています。

さらに、認知症に対する理解を深め、地域社会全体で支援を行うことが不可欠であります。それには、認知症に関する普及啓発活動を積極的に展開する必要があります。市民一人一人が認知症について正しい知識を持ち、理解を深めることができる取組などが必要となっております。

それでは、質問に移ります。

認知症に関する普及啓発活動や市民への情報提供などをどのように行っているか、質問いたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市の普及啓発の取組としましては、認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた冊子、認知症ケアパスの配付や、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーター養成講座の開催、認知症サポーターから地域で活躍できるサポーターへとステップアップするための認知症サポーター・ステップアップ講座の開催、認知症について、地域の方々でつながりや支え合いについて日頃思っていることを自由にお話しする場であるひまわりのつどいの開催、認知機能低下の予防を目的とした介護予防講座の開催、認知症の方及びその家族などが集い、意見交換や情報を共有する認知症カフェの支援などを行っており、市の広報紙や市ホームページ、SNSなどで情報を発信しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 認知症患者が診断後も安心して生活ができるよう、自治体としても、医療、介護、福祉、住まい、社会参加の全てにわたる支援体制を整備する必要があります。特に先ほどからもお話をしておりますが、地域包括ケアシステムの強化、訪問診療、介護サービスの充実、住まいの確保、社会参加の促進、家族支援など包括的な支援が重要です。

さらに、今後も地域住民との連携を深めるなど、認知症患者が住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるよう、さらなる支援を強化する必要があります。

それでは、最後の質問です。

診断後、患者が安心して生活ができるように、自治体としては今後の支援をどのように行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

認知症は誰もがなり得るものであり、家族などが認知症になることなどを含め、多くの方にとって身近な疾患です。このような中、国において令和元年6月に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、令和5年5月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し

ました。認知症施策推進大綱において、認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、令和7年までに全市町村でチームオレンジを整備するという目標が掲げられました。

チームオレンジでは、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターがチームを組み、地域で暮らす認知症の方や家族の支援として、見守りや声かけ、話し相手などの活動を早期から行います。本市においても、令和7年のチームオレンジ立ち上げに向けて取り組んでいるところでございます。

今後も増加が予想される認知症の方や、その家族などに対する的確な支援を行うため、引き続き認知症施策推進大綱に基づく各施策を推進するとともに、認知症基本法の基本理念及び基本的施策を踏まえ、認知症施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 認知症は、今後ますます社会に影響を与える重要な課題でもあります。早期発見、予防、適切な医療、介護支援が求められる中、地域社会全体で認知症の理解を深め、支え合う仕組みの構築が不可欠です。

また、社会全体で認知症患者を支えるための政策や施策の充実もますます重要となってまいります。認知症の早期発見と診断支援は、患者とその家族の生活の質を大きく左右します。認知症の進行を遅らせるための治療法やリハビリの充実も含め、医療機関との連携が重要であります。分野ごとにどのような取組をしているのか、どのような課題が残されているのかを明確にして、改善のため方向性を示すことが重要であります。特に地域での認知症のケアの質を向上させるためには、行政、医療、福祉の連携が不可欠です。

最後に、これらの認知症対策が那珂市でもより進むことに引き続き市民一人一人の認知症に対するご理解と支援の輪が広がっていくことを希望して、この項の質問を終わりにいたします。

では、次の質問に移ります。

私は、那珂市の基幹産業は農業だと思っております。前にも何度も質問しておりますけれども、そこで、農業振興について伺いをいたします。

農業を取り巻く状況は年々変化してきており、本来ならば、農業で元気にしたい那珂市ではありますが、その変化、現状に追いつけない部分が多々あると感じています。特に近年の課題である担い手の減少や高齢化の問題、耕作放棄地や荒廃農地の問題など、多くの課題が山積みしています。

私も主に稲作農家ですが、近所の稲作農家の声として、これまで地域のことを思い、何とか稲作を継続してきた高齢農家もいよいよ限界だとの声や、こうした引退農家の思いや要請を受け、地域の農地を担う稲作農家、さらに経営面積を拡大する必要があり、そのための支援が欲しいの声や、地域農業は担い手だけでは支え切れず、多様な人材が農業を支えている

実態を認識して、国、県、市は多様な支援策を考えてほしいとの声がたくさん上がっております。

農業経営をめぐる情勢について、令和6年4月、農林水産省経営局によりますと、我が国の基幹的農業従事者は2000年から20年で240万人から136万人に半減しております。特に2015年から2020年の5年間で2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となりました。2023年における基幹的農業従事者は116万人、平均年齢は68.7歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークになっております。今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者は大幅に減少することが確実であり、少ない経営体で農業生産を支えていかななくてはならない状況です。

我が国の農林業の実態を5年ごとに調べる2020年農林業センサスによりますと、那珂市の農業の根幹を支える総農家数は1,972戸となっており、2015年では2,357戸でしたので、この5年間で16%減少しております。

このように、高齢化で農業をやめる方々が年々多くなっているように感じております。農業を続けている方も高齢の方が多く見受けられ、若い力が農業を継いでくれるという農家は決して多いとは言えません。一方、法人化している方は市外から農業に興味のある人材を雇い入れ、規模を拡大したり、さらなる経営の発展を目指して六次産業化に取り組んでいる例も見られます。

5年後、10年後の那珂市の農業を考えたときに、さらなる発展を遂げるためには、より多くの農業後継者を育成することが何よりも必要です。技術や経営ノウハウが途切れることなく次世代へ継承できることや、新たな能力が外部から入ることなどにより、時代に適応した農業が構築されと考えております。次の世代の担い手となる新規就農者を増やすことに一層力を入れるべきだと思います。特に現在、一生懸命農業を続けている農家の後継ぎ、農家の子弟に対する支援を充実させることは、費用対効果が高いのではないかと考えます。

また、耕作放棄地ですが、市内の至るところに耕作放棄地と思われるものが増加してきていると感じています。担い手の減少や高齢化など、地元所有者であった方が市外へ出ていき、また施設に入り、結果的には市外所有者の耕作地となり、なかなか管理が行き届かない耕作放棄地、いわゆる荒廃農地を多く見かけるようになってきたと感じております。

耕作放棄地と荒廃農地の定義や違いなどを説明させていただきますが、耕作放棄地の定義づけとしては、農林業のセンサスによるものですが、以前、耕地であったもので過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に耕作する考えのない土地、つまり耕作が行われないうちに耕作栽培の予定もない、放置されている農地のことをいいます。

また、見た目は分からない休耕地との区別ですが、耕作の意思はあるんですけれども、何かの理由で耕作を行っていない、いわゆる放棄しているわけではない土地もあります。荒廃農地とは、耕作が行われず荒廃した農地であり、そのままでは作物栽培が客観的に不可能な農地のことをいいます。耕作放棄地は2020年に統計上の調査項目から外れ、荒廃農地の調

査については2021年に廃止され、現在は遊休農地と呼ばれています。

いずれにせよ、農地が荒廃していくとイノシシやアライグマ等の住みかになってしまい、鳥獣の被害にもつながり、産業廃棄物や家庭ゴミなどの不法投棄や、整備されない農道や水路による事故を招くおそれもあります。那珂市において高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や遊休農地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がありますので、担い手の育成支援と遊休農地の対策についていくつか質問させていただきます。

まず、担い手の育成支援についてですが、地域農業は地元の担い手だけでは支え切れないとの声もあります。新規就農者を増やす方策が大事だと思いますが、担い手、特に新規就農者を予定している方々の相談体制についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和3年度に農業の担い手の確保及び育成を目的として、農家と行政が一体となって新規就農相談体制を強化し、就農後の定着に係る取組を進めるため、那珂市農業担い手確保・育成協議会M I R A Iを設立しました。新規就農を目指す方々の相談件数は年々増加し、令和元年度には5件でしたが、令和5年度には39件になり、最近では40件程度の相談件数が寄せられるようになってきております。その希望作物はニラ、ネギ、露地野菜や甘藷等となっております。この間に、認定新規就農者として5名の方が就農いたしました。

このような様々な新規就農者のニーズに対応し、実践に基づいた指導や助言を行えるよう、幅広い営農類型の農家の方々に就農支援アドバイザーとして参加していただき、新規就農者に寄り添った支援を行っているところです。

さらに、農林振興公社や茨城県農業法人協会等が主催する新農業人フェア等へ就農支援アドバイザーとともにM I R A Iとして参加するなど、関係機関と連携し、就農希望者の相談に対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 新規就農希望者は今まで全く農業に携わったことのない人もいますけれども、農業の研修体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県の就農準備資金制度というのがございます。月12.5万円、年額150万円を活用する場合、茨城県が認定する研修機関等で研修する必要がございます。現在、県内には県立農業大学校など8施設あり、おのおのの機関で研修を受けていただいておりますが、M I R A Iでも就農者へ実践に基づいた指導や助言を行う就農支援アドバイザーを設けており、実際に研修生を受け入れております。県が認定する研修機関になりますと、就農支援アドバイザーにも報

酬があるなどのメリットがありますので、県の認定する研修機関になれるように手続を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 新規就農者に対する支援はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

研修時には、先ほど答弁いたしました生活資金を支援する就農準備資金や就農希望の研修生を長期受け入れる農家へ資金助成するニューファーマー育成研修助成事業、雇用元の農業法人等に対する助成の雇用就農資金などがございます。

就農時に活用できる支援制度としましては、農業経営を開始する方に対する資金助成の経営開始資金、農業経営を開始した方の機械、施設の導入等に係る経費を支援する経営発展支援事業、就農に必要な資金を無利子で融資する制度、青年等就農資金などがございます。

また、市独自の支援として、就農初期に必要なとなる機械等の購入に対する支援として、新規就農者経営支援事業がございます。

なお、MIRAIでは新規就農者の初期投資の負担を抑えるため、転貸希望の農地や使用していない農機具の情報提供などの支援もしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 就農支援に当たってはいろんな資金援助というのはたくさんあるんでしょうけれども、何せ私も農家やっていて分かりますとおり、中古でも新車でも、農機具というのはべらぼうに高いんですよ。軽トラも50万円程度ではなかなかいいのが買えないような状態で、国のほうもこういうところの支援のほうをもっと手厚くしていただきたいと希望いたします。

次に、遊休農地の対策についてお伺いいたします。

遊休農地の現状について、面積、比較増減をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

令和5年度における遊休農地の面積は約150ヘクタールで、市内の農地面積約4,360ヘクタールに対する遊休農地の割合は3.4%となっております。

過去5年間の遊休農地の状況でございますが、平成30年度の遊休農地は約142ヘクタール、農地面積は4,461ヘクタールで遊休農地の割合は3.2%、令和元年度の遊休農地は139ヘクタール、農地面積は4,454ヘクタールで遊休農地の割合は3.1%、令和2年度の遊休農地は140ヘクタール、農地面積は4,437ヘクタールで遊休農地の割合は3.2%、令和3年度の遊休農

地は146ヘクタールで農地面積は4,394ヘクタール、遊休農地の割合は3.3%、令和4年度の遊休農地は144ヘクタール、農地面積は4,352ヘクタールで遊休農地の割合は3.3%となっております。遊休農地が少しずつ増えている状況であります。その原因の一つとして、耕作者の高齢化による担い手不足が影響しているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、遊休農地の農地パトロール等の現地確認などはどういうふうにやっているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農地法で、農業委員会は年1回、区域内にある農地の利用状況についての調査、利用状況調査を行わなければならないとされております。また、利用状況調査の結果、遊休農地及び耕作者が不在または不在となるおそれのある農地の所有者に対し、農地の農業上の利用の意向についての調査、利用意向調査を実施し、農地の利用意向を確認することとされております。

本市農業委員会では、毎年7月から8月にかけて農業委員と農地利用最適化推進委員を中心として農地パトロールを利用状況調査と位置づけて現地調査を実施しております。また、その結果、農地が遊休農地と判定された農地の所有者に対し、利用意向調査を実施し、必要に応じて農地中間管理事業の利用を促し、農地の有効利用を促進しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 遊休農地化の防止には地域で受け手と貸し手のマッチングが重要ですが、特に平成28年の農業委員会法の改正により、農地等の利用の最適化の活動が農業委員会の必須業務となりました。本市においても、この法改正により農地利用最適化推進委員を新設して、農地利用の最適化への活動を実施していると思います。

そこで、農地利用最適化推進委員の役割についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

平成28年の農業委員会法の改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の最も重要な事務と位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進により、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、主に合議体としての意思決定を行う農業委員会とは別に、担当地域に

おける農地等の利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員が新設されました。

農地利用最適化推進委員は、担当区域において地域計画策定など、地域の農業者等の話し合いを推進し、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消の推進といった現場活動を行うこととなります。

本市では、地域からの推薦により、市内8地区に各地区2名ずつ16名を委員に委嘱し、農地利用最適化活動を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 本市における農地利用最適化推進委員の具体的な活動内容についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農業委員会では、担当地区の農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、各地区から農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を農地利用最適化推進委員に委嘱しております。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会や事務局と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、いわゆる農地等の利用の最適化の推進活動を行うほか、地域計画策定に伴う座談会などの話し合い活動の場において、土地所有者と地域の担い手とのマッチングを図ったり、農地中間管理事業などを通して農地利用の集積・集約を推進するなど、現場活動を中心とした業務に当たっております。また、必要に応じて農業委員会総会に出席し、報告や意見を述べます。

地域計画策定に係る座談会などの話し合いの場においては、積極的に地域の課題や集約化のための問題点を提案したり、参加者の意見を整理するなど、また状況に応じては会議の進行役であるファシリテーターの役を担うこともあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、最後の質問です。

遊休農地解消の対策はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

遊休農地対策として、先ほど農業委員会事務局長が答弁した繰り返しとなっておりますが、農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールにより、市内農地の調査を実施することで、土地所有者に対し利用意向調査等の確認を行い、今後も耕作する意向が確認できない場合には農地中間管理事業への促進を図るほか、地域計画の座談会などの協議の場において土地所有者と担い手とのマッチングを図るなど、遊休農地の発

生防止対策を図っております。

遊休農地の発生防止には、担い手の育成・支援はもちろんのこと、農地を営農しやすいように改良することも重要な要素となっておりまゐります。農地活用のための地域計画を策定した地域で活用できる農地耕作条件改善事業などにより、畦畔除去や段差解消、用排水路の改修といった農地の耕作条件を改善する取組や、農地、農道、水路などの保全管理、質的向上を図る地元活動を支援する多面的機能支払交付金制度により、地域が取り組む活動を支援することで遊休農地の発生防止を図っております。

議員が活動する白河内クリーンクラブでは、地域計画を策定し、来年度以降、農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約化に取り組む予定と伺っております。既に取り組んでおられる多面的機能支払交付金に加え、耕作条件改善に資する取組も検討していただきまして、農地の有効活用を図っていただければと思います。

引き続き農業委員会と協力しながら、遊休農地の有効利用を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 先ほども桑澤議員のすばらしいあのような提案もある中、那珂市の農業をもっと盛んにして、微力ながらやっていきたいと思ひます。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、小池正夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日12月6日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 4時51分

令和6年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月6日）

令和6年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月6日（金曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）

議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和6年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について

議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君

17番 遠藤 実 君

18番 福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市民生活部長	平 野 敦 史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産 業 部 長	加 藤 裕 一 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	堀 江 正 美 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君		

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。また、帽子を着用の方は脱帽をお願いいたします。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 瓜連庁舎及び分庁舎問題について。2. 行政経営の在り方、ひまわり幼稚園の今後について。3. 道の駅について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 皆さん、おはようございます。

12月となりまして、やはり今年1年は非常に濃密で、なおかつあっという間に過ぎた1年だったなというふうに感じております。もうすぐ1月になりましたら、新年ということですが、来年は巳年ということで、何を隠そう、私、巳年生まれでございます。今回の一般質問も、瓜連庁舎問題、そして道の駅のことと、またかと思われた方もいらっしゃるかと思いますが、私、蛇のようにしつこく絡みついていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、瓜連庁舎問題について質問させていただきます。

瓜連庁舎の在り方について、3月27日の全員協議会において、検討・協議をする組織を立ち上げる旨の説明がありました。しかし、それから8か月過ぎても、検討組織がいまだに設置されていません。なぜ、検討組織の立ち上げができないのか、また、いつまでに設置する考えなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

検討・協議する組織の設置に当たりましては、具体的な検討の内容の整理が重要と考えております。庁内での整理・検討が整い、ある程度協議すべき内容が整理できた段階になりましたら設置してまいりたいという考えは、これまでと同様でございます。

瓜連支所の在り方につきましては、多くの方々に関心を持たれていることを承知しておりますので、慎重かつ丁寧に進めていき、来年度の早い段階において設置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 来年度の早い段階での設置ということですので、ぜひ、公平性・透明性の確保、しっかりと行って設置していただきたいと思いますと思っております。

さて、検討・協議する組織の設置の際に、非常に重要になってくるのが構成メンバーの選出です。瓜連庁舎は、市有財産、公共施設であり、瓜連地域特定の財産というものではないことから、検討組織の構成メンバーは、市民代表者、瓜連庁舎に関する要望・陳情提出団体の代表者、地方行政に明るい学識経験者とするべきと考えます。なお、市全体の公共施設あることから、市民代表者は、市内8つのまちづくり委員会代表者などとするべきと私は考えておりますが、検討・協議をする組織の構成メンバーについて、どのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

検討・協議する組織の構成につきましては、地域活性化や建築などの識見を有する方、各種団体などが推薦をする方、市職員のほか、特に市民代表は幅広い世代からバランスの取れた構成にしたいと考えております。市民代表には公募による枠を設け、応募資格には、子育て世代や若年層など、次の世代を担う方々とするなど、引き続き瓜連地区まちづくり委員会とも意見を交換しながら決定をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、検討・協議する組織では、市で整理・検討した内容や、パブリックコメントでの意見なども考慮し、より具体的かつ有効な地域の活性化につながる利活用の方向性について、市全体の観点から幅広く検討・協議を行う必要がありますので、公平性や透明性を重視し、各分野の意見が反映される組織にしたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市民代表者は幅広い世代からバランスの取れた構成となるようにしていきたいということですので、ぜひ、そうしていただきたいなと思います。

しかし、そうであるならば、なぜ、応募資格に子育て世代や若年層といった条件をつけるのか疑問に思います。幅広い世代と言っておきながら、世代を絞る応募資格を設けることは矛盾していると感じてしまいます。子育て世代や若年層など若い世代の意見を聞くことが大切なのは、もちろんそのとおりだと思います。ですので、そういった方々をメンバーに入れるというのは非常に大切なことだと思います。しかし、それと同時に、高齢になり運転免許を返納して年金暮らしをしている。そして、その年金を瓜連庁舎の郵便局で受け取っている方、そういった方々の意見というのも、ぜひ大切にさせていただいて、そして、そういった方々の意見も取り入れて考えていただきたいなというふうに思っております。

幅広い世代からバランスの取れた構成とおっしゃるのであれば、公募する際も、ぜひ、しっかりと幅広い世代から公募をしていただきたいと思います。それが公平性・透明性の確保にもつながると思いますので、市としてはその方向で考えていただきたいと要望いたします。

また、各種団体が推薦する者とのことですが、ぜひ、ここには要望・陳情提出団体の代表者メンバーを入れていただきたいと思います。このメンバーを入れなければ、公平性・透明性の確保はできず、市に対する市民からの信頼は失われてしまうことと思います。

孔子の言葉に「民信無くば立たず」というものがあります。政治を行う上で大切な軍備、食料、民衆の信頼の中で、民衆の信頼が最も大切であるということを孔子が述べた言葉であります。私は、瓜連庁舎問題に関しては、取壊し反対の地域の多くの声に十分に耳を傾け、信頼される市政を取り戻すことが重要であると考えております。

また、ちょっと参考に、瓜連庁舎の在り方を考えるときに、資料1のほうですね、こちらをちょっと見ていただきたいんですけども、こちらは茨城県議会において県有施設・県出資団体等調査特別委員会が10月に提出した調査報告書を一部抜粋したものです。下線部のと

ころをご覧いただきたいと思います。

「公の施設等の運営については、経営状況の悪化や老朽化による維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法の見直しなどを含め、最善の運営手法について検討するべきである」など、公共施設の在り方の基本が提言されております。こういったことも参考とした上で、瓜連庁舎など公共施設の在り方を改めて検討されることを要望いたします。

続いて、行政経営の在り方、ひまわり幼稚園の在り方について質問をいたします。

地方自治体の役割、経営は、市民など民間の活動を活性化・活発化させるための環境整備を積極的に行うことであります。したがって、水道などの重要な生活インフラ以外、そういったもの以外の民間で十分にできることは民間に任せ、行政は民間活動が一層活性化できるよう後方支援を行うことが重要であると考えます。このことから、市が民間と同様の事務事業を行っていて、民間活動と競合し、民間の事業の足を引っ張っているような場合には、市の当該事業を見直すことが行財政改革の要諦であり、行政の在り方の基本であると考えます。

民間の活力を促すことで、市の財源の確保にもつながり、様々な市民福祉の向上のための施策を打ち出すことができます。このような民間活力を生かす行政経営の基本姿勢について、市長の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問いただきました。この件については昨日の答弁でも少し述べていますけれども、重なりますけれどもご容赦をいただきたいと思います。

行政に求められる役割の一つとして、市民の暮らしを豊かにし、地域社会の発展を促進することにあります。そのため、民間の活力を最大限に引き出し、行政が市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立させるために、民間特有の柔軟性や創意工夫を取り入れて、それをうまく活用することが極めて重要というふうに認識をいたしております。

行財政改革の観点からも、限られた財源を有効活用するためには、行政のスリム化と効率化を図っていくとともに、常に行政として役割を問い直し、適切な役割を果たしていくことが必要であると考えております。

引き続き、民間でできることは民間に任せるという姿勢は基本としつつ、それに至るプロセスを大事にしながら、民間の活力を生かした行政経営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市長からの民間でできることは民間に任せる。そして民間の活力を生かした行政経営に取り組んでいかれるという基本的な姿勢を示していただけたかなというふうに思います。

それでは、ここからその観点から、昨日、小宅議員も質問されておりましたが、ひまわり

幼稚園の在り方について伺っていきたいと思います。

市内には、さいせい幼稚園、ナザレ幼稚園、認定こども園大成学園幼稚園、瓜連認定こども園などの民間幼稚園、そして認定こども園が存在し、それぞれ特色ある運営をし、その目的を十分に果たしております。

こうした中で、4月17日の茨城新聞で、「那珂市立ひまわり幼稚園54人が元気に入園式」の見出しで、那珂市立ひまわり幼稚園の入園式についての記事が掲載されました。この記事の中に、保育士2名を増員して、3歳児クラスを新設したことも紹介されていましたが、こちらを読んで違和感を覚えたのは私だけではないと思います。

そこで、まずはひまわり幼稚園で令和6年度から3歳児クラスを新設した経緯と意図についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市では幼稚園教育推進の基本方針及び将来の運営上の基本方針を示す那珂市幼稚園教育スマイルプランを策定し、幼稚園での教育や運営に取り組んでいるところです。

現在のプランは、令和4年3月に策定したのですが、その際にアンケート調査を実施いたしました。調査は、市内在住の就学前の子供を養育する保護者を対象に、インターネットにより実施したもので、対象者1,701人、回答者622人、回答率は36.6%でございました。

その設問の中で、ひまわり幼稚園に要望することとして最も多かったのが3歳児保育で、次いで入園前・卒園後の預かり保育の実施、あとは完全給食という結果でございました。

市としましては、高いニーズへの対応として、3歳児保育を実施するところとしたところではあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 3歳児保育を実施した経緯としまして、アンケートの結果から、保護者の高いニーズに応えるためということだと理解いたしました。

また、答弁にありましたスマイルプランの中に、「4歳児からを対象とするひまわり幼稚園は、入園先として選択されなくなることが考えられる」や、「ひまわり幼稚園の新入園児が減少している理由の一つとして、保護者のニーズの高い3歳児保育を実施していないことが考えられる」などの文言が見受けられたことから、これは私の予測なんですけれども、保護者のニーズに応えることで、新入園児をしっかりと確保することも、3歳児保育実施の意図の一つだったのかなというふうに推察しております。

さて、少子化や共働き世帯の増加により、幼稚園の入所児童が減り続けているということは、皆さん、ご承知のことだと思います。ここで市内の各幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の入所児童数を見ていきたいと思いますので、資料2のほうをご覧ください。

こちらの表は、令和2年から令和6年の各幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の入所児童

数を表したものです。このパーセント表示は、市全体の幼稚園、認定こども園幼稚園部分の入所児童数のうち、各幼稚園が占めている割合を表したものです。

昨日の小宅議員が示されたとおり、全体として児童数が減り続けているということはお分かりいただけると思います。このような園児の減少は、民間幼稚園、認定こども園の経営の危機にもつながるものではないかと私は心配をしているところであります。

そして、ここで特に注目していただきたいのは、令和6年のひまわり幼稚園の入所児童数です。ほかの幼稚園が、いずれも入所児童数が減っているのに対しまして、ひまわり幼稚園だけが増えています。全体に占める割合も令和5年までは35%前後だったのに対し、令和6年、一気に42%に増加しています。ちなみに令和6年のところの括弧内の数字は、ひまわり幼稚園が3歳児保育の実施をしなかった場合の人数と割合となっております。つまり3歳児保育をしなかった場合、ひまわり幼稚園の児童数は74人、全体に占める割合は30%だったわけです。3歳児保育を実施しなければ、このひまわり幼稚園に入園した3歳児31人は、市内の民間幼稚園に入園していた可能性があります。このことから、ひまわり幼稚園の3歳児保育実施によって、民間幼稚園の入園者が減ったと読み取ることができます。

今後ますます少子化が進み、民間幼稚園等の経営が厳しくなることが予想される中で、那珂市立ひまわり幼稚園の運営が民間の幼稚園の経営を圧迫していることは明白だと思います。このような状況を鑑みて、那珂市立ひまわり幼稚園は縮小・撤退を計画的に講ずることが必要であると考えますが、市としてどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園では、先ほど答弁で触れました那珂市幼稚園教育スマイルプランに基づきまして、幼稚園教育を推進しておりますが、本プランにおいて、市内唯一の公立幼稚園としての役割を掲げております。

例えば、本市の小中一貫教育の視点を取り入れた保育を実施し、市内の幼児教育施設の先導的な役割を担うことや、市内幼児教育施設の課題等を共有し、研修会などを企画・実施するといったセンター的機能の充実、保幼小中連携の推進、特別な配慮が必要な子など、多様な子供たちの特性に合わせた入園機会の確保などでございます。

また、将来的な取組としまして、保育需要の動向を踏まえまして、認定こども園への移行について検討することも掲げております。

さらに、その先は公立の幼児教育施設の在り方そのものについて、改めて検討することも必要になってくるものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 公立幼稚園としての役割を掲げているとのことですが、ちょっと私自身、不勉強で、現場の様子などを知らないため、小中一貫教育の視点を取り入れた保育とは、

一体どのようなものなのかとか、あと、先導的な役割や研修会の内容、センター的機能としての役割として、実際にひまわり幼稚園がどのような働きをしているのかなど、具体的に知りたいことがたくさん出てきました。ですので、それは今後、実際に現場を見学させていただいたりしながら、詳しく伺っていきたいと思いますので、その際は、どうぞよろしくお願いいたします。

また、答弁の中にありました保幼小中連携、特別な配慮が必要な子などの特性に合わせた入園機会の確保に関しましては、民間の幼稚園や保育園も行っていることと思います。その点においても、ひまわり幼稚園がどのような役割を担い、どのような取組をされているのかも、今後ぜひ具体的に見させていただきたいなと思っております。

さて、いただいた答弁では、認定こども園への移行について検討することも掲げていることですが、そうすれば、確かにひまわり幼稚園の入園者数の増加、確保につながることでしょう。しかし、それは同時に民間幼稚園や民間保育園の経営を苦しめる民業圧迫となり得ることも念頭に置いていただきたいです。

今後、ますます厳しくなることが予測される民間幼稚園の経営のことを考えたら、那珂市立ひまわり幼稚園の縮小・撤退も考慮に入れた検討が必要になってくると思います。ただ、縮小・撤退を考える際に留意しなければならないこととして、市が採用している保育士や幼稚園教諭の処遇があるかと思います。それにつきましても、ひまわり幼稚園の運営を、まずは指定管理者制度の導入によって民間の運営とし、当面は指定管理者が運営する幼稚園に、市の職員である幼稚園教諭や保育士を、市の職員の身分のまま派遣して、その後、時間をかけて徐々に民間移行にシフトしていくなど、そういった様々な手法が考えられるかと思いますので、ぜひ、市としましては、ひまわり幼稚園の入所児童数を確保することに意識を向けるのではなく、民間幼稚園の経営への影響なども考えて、ひまわり幼稚園の今後の在り方を改めて検討していただきたいです。その際に、市長もおっしゃっていた民間にできることは民間に任せる、民間の活力を生かした行政経営という観点も持って、再検討のほうをお願いいたします。

続きまして、道の駅建設について質問をいたします。

まずは、道の駅の建設費についてです。

10月の全員協議会で、道の駅の施設構成を4棟建設することが公表されました。本来であれば、建設費及び維持管理費をできるだけ抑えるためには、シンプルな建物構成とするべきと私は考えております。施設を4棟の構成とすることに加え、道の駅の機能とかけ離れた山のオブジェを建築すること、近隣道の駅の約2倍の駐車場を設置すること、建設コストの高騰などから想定すると、市が表明している26億円の建設費を大幅にオーバーするのではないかと懸念しております。

ここまで基本計画を基に話が進んできておりますので、建設費は26億円上限とすることを前提として基本設計を行うべきと考えますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

基本計画におきましては、導入機能や施設規模を踏まえ、県内道の駅の実績や市施設等の建設費、国交省設計基準などを参考に概算事業費の試算を行っております。

主な内訳としましては、農産物直売所や飲食施設、全天候型プレイゾーンやトイレ等、屋内施設の建設費として約14億6,600万円、駐車場や芝生広場、外構やインフラ設備等、屋外施設の整備費として約6億7,300万円、基本設計や実施設計、測量や土盛り造成等に係る経費として約4億6,000万円、概算総工費としまして約26億円を想定しているところでありますが、今年度を実施している基本設計におきましては、基本計画をベースとしつつ、建物の構造や形態、施設レイアウトやゾーニングなど、より具体的な設計協議を現在進めているところでありますので、さらに精査を行い、来年3月の定例会において、基本設計の策定と併せ、用地取得費を含む概算事業費について、改めて議会のほうにはご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 3月の定例会において、概算事業費等を示していただけたということ伺いましたので、ぜひ、そちらのほうも慎重に見させていただきたいと思えます。

また、答弁の内容から、基本計画で示されている26億円中4億6,000万円は設計費や造成費ということで、実際の建物等、あと外構等の建設費は約21億4,000万円という計画だと理解いたしました。しかし、本当にその範囲内で収まるのかという疑問が残ります。

資料3のほうをご覧ください。

こちらは常陸太田市の道の駅と、那珂市で計画されている道の駅の規模等を比較したものです。ご覧のように、那珂市で計画中の道の駅は、常陸太田市の道の駅に比べ、延べ床面積約1.6倍、敷地面積約2倍、駐車場台数約2.2倍と、かなり大きな規模のものとなっております。また、常陸太田市の道の駅の建設費が約14億円とのことですが、現在の建設コストは、常陸太田市の道の駅が建設された当時からおよそ1.35倍に高騰していることから、今、同じものを造るとなると約19億円かかるということになります。当然のことながら、施設が大きければ大きいほど建設費は高くなります。延べ床面積、駐車場台数などがそれぞれ1.6倍から2.2倍なのに、建設費が1.1倍で収まるのか疑問なところです。

それに加え、常陸太田市の道の駅にはない巨大な山のオブジェやエレベーターなどの建設も考えると、21億4,000万円では到底収まらないのではないかと懸念されます。

しかし、どんなに建物の内容が基本計画とかけ離れたものになっても、建設に関しては今日まで基本計画に書かれているものしか示されてきませんでした。ですので、3月に出される概算事業費が21億4,000万円に収まらなければ、私は許容することはできないと思っておりますので、そのあたりの認識をぜひよろしくお願いいたします。

それでは続いて、建設費のことはここまでにしまして、運営収支に関する質問に移らせていただきます。

基本計画と変わりまして、4棟の建物構成、そして山のオブジェ、エレベーターなど、基本計画時にはなかったものが次々と後づけで出されたことによって、維持管理経費も基本計画を出した当初よりも大幅に増大することが予測されます。

施設、敷地構内の維持を含めた維持管理費等の運営経費の見積りはいくらになるのか伺います。また、現時点で運営経費見積りが出されていないのであれば、いつまでに出せるのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

施設の運営費や維持管理等に係る経常経費につきましては、基本計画においてシミュレーションを行い、事業収支を試算しているところでありますが、先ほど答弁しましたとおり、現在、協議を進めている基本設計におきましては、より具体的な施設規模や運営形態等が定まってまいりましたので、基本設計の内容を踏まえた形で、再度シミュレーションを行い、今定例会全員協議会において、道の駅の開設後を見据えた事業収支について、議会のほうにご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 今定例会の全員協議会で、より精度の高い事業収支シミュレーションが出されるとのことですので、我々議会としても、しっかりと見させていただきたいと思えます。

それはそれとしまして、現時点で、私たちが参考にできるシミュレーションというのは、基本計画に示されているものしか、今、手元にありません。そして、この基本計画で示されたシミュレーションが黒字になるからということで、ここまで道の駅の話が進んできたという経緯があるわけです。

しかし、今回、改めて基本計画の収支シミュレーションを見ていくと、疑問に思う点、そして最新の情報に基づいて修正すべき点などが多々あるんじゃないかなというふうに感じております。その点について今から質問と、そして指摘のほうをしてまいりたいと思いますので、ぜひ新しいシミュレーションをつくる際の参考にもしていただきたいと思います。

なお、今回は市が最も収益が上がると考えているシナリオ1、つまり直売所、レストラン、フードコートの全てを第三セクターの直営で運営するということ、その計画を前提としてお話しいたしますので、ぜひ、それを踏まえて聞いていただきたいと思います。

まず、収入面の見積りについて確認したいことがあります。

基本計画では、市が実測して予測した計画交通量に、補正立ち寄り率、乗車率、営業日数を掛けて想定来場者数を77万4,532人と算出しています。この来場者数はおおむね信頼でき

る数値かと思います。この77万4,532人に客単価950円を掛けて、基本計画では年間約7億3,600万円の売上高を見込んでいます。

しかし、過去に遠藤議員も発言しておりましたが、赤ちゃんや子供、トイレだけの利用者も含めた全員が950円分購入して7億3,600万円の売上げと見込んでいることには私も疑問を感じますし、経営上、極めてリスクの高い売上げ見込みであると感じます。

県内道の駅10か所に確認しましたところ、客単価を教えてくれた6か所の道の駅、いずれも客単価は購買者数、つまりレジを通過した人の数で算出していて、赤ちゃんや子供、トイレのみの利用者などを含んだ総来場者数は把握していないとのことでした。

答えてくださったこの道の駅も、客単価というのは総売上げ割る購買者数で算出しているとのこと。つまり客単価とは、レジを通過して実際に何かを購入した人、1人が平均何円を使ったのかということを表していて、赤ちゃんや子供を含めた来場者1人当たり平均何円を使ったのかということを表したものではないということです。それにもかかわらず、那珂市の道の駅基本計画では、客単価掛ける総来場者数で売上げを見込んでしまっているわけです。これでは客単価の意味を履き違えてしまっています。このことを踏まえて、本市の運営収支シミュレーションでも、客単価950円掛ける総来場者数というリスクの高い算出方法ではなく、客単価950円掛ける予想購買者数、つまりレジを通過するであろう人数という現実的な計算で想定売上高を算出することが、道の駅経営のリスク管理上当然と考えますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

基本計画における事業収支のシミュレーションにつきましては、前面道路の計画交通量を基に算出した想定利用者数に対して、県内道の駅の平均客単価を乗じ、想定売上高を算出しているところであります。しかしながら、レジ通過者を予測した上で客単価を乗じ、想定売上高を算出する手法は、現在確立されておられません。ほか道の駅の状況を見ましても、本市のシミュレーション同様、計画交通量から算出した想定利用者数に客単価を乗じ、売上高を想定しているとともに、全国及び県内道の駅の多くは、計画時の想定利用者数よりも、開設後のレジ通過者数が上回るといった実績を上げている状況であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） その予想購買者数を予測する方法がないということですね、そもそも。

また、ほかの道の駅が同じ見積り方をしていて、それでそれ以上の実績を上げているということかなと、だから大丈夫だということだと理解いたしました。

しかし、やはり私としましては、ほかがうまくいっているから、うちもうまくいくという考えは、非常に危険だと思います。それぞれの道の駅で状況とか環境が全く違うわけですから、甘い考えで進めないほうが賢明だと思います。特に、那珂市で計画されている道の駅は、

ほかの道の駅と大きく違い、国道に面していません。この国道に面していないという圧倒的に不利な環境ですので、よりシビアにシミュレーションをしていく必要があると思います。そういったことを、市としてもぜひ考えていただきたいなと思います。

また、やはりこの総来場者数を掛けるということに十分納得したわけではありませんが、その方法がないということです。基本計画に示されているとおり、赤ちゃんや子供、トイレのみの利用者なども全部含めた来場者全員が950円ずつ買物をするという見積りで、想定売上高を7億3,600万円として、その前提として、改めて基本計画に示されている収支分析結果を見ていきたいと思います。

資料4をご覧ください。

こちらの資料4なんですけれども、左側に示してありますが、基本計画に載っているレストランとかフードコートなどを全部第三セクターの直営で運営する場合の収支のシミュレーションとなっております。簡単に見方をちょっと改めてご説明しますと、収益部門というふうに上に書かれているところ、収益部門A1と書かれているところが収益、そして固定費（収益部門）A2、固定費（公益部門）B2と書かれているところが主な経費となっております。運営経費のほうとなっております。

基本計画では、想定売上高7億3,600万円から手数料等で得られる1億9,494万4,000円が粗利で、そこから運営費や維持管理費、施設使用料を引いた7,847万2,000円が利益として出る。つまり7,847万2,000円の黒字となるというシミュレーションとなっております。

しかし、道の駅運営に係る経費である維持管理費や運営費について疑問点があります。そこを今から指摘し、原田悠嗣なりに修正をして、基本計画よりもより精度の高い収支シミュレーションを作成してみました。

1つ目の指摘すべきポイントが資料4のマルで囲まれたところ、人件費となります。基本計画にあるシミュレーションでは、人件費は4,233万2,000円と1,058万3,000円を合わせた5,291万5,000円というふうになっております。しかし、10月の全員協議会で、フードコート、レストランなど、全て直営で運営する場合、最大で90名程度、従業員が必要となってくるという執行部からの答弁がありました。基本計画に記載されている人件費5,291万5,000円では、従業員90名を雇った場合、1人当たりの平均年収が約59万円ということになってしまいます。これはあまりにも非現実的ですので、人件費に関して、もう少し現実的なシミュレーションを行ってみました。

こちらの資料にも記載されているとおり、仮に駅長の年収を700万円、そして物販部門、飲食部門、加工部門、施設管理部門、情報発信部門という5つの各部門の管理職1名ずつ、合計5名、こちらの年収をそれぞれ500万円、そして各部門に正社員を2名ずついるというふうに仮定しまして、2名掛ける5部門で10名の正社員として、こちら正社員の方の年収を1人400万円というふうに仮定しました。そして、それ以外の74名、かなり多いかなというふうに思うんですけれども、こちらは全てパート、アルバイトとして、その人たちの年収を

100万円というふうに仮定します。あくまで仮定での算出ですが、割と現実的な見積りかなというふうに思っております。これらを合計すると、人件費の見積りは1億4,200万円となります。よって、基本計画で示されている人件費よりも9,308万5,000円の増加となってしまいます。

続いて、資料5のほうをご覧ください。

こちらは、経費の中での外構等維持管理業務費の項目について疑問に思うことがありますので、指摘させていただきます。

こちらの説明が少し複雑になってしまうのですが、まずは、経費としてかかる固定費（収益部門）A2のほうをご覧ください。こちらは、経費としていろいろな項目が入っているんですけども、施設面積のところに1,640平方メートルというふうに記入されています。これは、建物の延べ床面積2,880平方メートルのうち収益部門に当たる面積が1,640平方メートルなので、このように記載されているということだと思います。

一方で、下の同じような経費のところです。下の固定費（公益部門）B2の各項目は、これは、どちらも施設面積が記入されていません。ですが、固定費（収益部門）A2の各項目のかかっている合計の経費、割る、施設面積で割り出された平米当たりの単価を用いて計算すると、こちらのB2のほうの空欄となっている部分、こちらの施設面積に入る数値を算出することができます。

例えば、①建築物保守管理業務のほうを見ていきますと、こちらに係る経費が14万8,000円となっております。A2のほうです。この14万8,000円、割る、1,640平方メートルということで、1平方メートル当たりの単価が約90.24円と割り出せます。これを固定費、備考欄にあるように同じ単価を使っておりますので、こちらを固定費（公益部門）B2の同じ建築物保守管理業務の経費11万2,000円、これをこの90.24で割ると、約1,241平方メートルという施設面積が割り出せます。②番から⑥番まで同じ手法で計算していきますと、こちらの施設面積はどれも大体1,240平方メートルという施設面積が割り出されます。では、この1,240平方メートルという数値は何なのかということになるわけですが、これは非常にシンプルで、A2のほうにあります1,640平方メートルと1,240平方メートルを足すと2,880平方メートルとなり、道の駅の建物延べ床面積になるというわけです。つまり、基本計画に記されている維持管理費は、平米単価、掛ける、面積で算出されているというふうに読み取れます。維持管理費を平米単価、掛ける、面積で算出するというのは、いいことだと、いいこといいと思いますか、それしかないかなというふうに思うのですが、ここで問題となるのが、資料5の丸で囲んでいる項目、外構等維持幹事業務費です。皆さんご存じのとおり、外構というのは、建物の外のことです。にもかかわらず、基本計画では平米単価、掛ける、建物延べ床面積で算出されてしまっています。これでは、外構の維持管理業務費を正しく算出できません。ですので、より正確に計算し直したいと思います。

こちら、資料5の右側に書いてあるところなんですけれども、外構というものをどの範囲

と定めるかというのはちょっと難しいところではあるんですけども、一応言葉としては建物以外の部分というふうになっております。ただ、個人的に、駐車場なんかはあまり維持管理経費はかからないんじゃないかなというふうに思いましたので、そちらのほうを抜かしまして、こちらにある芝生広場・水広場、アスレチック遊具、緑地、外構（建物周辺）というものが基本計画に、あとイベントスペース、これが基本計画に出ていましたので、こちらの面積を合計したものをこの外構等維持管理業務費の単価2,594円と掛けて算出いたしました。そうすると、この外構等維持管理業務費は4,726万2,680円というふうに算出されまして、基本計画で示されていた数値より3,979万680円の増加というふうになります。

そして、資料6のほうをご覧ください。

以上のことから、基本計画と比較して人件費の増加分約9,308万円と外構等維持管理業務費の増加分3,979万円を合わせた1億3,287万円が基本計画よりも増加するものじゃないかなというふうに見込んでおります。こちらを道の駅の利益である7,847万円から引きますと約5,440万円の赤字となります。さらに、基本計画には含まれていなかった山のオブジェやエレベーターの維持管理費もここに上乗せされるということを考えますと、ますます赤字が膨らむことが予測されます。

ただ、こちらのシミュレーションは、あくまで私個人が行ったものですので、すごく力があるものではないと思いますが、12月の全員協議会で出される収支シミュレーションでは、このあたりの数値がどういうふうに出てくるかということも着目して見ていきたいと思いますので、ぜひこの辺をしっかりと信頼度の高い数字のほうを出していただきたいなというふうに思っております。

また、やはり来場者全員が950円以上買物するという売上げの見積り方に納得がいかない私は、先日、ある道の駅に行きまして、来場者と買物をして出てきたお客さん、買物袋を持って出てきたお客さんの数を数えてみました。カウンターを百均で買って、2つ持って行ってみました。結構寒かったんですけども、ただ、1人でやっていたので数え間違いもあるかと思いますが、あと、食べ物、食事をされた方のことは数えることができなかったのも、低い見積りとなっていますが、物を買っていた方は、来場者全体の25%ほどでした。当然この来場者というのは、私は小さなお子さんも1人としてカウントしております。正確な利用者の割合というのは、やっぱり算出することはできないと思いますが、総来場者のうち購買者の割合が減れば、当然赤字はさらに膨らみます。それを試算したのが資料7のほうとなっております。私の肌感覚では、購買率80%というののもかなり高い購買者数かなというふうに感じておりますが、それでもやはりかなりの赤字が見込まれるというふうになっております。

ほかにも細かい点で気になるところというのはあるんですけども、正直、人件費を現実的な数値に見直しただけでも、シミュレーションは赤字になってしまうかなと思っております。運営が赤字になるということは、それを市の財源で補填していくことになるわけですから、市の財政負担をさらに招き、ほかの行政サービスの低下につながります。赤字経営の道

の駅は負の遺産として、将来世代に重い負担としてのしかかることになってしまいます。道の駅建設に関して、市民からは運営収支のシミュレーションで赤字が見込まれる場合は、実施設計などの次のステップの取組は停止するべきである、行うべきではないなどの声が上がっております。

こういった声に対する市長の考えというのを伺いたいと思います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 独自の視点からのシミュレーションも頂きました。ありがとうございました。答弁いたします。

今年度を実施している基本設計におきましては、藤森先生が描く建築デザインを踏まえ、施設レイアウトやゾーニングなど、より具体的な内容が定まっております。さらに、第三セクター設立準備委員会及び出荷者組合設立準備委員会におきましても、道の駅の開設を見据えた運営手法や形態等について度重なる協議をいただき、現在、担当部署のほうで運営収支におけるシミュレーションを取りまとめしているところでございます。

道路利用者の休憩施設として整備された制度開始当初の道の駅につきましては、運営面における懸念がございましたが、地方創生や観光の拠点として第3ステージを迎えた近年の道の駅では、それぞれが地域の特色を生かし、健全で独立した運営が行われていることから、現在、我々も那珂市らしさを生かし、健全な運営ができるよう検討を進めているところでございます。

その点を踏まえ、先ほど産業部長が答弁をいたしました。今定例会全員協議会におきまして事業収支について議会の皆様へしっかりとご説明をさせていただき、十分ご理解をいただいた上で事業を前へ進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） やはり我々独自のシミュレーションでしたので、やはり我々としても、新しく今定例会で事業収支のシミュレーションが出されてから、いろいろと見ないといけないかなというふうに思っております。

私は、今年の2月からこの議会のほうに、3月から入らせていただいているんですけども、それ以前のことがちょっと様子が分かりませんが、今年のこの道の駅の様子を見ておりまして、後づけでいろいろなことがどんどんと決まっていき、市民も議会も置き去りにされ、なし崩し的に道の駅建設に向けて話が進んでいるように感じております。市民のための道の駅だと思いますので、ぜひ市民からの声というのは聞いていただき、市民にしっかりとした説明を行っていただきたいと思っております。

私個人としましては、道の駅建設に対して多くの市民から疑念の声、反対の声を承っております。こういった現状に加えて、建設の中身がこれだけ基本計画と変わってきているのですから、常識的に考えて、ホームページや広報紙の配布で終わりではなく、早急に精度の高

い運営収支の見込みの説明も含めた説明会を各まちづくり委員会ごとの地域で開催するべきであると考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 答弁をいたします。

道の駅の整備につきましては、これまでも議会やホームページ等において、各年度、事業内容の進捗状況について報告をさせていただいているところでございます。先ほど答弁しましたとおり、今年度を実施している基本設計におきましては、基本計画をベースとしつつ、より具体的な内容が定まってまいりましたので、基本設計の内容につきまして、まずは議会の皆様にご報告をさせていただくとともに、市民に対しても説明会の開催を含め、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 議会のほうにご報告をいただきまして、その後、市民に対しても説明会の開催を含め周知を図っていただくということと理解いたしました。

基本計画をベースとしつつとのことですが、現在の計画は、基本計画と大きくかけ離れてしまっています。また、その基本計画も、先ほど私が計算した感じでいきますと、維持管理費、運営費を見直せば赤字となります。赤字運営が心配される道の駅建設ですが、この事業は、赤字運営になっても構わないからとにかく急いで実行するものなのか、それとも利益をしっかりと得ることを目的として綿密に計画して実行するものなのか、どちらでお考えなのか市長にお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。答弁をいたします。

公共性と企業性を併せ持つ道の駅は、地域に根づいた事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営面における懸念がございましたが、先ほども申し上げましたとおり、近年の道の駅ではそれぞれが地域の特色を生かして、運営面においても基本的に独立採算で行われております。全国及び県内の道の駅を見ましても、施設の運営手法や形態次第では、多くの道の駅が健全な運営により黒字経営を維持しているとともに、その効果を地域経済へ波及させ、産業の活性化につなげている状況でございます。

本市におきましても、20年後、30年後も成長し続ける道の駅整備の実現に向け、市役所一丸となって事業をしっかりと前へ進め、持続可能な道の駅の運営を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 持続可能な道の駅ということですので、利益をしっかりと得ることを計画してやっていきたいということかなというふうに理解いたします。

ただ、そうであるならば、やはり今みたいに急いで話を進めるのではなく、もっと慎重に計画を練って進めていくべきだと考えます。また、基本計画にも示されております経済波及効果についても疑問を感じております。基本計画の74ページに経済波及効果として8億1,600万円があると書かれています。しかし、これは全ての品物が那珂市内で生産・製造される場合の波及効果額であり、ほかの道の駅の現状を見ましても、実際にはそのようなことは考えにくいかなというふうに思っております。市外で生産・製造される商品も予想されますので、経済波及効果は8億1,600万円よりもやはり割り引いて算出するべきかなというふうに思っております。

また、この道の駅の建設によって、市内の芳野直売所やとんがりはっと、JAの直売所、近隣のスーパーなどの売上高の落ち込みというのもやはり予想されるのではないかなというふうに考えております。そういったマイナスの波及額というのも試算して、推計することも必要と思っております。経済波及に関しましては、プラスの面だけではなくてマイナスの波及も発生するということを市としてもしっかりと認識していただきたいと思います。

最後に、この道の駅のことに関しましては、私も市民の皆さんの声を聞くんですけども、賛成の方ももちろんいらっしゃいますし、反対の方もいらっしゃいます。こういった大きな事業ですので、いろいろな意見が出てくるというのは当然のことと思います。ただ、そういった賛成の声も反対の声も意見を聞きながら試行錯誤して、よりよい方向に進めていくというのが市の役割だと思いますし、政治の役割かなというふうに考えております。ぜひ、早急に説明会のほうを開催していただきまして、市民の生の声を聞く機会というのをこれから数多くつくっていただきたいなということを最後の要望といたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告8番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告9番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 地域活性化について。2. エネルギーの地産地消策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、地域活性化について質問をいたします。

日本の人口は、平成20年の1億2,800万人をピークに下がり続け、今年にはそのピークから約200万人減少しております。茨城県においても、平成12年の298万人から18万人減の約280万人、那珂市においてのピークは平成26年の5万6,000人でしたが、現在は約5万3,000人になっております。人口減少は、当然地域での活力を奪い、税収の減を生みます。特に日本における人口減の構図は、少子高齢化が進み、今や世界トップの超高齢社会に突入しております。これは、単に人口が減っているのみならず、生産年齢人口が減っており、税金を納める人が減って、年金制度を支える人より支えられる人が増えていつているわけであります。そのような人口構造が進む社会において、地域でいかに人を増やすかという自然増と社会増の両面から積極的な施策を講じていかなければ、那珂市の活性化はありません。

そこで、私は、前回の一般質問で義務教育費、保育料、学童保育料の完全無償化で、いかに結婚し、子供を産み育てやすい社会をつくるかという自然増を打ち出していくべきだと訴えました。今回の質問では、社会増いわゆる市外から那珂市に移り住んでいただく施策を検証したいと思います。それも、いわゆるハード面とソフト面の2面性があると思いますが、今回はまずハード面、いわゆる都市計画の観点から見直しをしていきます。

まず、都市計画法に基づいて、那珂市は昭和46年に市街化区域と市街化調整区域に線引きをしました。これにより均衡ある地域の発展を目指したわけであり、それは人口が増えている社会においては有効に機能してまいりました。しかし、冒頭に申し上げたような人口減社会に突入して以降、地域の中でも特に市街化調整区域で人口が減り、既存集落を維持していくことが難しくなってきたことから、平成29年に那珂市は区域制度を導入し、既存集落の維持・保全を図ることとなったわけであります。もちろん申し上げたとおり、那珂市全体の人口が減っているので、市街化区域、市街化調整区域とも人口が増える施策を打ち出していく必要があるわけですが、市内全域を回りますと、特に市街化調整区域の人口減少が著しい。そのため、今回は、市街化調整区域に焦点を当てて質問してまいります。

ご案内のとおり、市街化調整区域において自己用住宅を建築するには地元出身要件が必要となり、全く地域に縁もゆかりもない方は無理だったわけですが、一定の要件をクリアしたエリアにおいては、許可申請が必要にはなりますけれども、出身要件がなくても自己用住宅を建てることができ、市外からの移住が可能になりました。そのような区域指定制度であります。これには11号と12号の違いがあります。11号とは、市街化区域から1キロメートル以内のエリア、12号とは、その1キロを超えたエリアのことです。那珂市においては、11号区域は指定せず、12号区域を15か所指定して運営しておりますけれども、導入か

ら8年、この運用自体は順調なのか、市としてはどのように評価をしていますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市では、少子高齢化や人口減少社会への対応として、市街化調整区域における既存集落の生活のコミュニティの維持・保全を図るため、平成29年4月に都市計画法第34条第12号に基づき区域指定制度を導入しております。

また、令和4年度には、導入後5年を経過したことから、12号区域の指定効果の把握や11号区域の必要性や導入に伴う課題を整理するため、議員の皆様方や都市計画審議会のご意見をいただきながら検討及び調査を行ったところです。

その中で、11号区域については、市街化区域にこれまで投資した社会基盤の活用及び維持管理、当面避けられない人口減少社会に対応した集約化の必要性、さらに事例調査でも多く指摘されている市街化区域周辺でのにじみ出しの宅地開発による新たな投資が見込まれることを考慮すると、人口減少の進行や世帯数の減少が見込まれる状況下においては指定しないと整理したところです。

一方で、12号区域については、導入時点で最大まで区域を指定しております。集落部においては、12号区域指定の導入により、急速な宅地化とそれに伴うインフラへの負荷が発生しておらず、既存コミュニティとの調和が図られていることから、現時点において、現行の制度を維持することとしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、区域指定されたエリアのうち開発許可件数、新たに宅地化された件数、どのようなものなんでしょうかということでありまして、それに付随したデータとして、区域指定されたその前と後ではどう違うかというのを、今回も議長に許可をいただきまして皆様に資料を配付させていただいております。

○議長（木野広宣君） すみません、携帯電話のご配慮をお願いします。

○17番（遠藤 実君） 各議員、執行部の皆様、こちらをタブレットでご覧ください。傍聴していただいている皆さんも、お手元にあるかと思いますけれども、こちらの資料でご覧いただければというふうに思っております。

これは調整区域でどういうふうな開発許可が出ているか、市街化区域はどんどん家を建てていいところですから、こういったものは要らないわけですが、市街化調整区域はそういう要件があるので開発許可申請をしなければいけない、そういうことですね。このちょうど開発許可件数、那珂市全域の調整区域であります、12号区域指定導入前と後で数値が分かれて出てきているわけです。導入されたのが平成29年ですから、この前は、市街化調整区域というところの開発許可件数ですけれども、平成28年度においては84件、平成27年度においては79件、平成26年度は72件、平成25年度は119件、平成24年度が89件と、大体こういう数

字になっております。そして、赤いびつと線を入れて、ここからが区域指定導入後ですよとなっているこの平成29年度で見ると89件、平成30年度が86件、令和元年度が87件、令和2年度が106件、こういうふうな形で推移をしております。

市外から移住可能というふうにしてきた区域指定制度でありますけれども、この成果はどうかというと、どうでしょうか。率直に効果が出ていると言える状況でしょうか。宅地化が急速に進んだというふうに言える状況でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

12号区域指定エリア内における新築件数は、12号区域指定以外の要件も含みますが、年間30件程度で推移しております。12号区域指定導入以前と比較して、急速に宅地化している状況ではございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） これは市内全域の開発件数ですけれども、宅地化自体は30件程度、それほど変わっていないというふうな答弁であります。

そしてまた、この出身要件を問わないで、特に区域指定のエリアは許可申請を受理しているということですので、開発許可申請自体は区域指定制度の恩恵を被っているかどうかとも実際検証ができないというふうな現状です。

8年ほど前、区域指定制度導入の際に、議会としてもかなりこれは議論をいたしました。何点か確認をいたします。

まず、導入するときに留意することとして、営農環境への配慮と優良農地の保全ということがありましたが、これはどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

区域指定制度の導入において、集落に農家と農家以外が混在することにより営農環境への影響を与えないよう配慮するとともに、農地として保全すべき区域として、農用地区域内の農地は除外して12号区域を指定しております。

令和4年度に実施した区域指定制度の検討・調査においても、区域指定制度の導入前と比較して農地転用許可面積に大きく変化が見られず、営農環境への影響を与えている状況は確認されておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では次に、地域拠点、いわゆる基幹集落の維持と緩やかな誘導ということもありましたが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

区域指定制度の導入時において、宅地の連担性、宅地化率などの要件を満たす集落を基幹集落として定め、12号区域を指定しております。

市街化調整区域の人口減少が進展する中、区域指定による開発許可が一定数見られ、この中にはもともと出身であった方も含まれておりますが、基幹集落の維持に一定の効果はあったものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 一定の効果があったという話ではありますけれども、これも当初からちょっといろんな議論をしておりますけれども、既存集落の維持と保全が目的であります、それはやっぱり人口増の政策でしょうという話をしていたんです。維持する、ただ、いやそんなに急激に増やすあれではありませんと言うけれども、落ちてきているわけだから、それを増やすための政策なんだろうという話をして、なかなかそのところがかみ合わなかったところがありますけれども、これは人口が落ちてくるものを何とかやっぱり増やしていくための政策としてしっかりやっていく必要があるんだろうと思っております。

もう一つありました。既設インフラ、既にあるインフラを有効活用するんだということでありましたけれども、これについてはいかがですか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

区域指定の導入において、幹線道路や下水道施設などの既設インフラの利用人口を維持することによって既設インフラの有効活用を図るため、一定規模以上の主要な道路や給排水施設が適宜配置されているエリアを12号区域として指定しております。

区域指定の導入後、区域内において、一部道路整備や下水道整備がありましたが、これは既定の整備計画などにに基づき、地域の実情に応じて整備を実施したものでございます。

区域内で急速に宅地化している状況にないことから、区域指定の導入を要因とする公共投資ではなく、既設インフラが活用されているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） このインフラの件に関しても様々議論した覚えがあります。当時、インフラに関する主な要件は、主には3つあったと思うんです。主要な道路が通っているということと、あと集落性、いわゆる連担性があるということ、それから下水道など排水施設が整備されているということだったと思います。

特にこのうち排水施設に関して、例えば公共下水道とか農業集落排水設備が整っているのであれば、これは全く問題ないのでありますが、合併浄化槽の地域においては、放流できればいい、流すことができればいいという緩い条件にしまって区域指定されたというふう

な思いがあります。

そのときに、その地域に将来、新しく一団の住宅が建設されると、新しく下水道を入れてくださいということで、こういう排水施設を整備せざるを得なくなっちゃうんじゃないですかということは当時から指摘をしておりました。

そうすると、当時の区域指定するエリアそのものというのは、新しいインフラ整備をしない、する必要がないエリアを選んでいるんだというふうな説明をしていただいてもおりましたから、それとも矛盾しているんじゃないか、こういう話をしておりましたけれども、ただいまの答弁では新たなインフラは、そういった意味では整備はしていないというふうな答弁でありますけれども、そういうことでよろしいんですか。もう一度、念のため確認をします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） ありがとうございます。

区域指定内において既存の整備はありましたが、区域指定によつての整備は行っていない、既定の整備を行い、既設インフラが活用されているかなと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

そのところが費用がかかるところでありますから、一度、確認をしておきたかったというところでございます。

では次に、12号区域に指定されたエリアでの人口動態はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

12号区域指定エリアに限定した人口動態は把握しておりませんが、現在、区域指定を導入している15の大字の中で、大字別に人口増減について、区域指定の導入前と後を比較してみますと、津田地区を除いていずれも減少傾向であるものの、減少度合いに大きな差は見られませんでした。津田地区についても、導入前は減少傾向であったものが、導入後は僅かに増加傾向に転じております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そもそも市外から多くの方にぜひお越しいただきたいというような区域指定制度でありますけれども、結果としてはやっぱりおおむね減少傾向ということになります。

ちなみにですが、12号区域をさらに広げるというふうなお考えというのはあるんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

12号区域については導入時点で最大まで区域を指定していることから、さらに広げることは考えておりません。

なお、都市計画の変更等により、土地の区域の指定に明らかに不整合が生じた場合は、区域の拡大または縮小について検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 地域によっては、私たちの地域にぜひ区域指定してほしいという声も、やっぱり複数聞こえるところもあるんです。市街化調整区域において人口が減っている、活力が失われているというので、何とかしてほしい、何とか手を打ってほしいというこういう切実な声であります。これに対してどう対応していくのかというのが大きな課題になっていると思います。

また、市内における空き家の状況はますます、またこれ深刻になっていると思いますが、特に市街化調整区域における空き家はどのように活用するか、どのように推進をしていくかをお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市では、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を利用した移住・定住の促進を図るため、令和6年4月に那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正を行いました。この条例改正により、10年以上継続して法に適合しており、かつ現在も適合している空き家である自己用住宅であれば誰でも居住ができ、借家も可能とする住宅への用途変更を認めることができるようにしました。

今後、集落地域の維持に向け、本条例の周知啓発に取り組むことで民間による空き家市場の流動化を図るとともに、空き家バンク制度の活用により、空き家の活用を通して既存集落の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今年、そのように条例を改正しました。これはよかったと思うんです。市街化調整区域で自己用住宅建てる場合は、地元の要件、出身要件がないと建てられなかった。ただ、空き家に関しては、そういうことで誰でも居住できるような改正を行いましたので、ぜひ有効活用が進むことを期待したいというふうに思っています。

ただし、周知が全然されていない。ほとんどの方がご存じないというふうに思います。なので、またさらに今の空き家バンクの活用の内容も、実はまだまだ結構知られていないです、空き家バンク、残念なことに。もっと空き家バンクのお名前そのもの含め、どういう制度なのかというのを含め、ぜひ周知していただきたいと思います。空き家の問題は、まさしく地

域を歩くとまず二言、三言目には出てくる話題でありますから、ぜひ那珂市はそういうふう
に条例を改正した、そういったところも含めて周知をお願いしたいと思うわけであります。

それにいたしましても、区域指定をただで地域が活性するわけではない、もっと地域
における活性化策を取ってほしいという声を非常に大きく感じております。これに行政とし
て真摯に対応していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市における区域指定制度は既存集落の維持保全を目的としており、ライフスタイルの多
様化に対応し、郊外でゆとりのある居住環境を求める人々の受皿として導入したものです。
あくまでも定住促進の総合的な取組のツールの一つであり、地域活性化に向けては、区域指
定のみならず、多角的な視点で総合的に施策に取り組むことが必要であると考えております。
以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく多角的・総合的に取り組むべき内容だと、私も本当に思い
ます。

これまで土木部に区域指定ということに焦点を当てて検証してまいりましたけれども、ま
さしく今おっしゃったとおり、この区域指定制度は、あくまで移住政策のハード面における
条件整備の一つにしか過ぎません。また、区域指定したところにおきましても、必ずしも十
分に期待したように人口増の成果が出ているわけではないということも、今回の検証で分か
ってきたところだと思います。

人口減社会において、那珂市が人口を増やし、より活力を持って前に進んでいくためにど
のような政策を実行していくのか。まさしく土木部のみならず、那珂市全体で考えていただ
く必要があるというふうに思いますけれども、どのようにでは取り組んでいかれるのか、市
長に見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。区域指定制度について、議員の様々なご意
見をいただきました。

答弁をいたします。

区域指定の導入により、移住・定住者に対し次の3つの選択肢を設けさせていただきました。
1つ目の区域指定をした集落は、既存住民と郊外部でゆとりのある住環境を求める人々
とが共に生活をする区域、2つ目の市街化区域は、都市機能を集約し、市の中心拠点とする
区域、3つ目の区域指定を除く市街化調整区域は、区域の出身者や農業生産、営農活動を行
う者の生活の場となる区域とこれらの3つの選択肢を設けたことで、那珂市への移住・定住
を促進するための受皿が整ったと考えております。

本市の住みやすさを市内外に広めて市の認知度や交流人口の拡大を図りつつ、若者や子育

て世代が住んでみたい、住み続けたいと感じることが今後ますます求められるところであり、就労、結婚、子育ての希望を実現させるまち・ひと・しごとがそれぞれ好循環を生むよう進めることが必要であると考えているところでございます。

その上で、区域指定制度の活用を含む移住・定住を促進しながら、引き続き市全体の地域活性化を進めることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 那珂市は、今、市長のご答弁にもありましたけれども、住みやすいと言われておると思うんですが、本当に住みやすいのかどうかということです。もっと地域を回って見ていただいて、地域の声をぜひ聞いていただいて、何かしらやっぱり新しい仕組みをもっとつくる必要があるんじゃないかなというふうに感じております。今、何が求められていて、今すぐできることは何なのか、そしてまた長期的には何をすればいいのか、そういったハード面から見た都市計画、またまちづくりの仕方、全庁的に考えていただきたいと思います。

そして、移住・定住促進と言いましても、まず今住んでいる皆さんが本当に住みやすい地域だと実感できる那珂市にならないと、策を労するだけになってしまいかねませんから、ぜひ真の意味で住みやすい那珂市になるよう、その仕組みをしっかりと作り上げていただきますよう、これは要望をいたしまして、この項を終了いたします。

続きまして、エネルギーの地産地消策について質問します。

今、気候変動により地球規模で大規模な天災が頻発しております。大洪水、森林火災、干ばつなどにより多くの命が奪われており、この傾向はさらに深刻さを増していくと思われます。

国際的な対策も進んでおり、パリ協定で2050年度までにCO₂削減して、カーボンニュートラルを実現していく目標を立てております。それに基づいて日本でも、2021年の改定により、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減に見直しました。その目標に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達などを率先して実行する政府実行計画を立てました。

那珂市も、昨年度、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、対策を進めていると思いますが、その実施状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市における地球温暖化防止策の実施状況につきましては、市民向けには、グリーンカーテンの普及案内や環境活動団体と協働して地球温暖化対策のPR活動を行うほか、本年度新たに始めた太陽光発電設備との併用を条件とした家庭用蓄電池の導入補助事業を行い、住宅等における温室効果ガス削減の取組を支援いたしました。

次に、市役所が一事業所として行った対策につきましては、今後、大規模改修を控えている中央公民館やなかLuckyFM公園を除き、本庁舎をはじめとするほとんどの市公共施設のLED化、これが完了しています。中央公民館やらぼーなどの公共施設には太陽光発電設備と蓄電池を設置して、施設の電力の一部を賄っております。電気自動車につきましては公用車の更新の機会に併せて導入としており、現在のところ4台保有しております。

これらのことは、昨年度策定した一事業所としての市の取組を規定しました那珂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき進めています。

なお、市内事業所や市民の地球温暖化対策の取組方針や内容を示す那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、今年度末の公表を目指し策定を進めています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしくいろいろと多岐にわたって取り組んでいただいているということだと思います。

それで、今のご答弁の中にもありましたけれども、このうち太陽光発電設備につきましては、現在、太陽光、中央公民館とか総合センターらぼーる、またふれあいセンターなどにも設置していただいております、それぞれ10キロワットの発電量になっておりますけれども、それはどの程度、災害時に対応できるのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難所に指定している施設に設置してある太陽光発電及び蓄電池の発電量でございますけれども、こちらは災害時の避難者への対応というのができるほどの発電量がなく、災害時に使用する計画はございません。

保安照明を点灯させる程度の発電機能は備えておりますが、この太陽光発電により対応可能なものとして、具体的には、事務所のパソコン1台並びに通信用の携帯電話1台程度の充電、こちらが可能な容量となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） せっかく太陽光発電あるんだけれども、意外と使えないんですね。使えるのは事務所のパソコン1台と携帯電話の充電ぐらいでございます。ちょっとびっくりでございます。意外と使えない。

通常使用もできないです。いわゆるセンターの電気をつけて通常使用ができない。ただ、場合によっては、季節によっては今年の夏も相当暑かったです。ああいうときに災害が起きることも当然あるわけです。ああいう酷暑での、そういったところが避難所になりますから、避難所運営、十分考えなきゃいけないのだけれども、あの太陽光だけでは駄目です。

災害時に、停電によって避難所の電気が確保しにくくなったときはどのように対応されま

すか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

停電の際に避難所の空調を稼働させる電力の確保は、現在のところではできない状況になります。

市としては、カセットガス式発電機を20台、ガソリン式発電機を2台、LPガス式発電機2台、充電式蓄電池1台を使用して、まずは避難者の携帯電話や乳幼児の粉ミルク用の小型電気ポットのような消費電力の少ない電気機器の電源を確保する計画でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 本当にそれで大丈夫ですか。非常に心もとない状況じゃないかなと思います。災害が起きたら電気が来ない、これはもうほぼ常識でありますから、本当にああいう災害が起きたときにどうやって市民を守るのか。しかも、避難所というのは市が設置しますから、どうぞ避難してきてくださいという場所なんです。そこで本当に大丈夫なのかというのは常々不安には思っておりましたが、実際改めて伺いしてみるとそういう現状であります。何とか考えなきゃいけないんじゃないかなと本当に思います。ぜひ現実的に考えていただきたいというふうに、これは切望いたします。

この電源確保について、例えば災害時の応援の協力協定の中で、ほかの自治体とか民間事業者などに支援をしていただくという可能性はありますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、自治体間で災害時の相互応援協定により、様々な支援をいただけることになっております。その中で、災害時における相互支援を目的とした22自治体で組織する市町村広域災害ネットワークで、経費負担の大きい防災資機材等を共同で持てないかという提案が出ており、災害時の電源確保なども提案し、協議していきたいと考えております。

そのほか民間事業者2社と、モバイルバッテリーなどの電子関連部品の提供をしていただける協定を締結しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） それはぜひ進めていただきたいと思います。ただ、それにしても本当にいざというときにそれが使えるかどうかなんです。ぜひ現実的に確認をして進めていただきたいと思っています。

先ほども申し上げましたが、2021年に閣議決定されたエネルギー基本計画における太陽光発電の導入見込みにおきまして、政府対応強化ケースとして、温対法に基づく政府実行計画に基づき公共部門を率先して実行するということにより、6.0ギガワット分の導入を見込

むとされました。これは2030年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物、また屋根等、これは敷地も含みますけれども、この約50%以上を太陽光発電を導入するということを目指すということといたしまして、その導入見込み量を推計したものであります。

まさしく山林を大規模に森林伐採して自然破壊をして、そこに太陽光パネルを敷き詰めるとそういったことは私はいかなるものかなと思いますけれども、このように既に建築してある建物の屋根もしくはカーポート、敷地、いろいろ活用して太陽光発電を増やしていくということは合理性があると思いますし、私も進めていただければなというふうに思います。

ぜひこの政府の方針に基づいて、那珂市においても設置可能な公共施設を活用して太陽光発電を進めていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市の建築物への太陽光発電設備の設置については、那珂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におきまして、公共施設の新築または改築の折に再生可能エネルギー設備の導入を検討するとしております。この計画に基づき、市の公共施設において、可能な限り太陽光発電設備の設置を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。今後、何かしら新しい公共施設が新築される、また改築される、そういうときにやりますよということでもありますから、これはぜひそのようにしていただきたい。

ただ、新築または改築のときにはそうしますよというだけで足りるかどうか、間に合うかどうかとそういう話なんです。政府実行計画に従って2030年度までにというふうなことになる、様々な工夫が必要になってくるだろうというふうに考えます。

そしてまた、これ政府の話だけじゃなくて、那珂市自身が今年の3月に定めた那珂市の地域脱炭素ビジョン、那珂市自身が定めています。この脱炭素ビジョンによりますと、設置可能な公共施設というのは、そういうふうな目標からすると現状は約1%なんです。これは0.1メガワットです。のところで、2030年度までに50%、これは約5メガワット、さらに2040年度までには100%にする、9.7メガワット導入するという数字をこの中に成果指標として出しております。ですから、これはまだ現状1%ですからもっともっと増やさなきゃいけない、増やしますよと、もう計画を那珂市のほうで立てているわけです。そうなってくるとどうやって増やすか、これやっぱり考えなきゃいけないんです。

これいろいろと調べると、太陽光発電を進めるに当たりまして、自治体自らが設置する自己所有方式というのと、公共施設の屋根や公用地に民間事業が設置、所有、管理する第三者方式というのがあるんです。これにはP P A、リース、屋根貸しと3つの導入方法がありまして、実は那珂市においても今一部、五台小学校に屋根貸しで太陽光発電設備を設置してい

ます。

他県の例ですと、千葉市なども近年大幅に太陽光発電を増やしておりますけれども、これは自己所有から第三者所有に切り替えたことによって、大幅に近年増えているということが政府の資源エネルギー庁のホームページで動画で載っていました。市長のインタビューもございました。

また、県内においては、下妻市役所が自己所有で、市役所本庁舎新築をされたようですが、昨年、それに併せて50キロワット、駐車場カーポートに180キロワットの太陽光発電を設置し、合計230キロワットで過去と比べて電力の25%を削減したということです。合計で230キロワットです。那珂市はさっきのふれセンとかで10キロワットずつしかないです。

ちなみに、この下妻市役所では、庁舎はZEB化、建物自体の省エネ化です。ZEB化の省エネ効果によって過去と比べて電力50%が削減され、今ではさっきの太陽光と合わせてトータルで75%が削減されていると担当の方が話していらっしゃいました。

お隣の東海村では、役場敷地内の駐車場カーポート、ばんとあります、行けば結構目立ちます。これを活用して、民間事業者に屋根貸しを行っているということで、これがいわゆる第三者所有なんです。ここでは何と1,025キロワットの発電を行っていて、非常時には村内に電力を提供してもらえる、こういう契約にしています。

また、別途自己所有も行っておりまして、今年度、庁舎に既に設置している30キロワットをまた増やして、75キロワット増やして合計105キロワットの発電を行う。同時に、東海村の東海駅前に産業情報プラザありますけれども、これも今年度整備中ということでありまして、庁舎とプラザの合わせて2億円かかる工事費は、国のエネルギー構造高度化転換理解促進事業、長いんですけども、こういう事業の補助金を10分の10活用できるということになったようであります。

政府としてこういう方針を出した以上は、これに合致した支援策も今後相当数出てくると思われますので、那珂市としても、ぜひアンテナを高くして、様々な情報を積極的に取りにいていただきたいというふうに考えております。

そもそも先ほど申し上げた那珂市地域脱炭素ビジョンでも、公共施設の防災拠点化、脱炭素化の施策モデルとしては太陽光発電の積極的な活用を明言しています。そしてまた、調査モデルを活用して、ほかの類似施設への水平展開を目指す。いろんなことをいろんなところでやっていただく、こういうことを目指すと明記しています。

そのほか各家庭における太陽光発電設置の補助、またソーラーシェアリングなど農地を利用した再生可能エネルギー導入などもビジョンに記載されておりまして、再生可能エネルギーの地産地消を実現させるということにつながるというふうに考えます。

お手元の資料のこの先ほどの裏側を見てください。

資料また次の資料になりますけれども、ここに再生可能エネルギーの地産地消による経済効果というところがあります。これも既に那珂市が策定しているビジョンです。47ページで

す。これビジョンの記載ですけれども、今この那珂市のエネルギー収支は、70億円のマイナスだそうです。これだけ那珂市外に流出しているということ、しかし、地域の中で地産地消により再生可能エネルギーの導入を進めることで、こうした市外に出ていっているお金、代金を市内に還流させるということで、地域経済に大きな効果をもたらすことができるということです。また、こういうふうな設置するに当たっても、市内のこういう工務店さんとか、建設業者への経済効果も見込まれると、私も思います。

こういうふうにまさにこのエネルギーの地産地消によりまして、脱炭素のみならず、地域経済活性化においても重要な取組であります。那珂市においてもこのエネルギーの地産地消を積極的に進めていくべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

エネルギーの地産地消は、送電時のロスを抑えることで二酸化炭素の排出を削減できると、災害時の電力供給網の寸断などからの影響を提言できるなどのメリットがあります。

現在の市の公共施設における再生可能エネルギー設備の設置につきましては、先ほど議員がご紹介したとおりですので、ここでは省きます。

市全体でエネルギーの地産地消を進めるには、市民や事業者の協力だけでなく、地域内のエネルギー取引こちらを促進する仕組みを整えることが必要となります。

先般、政府は、2040年までに次世代太陽電池ペロブスカイト太陽電池の普及を支援し、600万世帯分の電力を賄う方針を地域エネルギー基本計画に盛り込むことを初めて示しました。従来型よりも発電効率が高い軽く曲げやすい特性がある、こういったものを開発し、垂直面つまり壁面にも設置が可能で、従来より発電量が増やせると見込まれております。蓄電池の低廉化が進めば、本市においても地産地消の実現性は高まるものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうなんです。高まると思います。

それで、防災の観点からも申し上げます。

災害等により市外からエネルギー供給が途絶えても市内で自立するマイクログリッドという仕組みがあるらしいです。マイクログリッドの仕組み、これを大いに検討していただきたいと思います。

これ2019年の台風15号、大雨が降って大雨の被害があったのが19号でしたが、すごい強風が吹いていろいろなところで被害が起きたのは15号でしたけれども、15号の直撃によりまして、千葉県では大規模な停電が発生しましたが、このマイクログリッドで太陽光太陽熱やコージェネレーションシステムが構築されて、自分の電線、自営線で電力が供給されるこのマイクログリッド内のエリアは、停電時においても電力供給が再開され、電力が安定的に供給されていたということでもあります。

○議長（木野広宣君） 12時になりましたが、議事を進めます。

遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 安定的に供給、停電時でも自分のところであるから供給が可能になったという話なんです。こういうふうに自立したエネルギー導入というのは、非常時の防災としても大変有効なんです。

先ほどもちょっと現状を検証しました。それぞれの拠点避難所、ふれあいセンターは拠点避難所ですから、拠点避難所におきましても今は10キロワット、パソコン1台と携帯の充電しか使えない、そういった発電機持ってきてても通常使いができない、それでまたいざというときには、大変暑い中におきましても、クーラーは無理なんです。寒いときも暖房がつけられません。そういったような状況が今です。それを考えて防災上においてもやはりこういう自分たちで何とかするという仕組みをもう今これから考えていかなければいけないのではないか、そういう時代だというふうに思います。

今、ご答弁いただいたこれやるには地域内でのエネルギー取引を推進する仕組みをつくらないといけないと思います。この千葉県のところにおきましては、地域資本の自治体新電力であるCHIBAむつざわエナジーというところが実際にそれを担ったということでありまして、まさしくその買取制度FIT制度終了後どうやって域内の電力を賄っていくか、場合によってはそれを自治体がそういうふうな母体をつくって買取をしながら運営をしていく、そういうふうなことも考えていく時代だと思います。実は全国にもう実例がございます。そういったことをやはりこれはCO₂削減しかり、またこの今那珂市では70億円流出しているこのエネルギーの経済、これはちょっとマイナスになっておりますけれども、そういったところしかり、そしてまた、市民の生命財産をいざというときに守る、防災の観点しかり、こういう仕組みをやはりエネルギーの地産地消によっていよいよ進めていかなければいけない時代に入ったと、そういうふうに私は考えております。

このようにエネルギーを地産地消することによって環境、経済、防災、非常に意義が大きいと考えますので、ぜひ考えて取り組んでいただきたい、なかなかまだほかの自治体ではそれほど取り組んでいるところがないと思いますから、ぜひ先進的に取組を始めて、環境先進自治体として那珂市しっかりとやっていこうではありませんかと思っておりますけれども、最後に市長の意気込みを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 環境、あるいは防災、経済の観点からエネルギーの地産地消という視点でご質問いただきました。ありがとうございました。

答弁をいたします。

エネルギーの地産地消、特に再生可能エネルギーで生産と消費を同じ地域内で行うことは、輸送コストを削減し、地域経済の活性化と環境負荷の軽減を図る持続可能な社会の実現に大変重要な取組と考えます。

過去の調査において本市に適した再生可能エネルギーは、太平洋側で晴天の日が多く平坦な土地であることから、太陽光発電が最も潜在能力が高いという結果でございました。議員さんの視点と合ってますね。

そのような中、政府は、先月の官民協議会で2050年のカーボンニュートラルの目標達成に向け、次世代型太陽電池の導入を支援し、さらなる再生可能エネルギーの拡大を目指すとの報道を目にしたわけでございます。初期投資コスト、エネルギーの貯蔵、需給調整システムの整備など地産地消にはまだまだ課題がございますが、再生可能エネルギーの生産量をさらに増やすことを可能とする次世代型太陽光電池の技術には、大きく期待をするところでございます。

民間への普及効果を目的とした国の支援策の具体はまだこれからと思いますが、自治体に実証モデル事業などを募ることがあれば、タイミングや条件を考慮しながら前向きに参加を考えていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく前向きなご答弁をいただいたと思っております。本当にこの地球温暖化、また気候変動に対しましては、いよいよ本当に待ったなしなんだと思います。まさしく去年の夏の暑さ、そして今年の夏の暑さ、暑さで人が亡くなるわけでございますし、またいろいろな災害が頻発している、これは我々この地球に今我々住んでいる一人一人に少しずつ責任がある、そういう地球にしてしまったという責任があると考えます。ですから、こういった責任をしっかりと自覚をして、これやはり我々の子供や孫の代にすばらしい地球を譲り渡していかなければいけない、そのために我々が今できることを何とか考える、そういう少しずつ責任があるわけですから、しっかり仕組みを我々は議員であり、市の執行部の皆さんであり、仕組みをつくることができるわけですから、ぜひ責任を感じながらやっていきたいし、いただきたいというふうに思っています。

また、災害においても、まさしく今年の8月8日以降フェーズが変わったと思っております。あれは覚えてらっしゃるかとは思いますが、宮崎県沖で大きな地震がありました。1週間程度国のほうもずっと南海トラフ気をつけてというふうなあれがずっと流れてました。いよいよあの地震以降、南海トラフを誘発しかねない、そういうふうな状況になっていると専門家が多くの方がお話をされており、またそれは言ってみれば首都直下型地震にも関与する、関係する、そういうことを言っている方々も非常に多いです。首都直下と言いましても、首都と言いましても東京だけではないですから、この茨城も相当揺れますから、もう自分事です。まさしく防災という観点でいえば、もうフェーズは上がったと思っておりますから、そういったものに対しましても今はどうなのか、今避難所の状況を聞いたら、それが現状でありますから、これは何としても市民の生命財産を守るための避難所運営、またそういったCO₂削減に向けても太陽光発電が一つの大きな鍵になるというふうに思いますので、

ぜひこういったところを合わせながら考えていただいて、ぜひ仕組みを前向きにつくっていただきたいというふうにご期待申し上げまして、私の今回の質問を終了いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○副議長（富山 豪君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○副議長（富山 豪君） 続きまして、通告10番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 金属類の盗難と再生資源物の屋外保管について、2. 生活基盤の整備について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

申し訳ございません。のどの調子が思わしくありませんので、お聞き苦しい点がございすと思いますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

さて、昨今、闇バイトによる強盗事件などの犯罪が関東一円において多発しております。茨城県内においても被害に遭われた方がおり、一刻も早い事件の解決と再発の防止のため、早急な対策が望まれております。

この闇バイトに関する質問は、この後寺門厚議員が質問を行いますので、私は金属類の盗難にテーマを絞って質問をさせていただきたいと思います。

金属類の盗難ですが、特に太陽光発電施設を狙った銅製ケーブルの窃盗被害は、茨城県内の被害件数が昨年最多で1,675件であったと報道されました。これらの容疑者の大半は、東南アジア系の外国人で、お金に困った不法滞在者が犯行を繰り返すという実態が浮かび上がっております。中には1回10万円の報酬で犯行に及び、この犯行グループは茨城県や栃木県など5県で少なくとも約80件の窃盗を繰り返し、約81キロメートルのケーブルを盗み、そ

の被害総額は2億7,000万円に上りました。そして、このケーブルは売却されて、覚醒剤等の購入に充てていたと報道されました。

また、茨城県警察によりますと、太陽光発電施設などの金属窃盗事件で摘発した57件の全てが不法滞在の外国人によるもので、SNSを利用し、独自のネットワークをつくり、金属類の盗みの情報などを交換していると報じております。

那珂市においても、金属類の盗難被害があるかと思いますが、市内における近年発生した金属類の盗難の発生件数についてお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

那珂署管内の金属等の認知件数につきましては、令和2年15件、令和3年17件、令和4年20件、令和5年37件となっております。那珂市を含め、全国的に増加の傾向にあります。以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。那珂署管内つまり那珂市内での発生件数は年々増加しており、令和5年には37件が認知されているとのことでした。

それでは、どのような金属類の被害が多いか、お尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

金属価格が高騰する昨今、銅線、敷鉄板、その他合金を含む金属製品が多くなっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。市内においても銅線や敷鉄板類が多いとのことですが、これらの金属類はどういった場所から盗難が多かったのかお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

主に太陽光発電施設や工事現場からの窃盗になっております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。市内におきましても太陽光発電施設からの銅製ケーブルや工事現場などから敷鉄板の被害が多いとのこと。茨城県内におきましても、古河市にあるスポーツ施設で送電用の銅製ケーブルが盗まれ、プールなど夏休みに多くの市民が利用する期間に臨時閉館を余儀なくされたばかりか、災害時に避難所となっている体育館の空調も使用でなくなったそうです。さらに、常総市でも下水処理施設で令和4年4月から約1年間の間に6回の金属盗難の被害に遭っており、アルミ製の門扉やフェンスが盗まれ

たと報道されております。

これ以外にも那珂川の河川敷で工事用道路に使用していた敷鉄板45枚が盗難に遭いました。この鉄板の1枚の大きさは、縦約6メートル、幅約1.5メートル、厚さ2センチメートル、重さは1枚1.6トンで、総重量は72トンにもなります。このような鉄板は、水戸市内のほかの工事現場でも9月に同様の被害に遭っており、88枚が盗まれているという報道もありました。

これらのように茨城県内では、民間の事業者施設だけではなく、公共施設や公共事業まで被害に遭っております。

では、市内の公共施設において盗難の被害に遭ったものがあるか、お尋ねをいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市が所管する施設における盗難事件につきましては、本年度を含む過去5年間の発生状況は5件ございました。令和2年度と令和4年度はありませんでしたが、令和3年度に1件、生涯学習課所管の施設内に設置してある自動販売機が荒らされ、現金の被害がありました。

令和5年度は1件、土木課所管の市道において集水ますのグレーチング蓋3枚の盗難被害があり、令和6年度は10月末現在までに3件、水道課が所管する浄水場敷地内において工事用敷鉄板6枚が、消防本部所管の2つの消防団詰所においてポータブル電源がそれぞれ1台ずつの盗難被害がございました。いずれの事件も那珂警察署に被害届を提出しています。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。金属類の盗難としましては、令和5年に市道のグレーチングの蓋が3枚、今年度10月末までに水道課の所管の施設内で敷鉄板が6枚、金属類以外では2つの消防団でポータブルの発電機の盗難や現金の盗難の被害に遭っているとのことでした。

このように那珂市におきましても官民間問わず盗難の被害に遭っております。全国的にも窃盗団や強盗団のように組織的な犯罪で、しかも狂暴化していると感じます。また、SNSなどを使い、情報交換も行っているとのことでした。

那珂市においてもこれらの犯罪に対し、注意喚起には広報紙などが使われると思いますが、その効果についてどのように考えているかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

「広報なか」に月1回、那珂警察署管内における殺人・窃盗・詐欺などの刑法犯認知件数を掲載しています。この掲載により犯罪が発生していることの情報提供により、市民一人一人の防犯意識の向上につなげることを目的としています。

また、令和4年に茨城県でアルミ製フェンスなどの金属の盗難が急増したときに茨城県か

らの協力要請により、ホームページと市のSNSによる情報提供を行っています。これらの情報提供により未然に防止するため、市民の防犯対策に効果があると考えています。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。法整備や犯人逮捕に関しましては、国や警察での対応となりますが、市民の防犯意識の向上は市でも対応できることです。組織化、狂暴化する犯罪者に対し、さらなる情報とその発信の方法の向上、警察等の連携、青色防犯パトロール等の支援、緊急通報システムなど対策の検討を実施をしていただき、市民の安全安心を守るようお願いをいたします。

次に、金属類の盗難につきましては、買受者がいるから売却者がいる、そして、売却する品物が手元になれば盗んででも手に入れようとするものがあるということから、犯罪が発生する可能性があると思われます。

市として、これらの事件、事案に対しまして、防止など積極的なアプローチをしているか伺いたいします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市といたしましては、茨城県安全なまちづくり県民運動に併せ、那珂警察署、那珂地区防犯協会と一緒に「防犯は、鍵かけ、声かけ、心がけ」のスローガンの下、街頭で年3回の防犯キャンペーン活動を実施し、防犯の呼びかけをいたしております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。参考までにお聞きをしたいんですが、金属等の取扱する者に対しての確認方法及びその対象となるものはどのぐらいあるかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県金属くず取扱業に関する条例により、買取業者は、売却する者の住所、氏名等を確認しなければならないとなっております。

当該金属くずに不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を届け出なければならないと定めています。

令和7年4月には、茨城県特定金属類取扱業に関する条例が全面改正され、売却する者の身分証の写しを3年間保存することが義務づけされるなど規制の強化がされます。

お尋ねいただいた茨城県金属くず取扱業に関する条例による取扱業の届出件数は、令和6年10月末現在、県内で2,117業者であり、うち那珂市は42業者の届出が出されております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。現在の県条例では、売手側の住所、氏名等を確認しなければならないとしていますが、売手側の故意により買手側が犯罪に加担してしまうおそれがありました。これに対し、来年度施行される新しい条例では、買手側を保護するようになるとともに、新品の売却が困難になると感じます。

それでは、市中を訪問して個人の農機具、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等不要の物を収集する者の活動は合法なのか、違法なのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

この不要物についてですが、不要物を職業として取り扱う場合や見方、捉え方などによって法制上の解釈が変わってまいります。

まず、その不要物の状況に応じて3種類に分類されます。

1つ目は、家庭から排出され、他人に売却できない一般廃棄物、2つ目は、事業活動によって発生し、他人に売却できない産業廃棄物、3つ目は不要にはなったが、金銭的に価値がある有価物となります。

なお、一般廃棄物の収集運搬には市の許可が、産業廃棄物の収集運搬には県の許可が必要です。許可を取らずに廃棄物を収集運搬することは違法となります。

また、有価物の取扱には、県公安委員会の古物商の許可が必要となり、許可を取らずに有価物を取り扱うことは違法となります。

不要物の取扱について、合法か違法かにつきましては、これらを前提として状況に応じて変わってまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。個人から発生する一般廃棄物の収集を業とするのには許可が必要で、許可のない者が収集をする場合には違法となる、そして有価物の場合だと古物商の許可が必要となり、不要物が廃棄物か有価物かによってその状況が変わることでした。

いずれにしても、何らかの許可がないとなりわいとしてできないわけです。では、買い取ったものが盗品であったことが確認をされたとして、それに対する具体的な処罰はどのようなものがあるかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県金属くず取扱業に関する条例による罰則ですが、規制に違反して営業の停止の処分となった者は10万円以下の罰金、そのほかにも条例の規定に違反した者には、罰金に処すると定められています。

また、刑法第256条盗品譲受け等の場合にも懲役刑及び罰金に処すると定められております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。県条例と刑法によって処罰されるということです。そして、令和7年4月1日施行予定の茨城県特定金属類取扱業に関する条例では、さらにその罰則が強化され、罰則が厳しくなれば犯罪に加担することが少なくなると想像されます。

次に、再生資源物の屋外保管についてお伺いいたします。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が本年4月1日に施行されました。この再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例は、どのような目的で制定され、さらにこの条例はどのような内容なのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

この条例の目的につきましては、2点ございます。

1つ目は、廃棄物処理法などの既存法令による規制のない金属スクラップ等の有価物いわゆる再生資源物の不適正な屋外管理により、崩落や火災などの事故や騒音、振動などの発生による問題の解消をすること、これが1つ目です。

2つ目は、他県で規制が強化されることにより、悪質な事業者が県内に事業場を移すおそれがあるとして、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定め、災害の防止及び生活環境の安全を図ることが目的になります。具体的には、規制の対象となるものは、最少資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者とし、対象保管物は、再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材これらを原材料とするもの、またはこれらの混合物としています。

このほか敷地面積が100平米を超える屋外保管事業場の設置については、事業場ごとに知事の許可取得を義務づけ、許可申請事業者に対し、事業内容の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求めています。

また、事業者に対する行政処分として、保管基準不適合や違反行為に対し改善勧告、勧告に従わない場合の改善命令などがあり、罰則としては、屋外保管事業場の無許可設置、屋外保管事業者の命令違反等に対し、2年以下の懲役または100万円以下の罰金刑を設けております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。この条例は金属スクラップ等の再生資源物が不適正な屋外管理により崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題の解消と他県

で規制が強化されることにより、悪質な事業者が県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規則を定め、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的としていて、許可の条件には事前に住民説明会の開催を求めている、さらにこの条例による改善・勧告等に従わない場合には、罰則等が設けられていることが分かりました。

では、再生資源物の屋外保管場を設置する場合、その基準はどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

屋外保管事業場を設置する場合の整備基準には、主に次の4つがございます。

1つ目は、屋外保管事業場の周囲に外部から保管状況が確認できる構造の囲いを設置すること、2つ目は保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止措置を取ること、3つ目は、騒音、振動、悪臭の防火措置を取ること、4つ目は、電池、潤滑油、その他火災の発生または延焼のおそれがあるものは、適切に回収し処理することとなっております。

次に、県の生活環境の保全等に関する条例における規制基準についてですが、当該条例では、水質の保全、悪臭の防止、大気の保全、騒音、振動等について規制を設けています。

水質の保全については、本市に関連する久慈川水系、または那珂川水系に、1日当たりの平均的な排水量が500立米未満の工場や事業場が放流する場合は、いずれも1リットル当たり、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量が1日平均20ミリグラム、浮遊物質量が1日当たり平均30ミリグラム、動植物油脂類含有量が10ミリグラム、フェノール類含有量、溶解性マンガ含有量、クロム含有量がそれぞれ1ミリグラム、シアン化合物が0.5ミリグラムの基準がございます。

騒音については、騒音特定施設として、金属加工機械、空気圧縮機、木材加工機器等の11種類を規定しております。騒音の基準については、市内で屋外保管場がある市街化調整区域が含まれる第3種区域、これになりますけれども、昼間は65デシベル、朝・夕は60デシベル、夜間は50デシベルとしております。

振動については、振動特定施設として、金属加工機械、木材加工機器等の6種類の規定がありますが、基準については、「人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさとする。」としております。

本市においては、県が別に規定している基準で運用しており、市街化調整区域が含まれる第2種区域では、昼間は70デシベル、夜間は60デシベルとしております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

屋外保管場の整備基準には、主に外部から保管状況が確認できる構造の囲いを設置するこ

と。保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下の浸透の防止措置を取ること。騒音、振動、悪臭の防止措置を取ること。火災の発生、または延焼のおそれがあるものは、適切に回収し処理することでした。

数値的な目安としては、屋外保管場から放流される排水につきましては、生物化学的酸素要求量が20ミリグラムということですので、個人宅につけられている合併浄化槽の放流水や公共下水道の処理場から出る水質基準と同程度の水質まで処理をしなければならないということです。

また、騒音に関しましては、昼間で65デシベルとのことですが、掃除機の音が70デシベル程度と考えると、かなり音を出さないと会話ができないレベルだと思います。

さらに、夜間は50デシベルですので、エアコンの室外機とか静かな事務室がこれに相当する音量となりますので、通常の会話ができるレベルにあるのかなと思います。

そして、騒音の昼間の規制値70デシベルですが、これは地震の震度でいいますと、2と3の中間程度と言われています。結構な揺れを感じるのではないのでしょうか。

また、夜間の60デシベルは、地震の震度1と2の中間ぐらい。目を覚ましてしまう方もいるのではないのでしょうかと私は感じてしまいます。

音、振動、臭いには、個人的な感覚によって苦痛の度合いが変化すると思われますし、音や振動は、その周波数によっても、その度合いが変化すると感じます。

通常の生活が4車線の大きな道路に面していたところに生活している方と、そのような場所でないところに生活している方とでは、受忍できる程度も違うと思います。となると、今まで静かに生活していた場所が大きな声を出さなければ会話ができない環境に変化するの、簡単に納得できるものではないように感じます。

再生資源物の屋外保管場の設置基準については、ご説明をいただきましたので、屋外保管場を設置するに当たり、他法令の許可について確認をしていきたいと思います。

まず、農地に屋外保管場を整備する場合、どのような手続が必要なのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（澤畠克彦君） お答えいたします。

農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地転用の手続が必要となります。

屋外保管事業場のような資材置場を用途とするものを市街化区域内の農地に整備する場合には、農地法の農地転用の届出が必要となります。

また、市街化調整区域内の農地に整備する場合には、農地法の農地転用許可が必要となります。

農地転用許可の審査事項につきましては、立地基準と一般基準がございます。

立地基準では、転用候補地の農地区分から許可の可否を審査し、一般基準では事業実施についての計画や確実性、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないかなどを審査して

おります。その上で、農業委員会総会で、許可の可否について審査することになります。

農業委員会の許可がなければ、市街化調整区域内の農地に屋外保管事業場を整備することはできないことになります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

農地の場合は、事業用地の場所や実施の計画、確実性、周辺農地に支障を生ずるおそれがないかなどを審査した上で、農業委員会の総会の審査により許可を受け、資材置場として転用することも可能であるとのことでした。

次に、都市計画法上は、どのような手続が必要なのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

都市計画法上の許可につきましては、敷地内に建築物を建築する目的で、宅地以外の土地を宅地に変更する行為等の宅地造成を行う場合には手続が必要となります。

また、市街化調整区域では、既に宅地となっている土地であっても、建築物を建築する行為に際して都市計画法上の許可の手続が必要となります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

都市計画法上の許可につきましては、敷地内に建築物を建築する目的であれば許可が必要になるとのことでした。

それでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における許可と、今回施行されました県条例との関係はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど答弁にもありましたが、屋外保管事業場を設置する場合、知事の許可を受けなければなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事の許可を受けた一般廃棄物処理施設、または産業廃棄物処理施設に該当する場合は、改めて県条例に基づく許可を受ける必要はありません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事の許可を受けた場合には、今回の県条例の許可は不要であるとのことでした。

では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外に、今回の県条例に関連する法令はどのよ

うなものがあるかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

主な法令として、使用済自動車の再資源化等に関する法律、港湾法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例に基づいて、屋外保管施設設置の許可を得ている場合は、県条例の許可、今回の県条例の許可申請の必要はありません。

なお、浄化槽法において許可の取消処分を受けた場合や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において暴力団員に該当する場合は許可除外要件となり、許可申請が出されても、許可を受けることができません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

関連法令に基づいて、屋外保管施設設置の許可を得ている場合には、新たに県条例の許可は不要とのことでした。

ところで、今回、県条例の施行日時点で、既に屋外保管場を設置した者が6か月以内に届出を行った場合は、許可を受けたものとみなされる規定があったかと思います。市内には、いくつの事業者がその届出を行ったのかお伺いいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

県廃棄物規制課に確認いたしました。市内では4事業者が届出を行ったと伺っております。以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

市内では4事業者が届出を行ったとのことでした。

市内にはもっと多くの保管場所があると感じていたのですが、他の法令により許可も受けている可能性があるものと解釈いたします。

ところで、県条例が施行された同日に、常陸大宮市が独自に条例を定めて施行いたしました。常陸大宮市が独自に条例を定めた経緯と県条例との違いは何があるのかをお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

常陸大宮市の担当課に確認したところ、県条例には立地基準が設けられていなかったことから、常陸大宮市では、屋外保管事業場の設置について、市街地や住宅の多い地域を避けることを目的として、立地基準を設けた独自条例を制定し、それを設けたことが県条例との大きな違いであると同っております。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに県条例では、立地基準、すなわちここなら屋内保管場を造ってもいいですよとか、ここには造って駄目ですよといった場所の制限は設けてはおりません。ということは、県条例だけでは、集落の中や自宅の隣に保管場所ができることが考えられます。

那珂市独自で条例を定めることが、集落の保全のために有効な方策と考えますが、市として条例の制定の検討はしていないのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例は、設置と営業のルールを県が初めて示したものです。

このほかにも、囲いを設ける作業場、いわゆるヤードを設ける業態に対しては、県はルールの厳格化を進めており、いずれも事業の営み方についての適正化を意図したものであると捉えています。

ご提案の立地基準を設けた市独自条例の制定の必要性については、実際に条例制定に至った常陸大宮市、またほかの自治体の動向も見極めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

来年度施行されます茨城県特定金属類取扱業に関する条例によって、許可制度や罰則が強化され、金属対象窃盗の予防と捜査への活用の両面に効果を得ることができるようになりますし、再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例によって保管場所の安全性などは向上するものと思います。

しかしながら、これらの条例では、今までの平穏な生活環境までが担保されるとは考えられないんです。なぜならば、既存にある集落などに屋外保管場が設置され、今までなかった音や振動が新たに生じることが想定されるからなのです。

先ほどご紹介いたしました常陸大宮市の条例では、不適切な屋外保管場によって周辺の住民の生活環境などに支障が生じる場合があることから、屋外保管場に保管された再生資源物の飛散、崩落、その他の事故を防止し、操業に伴う騒音、振動、悪臭の発生の軽減を図り、市民生活の安全の確保と生活環境の保全をするために、設置できる場所や住宅等からの距離を制限し、さらに周辺関係者に対し説明会の開催を義務づけています。

また、那珂市では、減少する人口に対し、集落の維持を目的として、市街化調整区域に区域指定制度を設けております。那珂市の人口を維持するには、市街化区域の人口を増やすとともに、市街化調整区域の集落の人口を維持することも必要だと考えております。そのために区域指定制度を導入し、要件の緩和をして運用しているのではないのでしょうか。

私は、那珂市に再生資源物の屋外保管場を設置するべきではないとは申ししておりません。ただ、市の施策として移住定住を進め、良好な住環境を確保し、保持するためには、ある程度の規制が必要ではないでしょうか。住環境が良好でない場所にあえて住みたいと思う方はいるのでしょうか。

さらに、先ほど市民生活部長の答弁では、他県で規制が強化されることにより、悪質な事業者が県内に事業場を移すおそれがあるといったことから、県条例が施行されたと説明をされました。これは他市町村の場合でも同じではないのでしょうか。にもかかわらず、他自治体の動向を見極めていく答弁に矛盾と歯がゆさを感じてしまいます。

これらのことから、那珂市独自条例を定めることを前提として進めていく考えはないのか、改めて市長にお伺いいたします。

○副議長（富山 豪君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問、ありがとうございました。

住みよい環境づくり、あるいは区域指定の考え、議員と思いを共有するところがございます。

ただ、現在の状況、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、有価物である再生資源物を保管する屋外保管事業場に関しては、これまで法令規制の対象外となっており、保管方法についても特に基準がないことから、屋外にうずたかく積まれている場合、崩落や火災の危険性が懸念されておりました。実際に火災等も発生してしまった。

このような背景と、関東の他県において同様の条例制定を進めている状況もありまして、悪質な事業者がより規制が緩い地域へ移転するおそれがあるとして、県は条例を制定することで、県全域の基準を示したものと認識をいたしております。

現時点においては、那珂市としては、本年4月に県条例が施行されたことを踏まえて、市独自の条例を制定するのではなくて、まずは県内自治体の状況を注視していきたいと、現状はそうように考えております。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

県条例が区域を指定しているのは、この条例が、先ほど市長が申しましたように、全県域に適用されるものであり、土地の利活用や計画などは、市町村ごとに違うことから統一した規制ができないんだと私も解釈しております。

また、県条例第4条の後段に、「市町村が講ずる屋外保管場に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。」と明示されております。

これはまさしく、この条例では補い切れない部分、すなわち統一的な規制ができない立地基準について、各市町村の実情によって定め、その際には県が必要な技術的助言及び協力を行うと解すべきではないかと私は考えております。

これらのことから、市民生活部長の答弁にもありましたように、繰り返しとなってしまい

ますが、県条例の制定が目的であった、他県の規制が強化されることにより、悪質な事業者が県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外再生資源物の適正な保管に関して必要な規制を定め、災害防止及び生活環境の保全を図るためにも、近隣市町村より先行し、他県だけではなく、他の市町村からも悪質な事業者が市内に事業所を移さないようにするべきではないかと思います。

そして、先ほど遠藤議員、また昨日の小宅議員の一般質問にもありましたが、那珂市の人口を維持していくためにも、今、その場所に住んでいる市民の生活環境保全をするとともに、那珂市に住みたい、住んでみたいと多くの方から選んでいただけるようなまちづくりを目指すことが必要であると思います。そのための一つとして、今回、条例の制定を要望いたしまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、生活環境の整備について質問させていただきます。

本年6月の第2回定例会一般質問におきまして、生活基盤の整備についてとして、市道の整備と雨水の排水についてのご質問をさせていただきました。市道の整備につきましては、市道整備に関する申請の採択件数が151件あり、その整備にはあと16年の期間が必要になるとのことでした。この中には、道路用地の確保が困難で、整備が難しい路線があると思います。

このことから、平成29年以前に採択されている路線について、関係者の意向や権利関係の再調査を行い、そして整備困難だと判断される路線については、地元の関係者に十分な説明を行った上で採択の取消しを行い、諸問題が解決し、整備が可能と判断した場合には、改めて申請を受け付け、再度採択を行ってはどうかという提案もさせていただきました。

また、雨水排水につきましては、近年多発しているゲリラ的な短時間の大雨や線状降水帯のような一定の地域に大雨が長く降り続くといった、過去には想像できなかった大雨が発生しております。

現在、市では、側溝を整備していない幅員4メートル未満の暫定舗装道路に道路側溝を整備しないという方針ですが、近隣市町村の整備状況を踏まえ、市としての考え方を改めて整理をしていくと、私には前向きな答弁をいただいたと感じておりました。

また、合併浄化槽の放流水が宅内で処理し切れないといった問題につきましては、道路の片側にのみ道路側溝が整備されている場合、合併浄化槽の処理水の放流管を道路を横断して接続することについては、道路の埋設にも影響のない製品が開発されており、管理上支障を来さない接続方法について、それらの材料の活用と併せて近隣自治体の対応状況も参考にしながら調査研究を進めていくといった、こちらも前向きな答弁をいただきました。

今回は、この雨水排水に関する2つの件につきまして、検討された内容や、その結果についてお聞きをしたいと思います。

まず初めに、幅員4メートル未満の暫定舗装道路への道路側溝の整備について、使用する材料や考え方によっては、車両が上部を通行しても問題ないものがあるので、これらの製品

などの使用を改めて調査研究を進めていくとのご答弁でしたので、これの調査研究を進めてきた状況をお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員がおっしゃっているように道路側溝の上部を車両が通行しても構造上問題のない製品、車両通行による道路側溝のばたつきが生じにくい製品、あるいは道路側溝幅が短く収められたスリム型の製品などが市場に流通しております。これらの製品を用いることで道路側溝を整備することは技術的に可能であること、道路構造令で定められた道路幅員を確保できる場合があることを確認しております。

しかしながら、4メートル未満の暫定舗装道路整備につきましては、個人の土地を借地し整備を行っていることから、借地の地権者からやむを得ない理由により土地の返還を求められた場合に、舗装部は撤去することができるものの、道路側溝の撤去につきましては、さきに述べました製品を採用したとしても、撤去箇所の前後において道路側溝内を流れる排水の処理などの問題が生じるおそれがあるため、道路側溝を設置しての整備は考えておりません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

4メートル未満の暫定舗装道路の整備は、個人の土地を借地し整備を行っていることから、返還を求められた場合には、道路側溝内を流れる排水の処理などの問題が生じることから整備は行わないとのことでした。

乱暴な言い方かもしれませんが、借地ではなく、市が買い上げてはどうなのでしょう。そうすれば、返還の心配もないですし、道路の幅員も永久に確保できると思います。ただ、財政的な問題を無視した考えなので、難しいのは重々理解いたします。

しかしながら、正式な道路整備であっても、暫定的な道路整備であっても、雨水がたまることによって道路が通行できなくなるのはやはり好ましくありません。

幅員が4メートル未満の暫定舗装であるのは理解いたしましたので、暫定的に道路の片側にでも道路側溝の整備を検討していただくという考えはないのかお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました理由により、4メートル未満の暫定舗装道路整備につきましては、道路側溝を設置しての整備は考えておりません。

雨水の処理につきましては、帯水、または冠水することで道路通行に支障が出ることをないように、道路の縦断及び横断勾配の検討を十分に行ってまいります。

また、道路勾配による対応が難しい場合は、排水先が確保できるものは集水ますを設置し、

埋設管を通じて排水先まで雨水を導水させる、排水先の確保が難しいものには、集水ますから直接雨水を地中に浸透させるなど個別に対応してまいりたいと思います。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに雨水の排水の処理の手段は、道路側溝だけではありません。帯水や冠水する場所に個別の集水ますを設けて暫定的に排水するのも有効な手段であると思います。

今後も柔軟に対応していただき、安全・安心なまちづくりをお願いしたいと思います。

次に、合併浄化槽からの放流水についてお尋ねいたします。

前回の質問では、「道路の片側にのみ道路側溝が整備されている場合、合併浄化槽の処理水の放流管を道路を横断して接続させること」について、「道路の埋設にも影響のない製品が開発されており、管理上支障を来さないような接続方法について、それらの材料の活用と併せて近隣自治体の対応状況も参考にしながら調査研究を進めていく」とのご答弁をいただきました。

これらにつきましても、これまでの期間、調査研究を進めていただいたと思いますので、これまでの調査研究した状況をお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

前回の質問を踏まえ、合併処理浄化槽処理水の放流管に関する横断占用の取扱いについてどのような構造で認めているか、県内の近隣を含めた自治体に調査を実施いたしました。その結果、ほぼ半数の自治体で横断占用を認めており、構造においても、防護管やコンクリート製品を使用した工法や、通常の埋設より浅く施工するなど道路の機能に支障を来さないような方法を採用していることが分かりました。

これらの結果を基に、市の道路構造への適用性、横断占用した場合のメリット・デメリットの整理、また両側に側溝を整備することで放流先を確保するなど、横断占用以外の方法も含め検討を進めております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

現在もまだ検討中のことでしたが、道路を横断して合併浄化槽処理水の放流を認めている近隣自治体は、ひたちなか市、常陸太田市、城里町であることを聞いております。このように近隣では認める自治体が多くあることから、道路を横断することには問題がないように感じております。

しかし、まだ検討中とのことでしたので、今後、那珂市では、道路の片側にのみ道路側溝が整備されている場合、合併浄化槽の処理水について道路を横断して放流することを認める方向性なのか、それとも認めていかないのかについてお尋ねいたします。

○副議長（富山 豪君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市において道路管理上の問題が懸念されることから、道路を横断し側溝へ接続することを認めていませんが、居宅内での処理水の処理に苦慮している状況であることは把握しております。

このような現状と先ほど述べた検討結果を受け、道路の反対側に側溝が整備される場合で、適切に埋設物の管理が実施されることが見込めるなど一定の条件を満たす場合に、合併浄化槽処理水について道路を横断し、接続を認める方向で運用方針を整理してまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

適切に埋設物の管理が実施されることが見込めるなど一定の条件を満たす場合に、合併浄化槽の処理水について道路を横断して接続を認める方向であるのご答弁をいただきました。

この方針が決定されたことにより、合併浄化槽の処理水に苦慮されている住民が救われることだと思います。一日も早い運用の開始を心よりお願いいたします。

最後に、今回、令和6年第2回定例会における一般質問の振り返りとして改めて質問させていただきました。

まず、幅員4メートル未満の道路への暫定的な片側側溝の整備につきましては、残念ながら今後も整備をしない方針であるといったご答弁でしたが、道路勾配による対応が難しい場合には、排水先が確保できるものについては集水ますを設置し、埋設管を通じて排水先まで雨水を導水させ、排水先の確保の難しいものについては、集水ますから直接雨水を地下に浸透させることなど個別に対応してまいりますといったご答弁をいただけたことで安心をいたしました。

次に、道路の片側にのみ道路側溝が整備されている場合、合併浄化槽処理水について道路を横断して放流することに対しましては、道路を横断し接続を認める方向性で運用していくといった画期的なご答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

これらにつきまして、財政上だけの問題ではなく、用地や流末など多くの問題があることも承知しております。

さらに、雨水等の排水につきましては多くの課題があります。その身近な施設として道路の側溝がありますが、雨水等の排水全体を考えた場合、道路の管理を所管する建設部だけの対応では解決できない問題があると思います。

今回ご質問いたしました合併浄化槽の放流水については、今後、公共下水道整備にも関係がありますし、雨水排水に関しても下水道が関連してまいります。また、雨水の排水のために農業用排水路の整備改修が必要な場合もあるかと思います。これらの問題解決のため、建設部、産業部、上下水道部が連携して排水計画を策定し、那珂市の大雨による被害が少なく

なるよう対策を進めていくことが重要であると考えております。これらの件につきまして総括した市長の考えをお聞かせください。

○副議長（富山 豪君） 市長。

○市長（先崎 光君） 那珂市の生活環境をよくする、特に水関係の処理というのは、今回の議会でも、住みよい那珂市をどうつくっていくかという観点から考えれば、非常に重要なご指摘だったと思います。様々のご提言ありがとうございました。

答弁を申し上げます。

合併処理浄化槽処理水の処理に関して、一定の条件を満たす場合は、道路を横断し接続を認める方針を示させていただきましたが、浄化槽処理水の問題は排水処理の一部にすぎません。近年の異常気象による集中豪雨など、大規模自然災害等に対応したインフラの整備、ますます必要であると考えております。

議員ご提案のように、今後も建設部、産業部、上下水道部、関連する部署が連携しながら、市民の生命と財産を守り、安心・安全な生活が確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ご答弁ありがとうございました。

市長がおっしゃいますように、近年の異常気象による集中豪雨など、大規模自然災害等に対応したインフラの整備は、市民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を確保する上で最も重要な課題であると考えます。

また、那珂市は平たんであるがゆえに、雨水を排水しにくい地形にあります。さらに、雨水の放流先の整備がないことから、企業の進出や大規模な開発が行われない理由の一つとなっていると聞いております。そのため、良好な住宅地や企業誘致ができるよう、雨水をどこに流すのか、どれだけ流すのか。さらには、どれだけ調整をして流すのかの調査検討を行い、那珂市全体の雨水計画の策定をしていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（富山 豪君） 以上で、通告10番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 榊 原 一 和 君

○議長（木野広宣君） 通告11番、榊原一和議員。

質問事項 1. 那珂市シティプロモーションを考える。2. 那珂市定住促進を考える。
榊原一和議員、登壇願います。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。

師走に入り刻一刻と1年が終わりを告げようとしています。今年を振り返ると、所得税の非課税枠「103万円の壁」問題。学生やフリーターなど家族の扶養に入っている人は、年収103万円を超えると、親の扶養者の所得税と住民税が増える年収額になってしまいます。

そのまた昔、大学生、世田谷区のファミリーレストランで厨房アルバイトを4年間やっておったのですが、当時のスタート時給は850円、最終時給は920円でした。アパート更新の関係で帰省しまして、12月から系列の水戸駅南店に時給据置きで移動しました。水戸のスタート時給は当時750円でした。約29年前の話です。

先日、東京に行っている娘から珍しく着信がありました。あまりにもしばらくぶりだったので、にこにこしながらかけ直しちゃいました。そうしましたら、まさにリアル103万円の壁問題。人手不足の雇用者と、奨学金云々で、稼ぎたくてもアルバイトに入れない学生、そして貧乏保護者。税收全体の1割にも上る減収の地方自治体と、諸所問題は尽きない話でございますが、こんな若者たちの明るい未来に向かって、通告に従い一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

シティプロモーション、前回に引き続きとなります。一般的には地域外・地域内向けのプロモーション活動のことを指すと考えられています。外部から「ヒト・モノ・カネ」を呼び込む側面もございますが、地域に住んでいる方へのプロモーションももちろん含まれております。

シティプロモーションの目的の一つに「地域住民の愛着の醸成」、横文字で「シビックプライド」。シビックプライドを高めていくと、地域のすばらしさを再認識する機会も増え、行く行くは自治体の知名度やイメージを高めて、経営資源を獲得することにつながっていきます。自分が住まうまちに対する誇りを醸成することもシティプロモーションの狙いの一つと考えられています。

シティプロモーションが重要とする理由としては、少子高齢化や地方の過疎化が深刻化したため、都市部へ移住する人が増えると、地方では働き手が不足し、経済の停滞や雇用の減少を招きます。これにより、地域住民の生活水準や生産機能が一定のレベルを維持できなくなるおそれがあります。というよりも、既に起こっていると考えるべきでしょうか。

シティプロモーションを成功させ、ブランディングが向上すると、多くの高効果が期待できます。

1、移住者・定住者が増える。

シティプロモーションに成功すると、移住・定住者が増え、まちの人口増加につながる。まちの人口が増えると、税収の増加による財源確保や、民間企業の成長につながるなど多くのメリットをもたらします。

2、地域への来訪者の増加。

地域への来訪者、交流人口の増加も、期待できる効果の一つです。来訪者の目的に合わせて、歴史史跡、観光地域、名産品やゆるキャラを用いたシティプロモーションを展開すると、交流人口が増加すると考えられています。

地域経済の活性化。

シティプロモーションに成功し、移住者や観光客が増加すると、地域経済の活性化が期待できます。何よりも、地方自治体の税収が増加することにより、住みやすいまちづくり、住民サービスの財源を確保できる。さらに、民間企業の売上げが伸びると、事業拡大や安定化につながり、雇用創出が可能になる。よい条件で働ける企業が増えると移住者が増加し、プラスの循環が生まれるため、まちの成長へとつながってきます。近年ではふるさと納税をはじめとした制度もあり、定住者のみならず、外部からも財源確保ができるようになった。より多くの人に納税してもらえると、地域財源が潤い、発展につながると考えられる。

シティプロモーションを行うことは、「このまちに住んでよかった」という思いが形成され、転出者を減少できる働きがある。さらに、この地域住民の愛着の醸成は、地域の活性化にもつながってくる。住民間の交流の活性化は、住みやすいまちづくりに大きく役立つと考えています。

シティプロモーションを成功させるために、目標はどこにあるのが重要で、ターゲットが明確になり、具体的な施策が出てくると考えられています。

子育て、新婚世代の移住者を増加したいとか、高校・大学卒業後の若年層に、地域に留まり、そのまま暮らしてもらいたいとか、ふるさと納税の納税額を増やすとか、20代のU I J ターン就職者を増加させたい、インバウンドの観光客を増やしたいなどなど、明確な目標を定めることで、評価・修正が可能になり達成に近づきます。最近では、国内のみならず、インバウンド観光も視野に入れてシティプロモーションを展開する自治体も増加しています。

さらに、旅行者以外にもビジネスパーソンを対象としたシティプロモーションを展開し、来訪者を増やした自治体もあります。

那珂市といえば J R 水郡線、一昨日12月4日で水郡線は前線が開通して90周年を迎えました。水郡線のルーツは137年前、明治20年、水戸太田町、現在の常陸太田市間の鉄道構想は茨城県北部の有志が太田に集まり、馬車鉄道敷設を討議したことに始まります。明治25年

7月、太田馬車鉄道に対し、水戸太田間への軌道敷設が許可、当初は馬車軌道を水戸駅、南町、菅谷、額田、太田、国道349号旧道に沿って敷設予定であった。その後、太田馬車鉄道は太田鉄道と改称し、動力も蒸気へ変更して、鉄道敷設に変更された。127年前の明治30年11月16日、太田鉄道の水戸駅、久慈川駅間が開業、当時の停車駅としては青柳、下菅谷、上菅谷、額田、久慈川の各駅を新設した。2年後、明治32年、久慈川駅、太田駅間を延伸開業、太田駅を新設したところが現在の水郡線の始まりと言えます。

そんな歴史ある水郡線をプロモーションすべく、まずは水郡線乗客数の推移、太田支線を含むはどうなっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

東日本旅客鉄道株式会社から公表されています上菅谷駅と瓜連駅における1日平均乗車人員の推移についてお答えします。

令和元年度が上菅谷駅734人、瓜連駅261人、令和2年度が上菅谷駅607人、瓜連駅208人、令和3年度が上菅谷駅588人、瓜連駅197人、令和4年度が上菅谷駅631人、瓜連駅208人、令和5年度が上菅谷駅644人、瓜連駅214人となっております。

また、上菅谷駅から常陸太田駅までの区間における1日1キロ当たりの平均通過人員につきましては、令和元年度が2,540人、令和2年度が2,184人、令和3年度が2,002人、令和4年度が1,996人、令和5年度が1,975人となっております。

1日平均乗車人員につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度は大幅に減少し、その後回復傾向にあります。コロナ禍以前の水準まで回復はしていない状況です。また、1日平均通過人員については減少傾向にあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございました。

JR側の見解としては、地方交通線をはじめとする鉄道の利用状況については、昨今の環境の変化とともに大きく減少しており、各路線の経営状況は厳しさを増している。このような状況の中、今後の鉄道の在り方や地方交通線を取り巻く問題は重要な経営課題として認識、地域の方々に現状をご理解いただくとともに、持続可能な交通体系について建設的な議論をするために、利用の少ない線区の収支を開示しているということです。

資料1をご覧ください。

具体的なデータとしてよく聞くのは営業係数という単語、100円稼ぐのに営業経費がいくらかかったかというものであり、2023年は常陸大宮、常陸大子間で1,761円、上菅谷、常陸太田間で749円、常陸大子、磐城塙間で5,452円となっております。

鉄道事業の赤字額と営業係数は、年度によって大きく変わることがある。例えば災害復旧工事を行ったり、施設更新のために集中工事を実施したりする年は、営業費用が増えるため

赤字額や営業係数は大きくなります。輸送密度とは、1キロメートル当たりの利用状況を示す指標のことで、一定の利用者がいる線区では、たとえ赤字額が大きくても存続させるために事業者は努めます。逆に利用者が少なく、代替交通でも十分に輸送ができるような線区では、大量輸送という鉄道の特性を発揮できないなどの理由で廃止が検討されます。鉄道事業者から見れば、輸送密度などの公共性を示す指数も、営業係数などの採算性を示す指数も悪ければ、鉄道を維持する意味がないと考えます。それでも、地域にとって鉄道が必要だといふのであれば、地域が一定の利用者を確保するために協力する必要がある、利用者数を確保できないのであれば、公的支援で支える場合もあります。

茨城県水郡線利用促進会議、茨城県知事を筆頭に自治体としては茨城県、水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町、地域の住民に水郡線の維持活性化を考えてもらうため、新しい取組として沿線市町の高校に通う高校生を対象としたワークショップを令和5年9月23日、那珂市中央公民館にて開催されました。ワークショップには水郡線沿線市町の高校7校の生徒44名が参加し、観光や通学、食といった高校生が自ら設定したテーマで調査、研究を進め、ワークショップ最終回で成果発表を行った。参加した高校生からは、これまで以上に自分たちの力を現状で少しでも変えていけたらよいと思うようになったとか、水郡線が身近に感じるようになったとか、水郡線の活性化には自分たち高校生や地域、企業の方々の力が必要だと感じたなど、多くの感想が寄せられたとのことでした。

そのワークショップで1位を受賞されました茨城高校JR支部のテーマ、茨城高等学校水郡線レスキュー隊、チームいばこう、水郡線利用促進プロジェクトをちょっとご紹介したいと思います。

常陸大宮市、大子町の年度別出生数から始まり2020年の出生数から割り出した15年後の2035年の水郡線利用者が2分の1に減少するという危機からのプランニング、水郡線オリジナルショップを駅構内へ設置、オリジナル商品としてトートバッグ、ペンケース、巾着、子供用ビブ、面白かったのは合格祈願のキーホルダー、名前がスイスイグングン、スイスイ問題が解けてぐんぐん成績が伸びるといった進学校ならではのプランが満載、駅構内にガチャガチャ機械を設置し、マニアの心をくすぐるグッズの開発、また大子町の魅力を大きく活用し、食べる、体験のカテゴリーの下、飲食店や体験施設の活用を促すスイッと来てグリーンと楽しむマップの作成などなど、高校生ならではのプロモーションに心が躍らされたのは私だけではないでしょう。

那珂市として今後水郡線の利用促進の取組についてお尋ねします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城県と水郡線沿線自治体の那珂市を含む6市町で茨城県水郡線利用促進会議を組織し、利用促進及び沿線地域の魅力発信を図るなど、水郡線の利用、有効な活用に努めているところです。

茨城県水郡線利用促進会議の主な活動といたしましては、定期券をお持ちの方が水郡線の店舗、施設等で優遇を受けられる水郡線定期券利用者割引制度、通称m i k k eや小・中学生自治会等で水郡線を利用する場合の運賃を一部補助する水郡線小・中学生団体利用促進補助、観光、集客行事における駅からの会場への移動手段の確保や水郡線利用者への特典の提供等の取組に対して事業費の一部の補助を行う水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助などを行っております。

それ以外にも毎年夏休みに、沿線の小学生を対象とした児童絵画展「乗ってみよう水郡線」を実施しています。入賞した作品の一部は、イベントやＪＲ水戸駅構内、水郡線の車両内で展示を行うなど、地域の愛着を高めるとともに、利用の啓発や促進につなげる取組を行っております。

また、列車の車内に直接自転車を持込み一緒に乗車できるサイクルトレインが令和４年４月から本運用として開始されております。今年度においては、水郡線全線開通90周年を迎えるに当たり、特別企画として大子町発祥の定番スナック、約５万2,000本を使って縦12メートル、横20メートルの巨大な地上絵を作るプロジェクトが実施されました。

市といたしましても、県立那珂高等学校、水戸農業高等学校、茨城女子短期大学の協力を得て、学生さんに地上絵の一部となるパネルを作成していただきました。また、市内で開催されたイベントでもパネルを作成していただき、延べ419名の方に作成をしていただきました。完成したパネルは、今年11月30日、12月１日に開催された水郡線フェスでお披露目されました。

そのほか現在、那珂市本庁舎１階ロビーでは、今年１月に開催されました「水郡線マイルール意識醸成シンポジウム」において、水戸葵陵高等学校書道部の皆さんが作成した書道作品と市名誉市民で水郡線敷設に尽力した根本正を紹介するパネルを展示しております。

市の今後の取組といたしましては、水郡線利用促進会議で実施している事業の周知や普及活動を行い、茨城県及び沿線市町と連携しながら、幅広い世代に利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○１番（榊原一和君） ありがとうございます。

ＪＲグループと地域が協力して観光促進する国内最大規模のキャンペーンとしてデスティネーションキャンペーンが挙げられます。茨城県では、令和５年の秋季に茨城デスティネーションキャンペーンを開催しました。３か年がワンセットとなっており、令和４年の秋季に茨城プレＤＣ、今年の秋季に茨城アフターＤＣが現在開催されています。

茨城デスティネーションキャンペーン、那珂市の実績と総評についてお尋ねします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城デスティネーションキャンペーンは、昨年10月1日から12月31日までの期間いばらき観光キャンペーン推進協議会とＪＲ東日本が主体となって実施いたしました。

キャンペーン期間中の茨城県全体の観光入り込み客数の実績としましては約1,906万人で、前年同期間中の約1,510万人を上回る結果となっております。

那珂市におきましても、期間中にＪＲ東日本と連携し、上菅谷駅をスタート地点として、自然に触れながらサイクリングを楽しんでもらう「駅からサイクリング」や額田駅から歴史的名所や観光地をハイキング形式で巡る「駅からハイキング」などを実施しました。

那珂市の実績としましては、期間中の既存イベントと合わせた市内の観光入り込み客数としましては約1万2,600人であり、前年同期間中の約7,800人を大きく上回る結果になったことから、効果はあったものと考えております。

現在においても、茨城アフターデスティネーションキャンペーン期間中であることから、様々なイベントに取り組んでおり、特に駅からハイキングにつきましては、参加者の半数以上が県外の方であったことから、那珂市を知ってもらうためにも、ほかの事業と併せまして次年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 駅からハイキングについては、地元額田駅から出発する企画で市職員さんとハイカーをお出迎えいたしました。額田地区の歴史、史跡、文化をハイキングという形で県外の方にお楽しみいただけたかと思っております。

昨年の茨城デスティネーションキャンペーンでは、ご存じいばらき女将カード、いばらき女将の会が県と共同で企画、古河市にあるお菓子メーカーが協力し、主力商品の県内限定バージョンのおまけとして昨年10月に売り出され、県内スーパーや道の駅など約200か所で販売、マニアック過ぎるなどとSNSで話題になり、カードを求めて県外から訪れたり、大量に購入する大人買いをしたりする人が続出、12月末までの期間限定で4万袋以上がすぐに売り切れ、ネットオークションやネットフリマなどで売買される熱狂ぶりがうかがえた。

これで終わりではなく、何と今年アフターデスティネーションでは、一大プロジェクトとして女将の活躍にジェラシーを感じた茨城県内の宿泊施設で実際に働く若旦那たちが茨城観光を盛り上げるべく、昭和歌謡ユニットを結成した。歌も踊りも素人の若旦那たちが宿泊プランの歌謡ショーを満員にするまでのサクセスストーリー企画が現在始動されています。

また、常陸大宮市の爆破体験、こちらはテレビや映画の裏で活躍する爆破の専門家の下、本物の爆破を一般の方が体験できる体験会、撮影会、戦隊ヒーローものや特撮映画などの悪役退治の際に燃え上がる炎、そんな爆破シーンのロケ地として人気の那珂市内の建設会社の採石場で一般の人にもヒーロー気分を味わえる爆フェスⅢとして続いております。

こんな遊び心満載の観光企画があつたら、面白、おかしくプロモーションができるのではないのでしょうか、そういったユーモアと柔軟性を持ちたいものです。

続いて、前回一般質問させていただきました高速バス常陸太田号、常陸大宮大子号の件です。

那珂市は言わずと知れた交通アクセス良好のまち、国道6号、118号、349号、幹線道路が3本も縦断し、高速道路も那珂インターチェンジを有しております。東京から全便1時間36分で那珂インターチェンジまで到着します。乗車運賃もネット割、早割利用最安値で1,960円、この金額で東京まで行けます。

先日、常陸太田市の担当の方とこちらについて情報交換をまいりました。資料2をご覧ください。

現在、常陸太田号は常陸太田バスターミナルが発着となっています。バスターミナル設置以前においては、茨城交通株式会社敷地内を高速バス利用駐車場としていた。狭隘のため、車両整理要員が必要になるなど経費がかさんでおりました。こんな理由の下、茨城交通株式会社から高速バスターミナル移設を常陸太田市へ要望が上がりました。2018年度の4万9,165人をピークにコロナ禍に突入、大幅減便、全便運休を経て現在までJR水郡線同様に利用者はコロナ前の水準に戻っていないのが現状でございます。

高速バス常陸太田号、常陸大宮大子号利用促進の一環として、バス停利用の駐車場設置の提案と利用促進についてご答弁をお願いします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本市においては、JR水郡線を周辺都市への連携を図る基幹系交通と位置づけており、高速バスについてはJR水郡線を補完する交通として、東京方面へのアクセス向上に寄与していると考えております。

議員提案の額田南郷バス停留所を利用する方への駐車場設置につきましては、運行事業者である茨城交通株式会社が実施することになると考えます。利用者の増加の動きや利用者からの要望など、事業者からの情報に注視し、高速バスが利用しやすい環境の充実に向けて事業者働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

常陸太田市の考えとして、常陸太田市と東京都内を直接結ぶ唯一の交通機関であるため、市民の高速バス利用における利便性の向上やその維持存続を図ることは重要であった。そのため、特に利用計画が明確でない旧学校給食共同調理場跡地を高速バス利用者専用駐車場として活用することは、市民の高速バス利用の利便性向上、また地域振興を図る上でも必要であった。以上を理由に茨城交通株式会社へ旧学校給食共同調理場跡地を高速バス利用者の専用駐車場90台、有償による賃貸借として貸し付けることを決定した。経過としましては、平成18年茨城交通株式会社から市へバスターミナル移設に係る要望書の提出、市から国土交通

省へ高速バスの路線延長に係る要望書の提出、常陸太田市土地利用協議会において協議、その後土地貸付、平成19年3月、常陸太田市バスターミナル開業となっております。

こちらの資料提供として、常陸太田市様、茨城交通株式会社様には、この場を借りて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

では、那珂市内の話、駐車場設置は現在総合センターらぽーると那珂インターチェンジに設置されています。ほかのバス停としまして、市内は鴻巣と額田南郷には駐車場未設置となっており、利用者にとっては不便となっている。じゃ、例えば鴻巣だったらバス停をずらしてもらって、常陸鴻巣駅構内とか芳野直売所、市民農園を駐車場利用とすればよいのではないのでしょうか。市内なら戸多地区や城里町、一部常陸大宮市からも利用ができます。額田南郷だったら新幸久橋を渡って、バイパスじゃなくて旧道を経由して額田十文字の額田中央公民館を開放すれば駐車場とできるはず、そうすれば神崎地区や一部ひたちなか市、東海村からも利用促進となるはずだと思います。

双方、新たに経費がかかるわけではなく、既存の駐車場を相互利用するために経費不要で利用促進が可能となる。そして東京に近い那珂市を大々的にアピールできると思うのです。

続きまして、ご存じ鈴木家住宅、こちらの界限から心配の声は多数頂戴しておりましたが、この夏ある機会があり、所有者にお会いしました。現在まで所有者としての苦悩を切実に語られ、今回独自の調査を行わせていただきました。鈴木家住宅の末裔の方とか、近隣住民、まちづくり委員会の要職の方々まで100人以上の方とこの件についてお話ししてまいりました。

この件については、昨年6月に額田地区まちづくり委員会をはじめ関係団体より復元保存の要望書が教育委員会宛てに提出されております。

おさらいとして鈴木家住宅の概要を説明させていただきます。

当主、鈴木市十郎は、江戸時代の豪商で紅花長者として有名、光圀との親交もあり養女万姫を嫁がせた。度々、光圀が太田の西山荘に隠居された間に訪問され、光圀の書院があった。この光圀を覚えておいてください。

書院には久慈川をイメージした波欄間が作られ、廊下は当時のものが残っており、かやぶきの建屋は県の指定文化財となっており、この光圀由来の文化財としては周知のとおりかと思えます。

独自の調査では、圧倒的に多いのは所在の場所は問わず、復元保存であり、少数意見としては額田地区での復元保存、復元保存経費と財政面を勘案しつつ、慎重に判断など、意見は分かれております。

前回、第3回議会において、鈴木家住宅について花島議員が一般質問されました。同種の質問となりますが、改めて私自身のリサーチ後の進展としてご質問させていただくことをご理解いただきたい。現在までの保存に向けて進捗と今後の課題についてお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

鈴木家住宅につきましては、第3回定例会におきまして花島議員からご質問をいただきました。鈴木家住宅の歴史的価値や重要性は認識しており、現在も引き続き検討を進めているところです。

昨年度からの検討状況ですが、鈴木家住宅は地域の歴史的資源でもあるため、地域住民との意見交換会を複数回実施し、鈴木家住宅の保存等につきまして様々なご意見をいただきました。

さらに、修復費が高額となることが予想されておりまして、修復方法や修復に係る費用のほか、県からの助成など、様々な観点での協議を県及び関係課と複数回にわたり行ってきたところでございます。

課題としましては、茨城県の指定文化財であるため様々な制限があります。県と綿密に協議しながら進めていく必要があります。

また、個人の所有でもあるため、所有者の意向を尊重する観点から、所有者との協議も必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

では、この光圀、1628年に水戸藩の初代藩主徳川頼房の三男として誕生、当初徳川頼房は光圀を水子にするよう重臣の三木之次に命じました。徳川光圀の母久子が懐妊時に正式な側室でなかったからだと考えられています。久子を不憫に思った三木之次は墮胎させず、水戸城下の三木邸でひそかに光圀を出産、生後しばらくは三木之次の子として育てられた。その後1632年に正式に水戸徳川家の子として水戸城入りし、翌年には徳川頼房の跡継ぎとなった。

水戸光圀、徳川光圀の功績としまして、殉死の禁止、水戸学の基礎、大船建造など、徳川光圀は食通で、日本で初めてラーメンを食べたとか、医食同源の思想の基に一汁三菜を基本として、季節の野菜をよく食べていたそうです。食材についても米は太田の河合米、酒是那珂川、アユは久慈川、コイは玉里というように、産地までこだわりを見せ、現代の地産地消を実現していた。

では、この那珂市や茨城でなじみ深い光圀、例えば北海道とか、沖縄の方に光圀って知っていると聞いてみたら、多分、分からないはず、ではなぜ、じゃ越後のちりめん問屋の光右衛門でございましてと言ったら分かりますでしょうか。エーイ、静まれ静まれ、この紋所が目に入らぬか、こちらにおわすお方をどなたと心得る、恐れ多くもさきの副将軍水戸光圀公にあらせられるぞ、ご老公の御前である頭が高い控えおろう、そうご存じ水戸黄門、水戸黄門といえ日本全国誰でも知っており、じゃなぜ水戸黄門は知っているのか。

時代は大正、三木之次の子孫である三木啓次郎は水戸藩主の霊を慰めるために大阪四天王

寺を訪れていました。寺の前で偶然若き松下幸之助が二股ソケットを売っていた。幸之助は二股ソケットを発明したものの事業を拡大する資金がなかった。三木啓次郎は決して裕福ではなかったが、二股ソケットを見て確信、お金のない啓次郎は自分の田畑を担保にし、幸之助に多額の出資をした。その出資を基に大量生産した二股ソケットは大ヒット、事業は急成長、後に成功した幸之助は恩義に応えるため、スポンサーだったナショナル劇場で水戸黄門を放送し、浅草の雷門、四天王寺の極楽門、水戸の常盤神社境内にある三木神社などに寄進した。松下幸之助はスタッフに相手がどんなに悪役でも斬らないと注文をつけていたため、助さんと格さんは峰打ちか手とうで相手を懲らしめるというスタイルが確立された。1969年から2011年までに実に42年間1社スポンサーで放送するという偉業は、深い時を超えたご縁と、恩返し理由がありました。

そんな水戸黄門のゆかりが深い鈴木家住宅、予算面をはじめとした困難のハードルは非常に高いと思います。しかし、多くの人が集まる場所へ何らかの形で復元できれば、那珂市のプロモーションのコンテンツは種々様々であり、これから本市において大きな財産となるのではないのでしょうか。復元された鈴木家住宅でハッスル黄門、ナカマロちゃん、そして昨日、ナオユキワザワよりプロデュースされた松吉君が子供たちと一緒に笑顔あふれる姿が目に見えそうです。

続きまして、ダイバーシティ、インクルージョンの考え方に入ります。

ダイバーシティは日本語で多様性という意味、組織におけるダイバーシティは性別や年齢、国籍、文化、価値観など様々なバックグラウンドを持つ人材を活用することで、新たな価値を創造する成長戦略と言えるそうです。

近年はグローバル化や顧客ニーズの多様化といった市場変化に対応するため、ダイバーシティ経営に取り組む企業が増えている。

一方、インクルージョン、需要という意味があり、組織におけるインクルージョンとは、従業員がお互いを認め合いながら、一体化を目指していく組織の在り方を示します。従業員一人一人の多様性を受け入れることに加え、組織の一体感を醸成することで成長や変化を推進する取組がこのダイバーシティ&インクルージョン、属性として女性活躍推進、外国人活用、障がい者雇用、シニア活用、LGBTの需要などが挙げられる。今回は将来の那珂市を支える若い職員さんを焦点とし、ダイバーシティ&インクルージョンを考えてみたいと思います。

総務省集計によると、教員や警察などを除く一般行政職のうち2022年度に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、2013年度は5,727人で、約10年で2.2倍、待遇への不満や残業業務量の増加が影響していると考えられています。30代までの若手が全体の3分の2を占め、住民サービスの低下や組織弱体化が懸念されています。

資料3をご覧ください。

総務省の地方公務員の退職者状況等の調査から普通退職者の人数は13年度以降の推移とし

てコロナ禍で経済が冷え込んだ20年度を除き、おおむね数百人のペースで増加している。21年度になると増加幅が広がり1万500人と、初めて1万人を超えた。22年度の普通退職者の年齢別は30歳未満が4,244人で、13年度比2.7倍、30歳以上40歳未満が4,173人で同3.1倍となり、若手の職員の離職増加が深刻化しています。

若い職員の活躍推進の観点から、どのような取組を行っているかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

市役所職員の活躍推進を図っていくためには、人材を育成していくことが大きな観点であると考えており、庁内研修の実施をはじめ外部機関での派遣研修などに取り組んでいるところです。

庁内研修では、階層別研修により役職ごとに必要となる能力の育成に努めているほか、今年度は入庁5年目、6年目の若手職員を対象に政策形成講座を開講し、職員おのものが特性を生かして政策提案を行う実践的研修を通して、若手職員のスキルアップを図っております。

また、外部研修におきましては、本市独自の取組として、連携協定を結ぶ茨城大学が社会人向けの学び直しとして実施をしておりますリカレント教育プログラムへの派遣やグロービス経営大学院の単科生の受講支援なども行っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

民間では人的資本経営が注目されている。社員の多様な視点やアイデアがイノベーションを促進し、企業の成長に直結すると考えられています。社員のウェルビーイング、向上は仕事に意欲的に取組、仕事をすることにポジティブな姿勢でいられると言える。ウェルビーイングを高めること、すなわち若い職員さんのステージとなる活躍の場とか、持っている能力の活用とか、先輩職員さんが育て上げられる風潮がこの那珂市を飛躍的に向上させるのではないのでしょうか。

資料4をご覧ください。

また、本年4月より茨城大学にビジネスデータサイエンスの学びと企業自治体での長期遊休実習が特徴の新教育組織として、地域未来共創学環が開講されました。地域未来共創学環では、学ぶ学生の多くが地域のまちづくりに何かしらの形で関わるなど、将来そういう仕事で活躍する人材を育成するとうたっている。茨城大学地域未来共創学環の行うコーオプ教育とはどういうもので、どのようなことを期待しているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

コーオプ教育とは、民間企業や自治体が学生と雇用契約を結び、実際の社会現場で業務に従事しながら、これまでの学びを実践し、さらに次の学びにつなげていくという教育方法に

なります。

茨城大学では「地域と創り、地域と育てる」をコンセプトに、学生自身が考える様々な地域の課題に応じて、実際に社会に出て実践的に学習し、専門的知識を深めていくこととしております。

本市といたしましては、茨城大学地域未来共創学環のこの取組に賛同し、令和7年度から学生の受入れを開始する予定としております。就業体験を通して、社会人としての基礎的な素養と姿勢を学習していただくことで、働くこととは何かについて理解を深めていただき、学生の地域課題などへの気づきを学環と協働しながら誘導をしていきたいと考えております。

そして、課題意識を持つ学生と市職員とが協働することにより、意欲のある地域人材の育成を支援していくことが若者の活躍推進にもつながるものと考えております。

さらに、コーオプ実施を通して、那珂市に興味を持っていただき、本市を就職先の一つとして考えていただくことにも期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 日本で最初にできた校歌に出てくる言葉がございます。進取の精神、久遠の理想、今から150年以上前に初の鉄道が新橋、横浜間に開通しました。区間29キロを約1時間で移動できるようになった。人の交流や貨物の輸送も盛んになり、鉄道がその後産業発展の礎となった。この鉄道建設を主導していたのが大隈重信公、近代化のためには鉄道の開通が急務と考えました。しかし、鉄道開通にはいくつもの困難が待ち受けていた。鉄道を通す予定地の一部に軍事優先を主張していた西郷隆盛の兵部省の敷地があり、土地の明渡しに難色を示していた。大隈重信は長期間説得したのではなく、陸が駄目なら海に通すという発想で、約2.7キロにわたり海の浅瀬に石垣を造り鉄道を開通させた。この工事は困難なものだった。進取の精神とは、自ら進んで困難なことに取り組むこと、久遠の理想は未来に向けて果てしない理想のこと、今あるものが完成ではなく、理想とする未来を描き、困難を避けるのではなく、どうしたら克服を考え、行動を起こす人材の育成が急務ではないかと日々考えています。

公務員は社会課題の解決に直接携わる大きなやりがいを得られる職業だと考えております。時代に合った柔軟性の働き方や専門性を生かせる職場環境が整備されれば、公務員離れを防ぐことができるのではないのでしょうか。年功序列や終身雇用といった従来のイメージから脱却し、現代のニーズに応じた柔軟な働き方へと進化させることで、公務員という職業を持つ本来の魅力が再認識され、若年層の職業の選択肢として期待したいと思います。

続きまして、定住促進に入ります。

サテライトオフィスは、企業や団体の本拠地から離れた場所に設置されるオフィスのことです。これにより地方で定住促進や新しい働き方の実現が期待されています。

総務省では、お試しサテライトオフィス事業を推進しており、企業が地方での勤務を体験

できるように支援しています。地方で新しい働き方を推進し、地域活性化を図る取組です。

那珂市では、創業支援、サテライトオフィスはコワーキングスペース、移住相談窓口を備えた複合施設として「いい那珂オフィス」がごございます。商工会が併設で市のよろず相談と併せて総合的な事業相談、支援が受けられる。

では、いい那珂オフィスの現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

いい那珂オフィスには、創業やサテライトオフィスとして利用可能なオフィスが2部屋と創業時に活用可能なデスクが4つあり、そのほか仕事をする上で必要な環境として、コワーキングスペースや会議室、無料Wi-Fi、コピー機、ウェブ会議用の機能を整備しております。

現在オフィスに関しましては、ホームページデザイナーの方とeラーニングによるキャリア支援を行っている方が利用しており、デスクに関しましてはウェブ広告デザイナーの方とパソコン教室を営んでいる方が利用している状況でございます。

なお、デスクにはまだ2つの空きがあることから、引き続き県外も含めた各種イベントでのチラシ配布やホームページでの周知などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 他自治体の施策のほうをちょっとご紹介いたします。

茨城県の取手市、地域に住む20代から30代の若年人口の市外流出を防ぐ目的として、レンタルオフィス機能を持つインキュベーション施設の設置やセミナー、創業スクールの開催に取り組んだ。地元企業の紹介、起業応援の参加を促すフリーペーパーの発行や、ほかの地域の人たちとの交流の強化に取り組んだことで、地元地域での起業数の増加につながった。

徳島県神山町、徳島県における全国屈指の高速ブロードバンド環境やオフィスの開設、運営費用への補助などの支援を活用し、過疎地域である神山町にサテライトオフィスを整備することで、ICT、ベンチャー系企業などの積極誘致に取り組んだ。平成28年の統計では、徳島県内8市町へ40社が36拠点進出し、企業進出市町内に平成28年4月から9月で156世帯、234名が町内へ移住。県の支援をうまく活用して、移住定住につながったということです。

那珂市におけるサテライトオフィス誘致の施策についてお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

コロナ禍を機にテレワーク等の働き方が広く浸透しております。多くの企業がサテライトオフィスを積極的に取り入れる動きがごございます。市におきましても、そのサテライトオフィス誘致に向けた取組を推進しているところでございます。

現在は、サテライトオフィス誘致支援事業といたしまして、ノウハウを持ちました民間企

業に委託しまして、進出検討企業とのマッチングを行っている状況でございます。

今までにはそのマッチングにより、昨年度は農業分野において、衛星データを活用した農作物の生育評価システムを用いたスマート農業の推進に取り組む企業と実証実験を行いました。

また、ふるさと納税のECサイトを運営代行する企業が寄附額増加に寄与する返礼品の調査、ポータルサイトの分析などの市場調査を行った事例がございます。

しかしながら、いずれも市の課題解決に向けた実証実験等を行いながら、市内でのサテライトオフィスの開設を目指した取組を行いましたが、誘致までには至らなかったということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

従業員の負担を減らし、ワーク・ライフ・バランスを向上させる点では、サテライトオフィスの大きな魅力でございます。勤務時間の短縮をできれば、よりプライベートの時間を充実させられます。介護や育児などに時間を割くことができるようになり、家庭を持つ人の中には、自然に囲まれた地方で伸び伸びと子育てをしたいというニーズもあるでしょう。これまで、地方の企業に転職するしか方法はありませんでしたが、地方型サテライトオフィスであれば、現在の企業に在籍したまま理想的な環境での暮らしを実現できます。地方の人口減少問題に歯止めをかける施策として、地方創生の観点からもサテライトオフィスは期待されています。

昨日大和田議員から一般質問でもあったように、女性に選ばれるまち。そんなまちづくりには欠かせない施策・支援。結婚、出産、子育て。安心したライフスタイルを実現するために欠かせない支援として考えています。

那珂市の新婚世帯支援施策、子育て支援施策について、那珂市独自の支援、国・県とタイアップした支援施策を教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市の定住促進の面から見ました新婚世帯及び子育て世帯の支援施策といたしましては、若い世代や子育て世帯の定住の促進を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とした市独自支援である子育て世帯住宅取得助成がございます。

この条件といたしましては、中学生以下の子供と同居している子育て世帯、または、婚姻から5年以内で、夫婦のいずれかが40歳以下の新婚世帯に対しまして、市内に新しく住宅を取得した場合に助成するものでございます。

市内での転居の場合は10万円、市外からの転入の場合は20万円を助成しております。なお、令和5年度は、市内での転居は113件、人数にしますと386人、市外からの転入は82件、

253人の実績がございました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 那珂市の子育て支援の観点から、国・県とタイアップしている施策や市が独自に実施している施策について、代表的なものを教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市が実施している子育て支援には、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、抜本的な給付拡充が行われた児童手当の支給や、出産・育児に係る費用負担の軽減を目的とした出産・子育て応援給付金の支給、県の制度であり、市町村が実施する医療福祉費、通称マル福と呼ばれているものですが、この制度で医療費の負担を軽減しているほか、市独自事業としましては、保育所保育料の軽減として、国・県の基準に上乗せして、全ての第2子の保育料を半額としております。

また、本市の全ての妊産婦と子育て世代、子供への支援体制をより充実・強化するために、本年4月からこども家庭センターを設置し、妊婦や子育て中の方が安心して妊娠、出産、そして子育てができるよう、切れ目のない相談支援を実施しております。

このような様々な子育て支援に関する手当や制度の内容、手続きなどを1冊にまとめた「子育て支援ガイドブック」を発行しております。子育て世帯が必要としている情報を分かりやすく掲載しておりますので、お役立ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

追記としまして、今春より訪問型家庭教育支援事業を那珂市では実施しています。地域の家庭教育支援員が家庭を訪問し、保護者に対し子育てや家庭教育に関する情報提供や相談対応を行う取組です。この事業は、保護者が抱える子育ての悩みや不安を解消し、家庭の孤立を防ぐことを目的としている。本市は、市内小学校1年生の子供を持つ全家庭を訪問し、今年度は6月下旬から10月までの子育てに関する相談、家庭教育に役立つ情報提供、専門機関への橋渡しなどを行っています。

先日、額田を担当する支援員の方と情報交換してきました。現在、小中学校では、コロナ禍を境に教職員の労働軽減化を勘案し、家庭訪問がなくなった。このことにより、家庭と学校が前より希薄になった。特に、独り親世帯など子育てに不安を持つご家庭に自身の見地がお役に立てればとおっしゃってありました。こういった行政の取組から支援員個人の取組、こちらはちょっと個人差があると思いますが、子育てに見識深い支援員のご努力に感謝申し上げる次第でございます。

そして、定住促進住宅の提案、こちらについて答弁は求めておりません。

県内では常に話題をさらう境町。境町は子育て支援が充実しており、定住促進住宅の子育てに優しい設計や地域の支援制度が充実しています。地理的、外的要素が優れているとは考えづらいが、現在、独自の定住促進住宅は明らかに効果が見られている。遊び心を持った賃貸住宅を提供しています。この取組は、特に子育て世帯や新婚世帯を対象に、境町へ移住・定住を支援するためのもの。子育て世帯、新婚世帯、町外からの転入者を優先し、家賃は市独自の所得基準に応じて減額される場合がございます。戸建て住宅は25年住み続けると無償譲渡となり、抽せんがで出るほど盛況がございます。

資料5をご覧ください。

こちらも那珂市においては、実にハードルは高いと考えられます。定住促進政策のど直球として、市内にこんな物件があったら本当に住みたいなと思ってしまうのは、私だけではないでしょう。

また、今回、セレクトショップ業態の中では業界最大手となるユナイテッドアローズ包括連携パートナーシップを締結し、道の駅さかいに町の観光案内所「ユナイテッドアローズスタンド」の設置を皮切りに、ユナイテッドアローズによるふるさと納税返礼品や、町立小中学校の体操服のプロデュースなど様々な取組を開始するとの報道です。企業は、資金を集めるために株主、経営者を納得させるプランと業績が必要。同様に、多様なアイデアを受け入れられる土壌をつくるのがこれからの地方自治には必要なのではないのでしょうか。

最後に、一地方自治体が触れる問題ではないのかもしれませんが。再度、ちょっとだけ少子化問題に触れさせていただきます。独身研究家、コラムニストで、マーケティングディレクターの荒川和久さんという方のコラムを拝見させていただきました。

少子化のボトルネックは、結婚減。そして日本の少子化は、「20代が20代のうちに結婚できない問題」だそうです。出生数は、婚姻数と完全に比例する。つまり、出生数が減るのは、その原因としての婚姻数が減っているからにほかならない。1組の夫婦が産む子供の数は、1990年代から推移を見ても、大して変化はしていません。第1子を産んだ夫婦は、同じ割合で第2子、第3子を産んでいる。「少子化は、第2子以降が産まれない問題ではない」ということ。昨今の少子化は、「結婚した夫婦が子供を産まない」のではなく、その前提である「若者の婚姻数が減っている」からであり、より正確に言えば、「20代の初婚が激減している」からだという解釈です。若者が結婚しない理由には、結婚するための積極的な動機がないこと、結婚に対する不安や責任の重さ、仕事や子育ての両立の難しさ、女性の下降婚の傾向が少ないことなどが挙げられます。これらの理由は、経済的な困窮や価値観の変化など社会的な要因に影響されていると考えられています。

私自身の経験で非常におこがましい限りではございますが、私は4人の子供の父親をやってきて、子育ても終盤に差しかかっています。最近、子育てって最高に面白いものだといろんな場面で言っております。学校の成績に一喜一憂したり、野球で打って喜んで、ユニホーム洗濯に嘆いて。何でこんなこと言うんだろうと、時折、スマートフォンから、何年も前の

今日といった写真アプリからの通知が思い出させるのだと思います。

今議会が終わる頃、2024年のカウントダウンも始まります。来年も那珂市にとって本当によい年でありますよう祈念を申し上げ、本日の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告11番、榊原一和議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を3時15分といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 鈴木明子君

○議長（木野広宣君） 通告12番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 市公式SNS利用の現状について。2. 市の防災計画について。

鈴木明子議員、登壇願います。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

皆様、2日間、本当にお疲れのところだとございますが、もうしばらくお付き合いくださいませ。また、ちょっと喉が弱点なもので、お聞き苦しいところもあるかもしれませんが、ご了承くださいければと思います。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

那珂市でも様々なSNSを活用し、情報発信を行っていることと存じます。そして、地方自治体がSNSを行うメリットは多様にあり、例えば観光地や郷土料理、移住も視野に入れた様々な魅力を発信することで、地方に愛着を持てただけたり、旅行者が増えたり、ふるさと納税先に選ばれたり、移住者が増えたりというようなことにもつながっていくと考えます。

しかしそのような中で、今回の質問では、SNSを活用することにより市民の皆さんの役に立つような、そして、市民の皆さんへのサービスの向上につながるようなシステム構築について、質問していきます。

まず初めに、市のSNSの利用状況と登録数について、どのようになっているのか教えてください。また、フォロワーを増やす工夫などは、どのようにしていらっしゃいますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、市が利用しているSNSでございますけれども、X、フェイスブック、LINE、インスタグラムを利用して、情報を発信しております。

SNSのメリットといたしましては、市の情報などを迅速に提供することができることです。これらのSNSを利用しまして、那珂市のイベントやお知らせなどを配信しているところでございます。

市の公式SNSの登録者数でございますけれども、令和6年3月末現在で前年度と比較しまして申し上げます。Xが486人増で、現在、6年の3月末で6,450人、フェイスブックが74人増の1,401人、LINEが813人増の8,056人、インスタグラムが154人増の1,310人というふうになっております。

このフォロワーを増やす工夫といたしましては、各種イベントに参加、出展いたしまして、公式SNSの登録促進や市のPR活動などを行っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 昨年度よりも徐々にフォロワーを増やし、市の情報などを迅速に提供しているとのことですが、SNSを通じての市民の方々からのご意見などの受入れ態勢について、現状はどうなっておりますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市の公式SNSからは直接市に対してのご意見という書き込みについてはできないようになっております。

市へのご意見につきましては、市のホームページからご意見を受け付けるようになっておりまして、SNSからですと、市の公式LINEの基本メニューに市のホームページにアクセスできるような仕組みになっておりまして、そちらから市のホームページを通しまして、ご意見を受け入れるような仕組みにはなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 以前、通学路の危険箇所のことで担当課とご相談させていただいたことから、公式LINEについて言及させていただきました。そして、予算をかけずにLINE機能について試行錯誤していただき、LINEからの相談が直接ホームページの各担当課につながるような現在の仕組みに変更いただけたこと、とても感謝いたしております。

また独り親の方から、市役所に相談してもたらい回しにされて、同じ話を何度もするようになって、たとえ困っていたとしてもなかなか市役所に連絡できないというお話もありました。そこで、こども課に相談したところ、変更後のシステムを利用して、家庭児童相談室や

こども家庭センターのページのリンクを表示させるように変更していただいたことで、より市民が市役所に相談しやすくなる一助になったと考えております。

迅速なご対応をいただき、市として市民の皆様に寄り添い、困っていることがあれば積極的に解決していきたいという思いをお伝えすることで、少しでも市民の方々が安心して暮らせることにつながることになるのではないかと考えておりますので、今後はホームページを介さなくても直接各担当課にアクセスしやすくなるように、今後ともご尽力いただきたいと思います。

続きまして、では、ホームページからの相談や意見に対しては、どのような対応をしているか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ホームページから届きましたご意見につきましては、市民相談室や各課に相談があったものとして関係各課と情報を共有いたしまして、速やかに協議・対応を行っております。

また、回答を求められた案件につきましては、原則といたしまして、20日以内に回答をするようにしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在も速やかな対応を図っていただけているとのことですが、しかし、より速やかに問題解決をするためにも、通学路や道の危険箇所、改善が必要な箇所などスマホで撮影するだけで、そのGPS機能を使うことで場所がすぐに担当課が判断できるような方法なども検討していただき、市民が自分たちの命を守る大切な情報を簡単に市役所に送ることができ、また、多忙な市役所職員の業務を効率化し、より迅速に問題解決に取り組めるような仕組みづくりを引き続きお願いいたします。

それでは次に、平常時以外の緊急時において、SNSを使った情報伝達体制はどのようなになっているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

SNSというのはリアルタイムで情報を広範囲に迅速かつ正確に発信できるため、緊急時には非常に有効であると考えております。

また、緊急情報につきましては、担当課や警察などから提供された情報を、緊急性が高いと判断されたものについては、迅速に情報発信を行っております。

また、防災情報等につきましては、SNSに加えまして、防災無線、那珂市防災アプリの登録者に対して伝達を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 災害時などの緊急の際、正確な情報が市民の命を守ることにつながるということ、そして、そのようなときにSNS活用がとても有効であり、対応いただいているということですが、現在那珂市には多様な方々が暮らしております。例えば、令和4年度の在留外国人の那珂市の人数は306人で、年々増加傾向でございます。お一人お一人に正確な情報を迅速に伝えるということは、緊急時のみ行うということは現実的ではありません。平常時から行っていることがとても重要です。

そのため、平常時からホームページやSNSにて多言語化をより充実させていくこと、そして、難しい言葉を言い換えるなど相手に配慮した分かりやすい日本語、いわゆる優しい日本語を活用していただくことが重要と考えます。

那珂市に住む外国人ではフィリピンの方が一番多く、次にベトナムの方と続きます。しかしながら現在ホームページでは、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語での翻訳のみになっております。多言語化をより充実させること、また、日本に住む外国人のうち、英語ができる方は44%、日本語ができる方は63%という統計もございます。英語よりも日本語を話せる方のほうが多いという結果でございます。

国籍やルーツ、言語にかかわらず、日本に住む人は皆地域コミュニティの一員です。日本社会を支える存在であります。情報入手やコミュニケーションを円滑にすることは、外国人だけでなく、共に暮らす人々のためにもなり、例えば情報の行き違いやコミュニケーションのすれ違いによる生活上、仕事上のトラブルを避けることができ、地域や職場などでより活躍してもらえるようになります。

そのため、SNSの翻訳のみだけでなく窓口対応も含めて、優しい日本語を市全体として進めていくことが必要と考えます。多様な人々が情報を的確に伝え合い、コミュニケーションし合える、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けても、以上のことは新たな予算をかけなくてもできることでございますので、ぜひ平常時から行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では続きまして、個人情報の取扱いやプライバシー保護について、どのような配慮がなされているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

SNSは情報を広く共有できる場であるため、発信内容に関しましては、公序良俗への配慮、情報の正確性、プライバシー保護などにも慎重に対応しております。

また、那珂市が取得しました個人情報の取扱いにつきましては、那珂市情報セキュリティポリシーに従いまして、取扱いには十分に配慮をしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） SNSは、広く世界に発信されるものになります。市民を危険にさら

さないためにも、個人情報の取扱いやプライバシー保護については、引き続き十分に注意を
していただければと存じます。

では最後に、SNSを活用することによる市民サービス向上や効果についてはどのように
考えていらっしゃるか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、SNSを活用することで、広報紙や回覧板などの紙媒体で周知する以上により多く
の市民への情報提供の機会が多くなるというふうに考えております。

また、スマートフォンの利用者であれば、SNSや那珂市ホームページなどいつでも情報
を調べることができます。確認することができるなど、市民にとってのメリットは十分大き
いものというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） SNSを充実させることは、市民にとって大きなメリットがあると認
識しているということですね。そのためにも、一人一人に必要な情報を届けるためにもフォ
ロワーを増やしていただくこと、そして公式LINEなど、一度フォローをしても、自分と
関係ないと感じる情報が多くなるとブロックしてしまう傾向にあります。そうなってしまう
と、大切な情報、必要な情報というものが届かなくなってしまう。そのため、個人個人
が欲しい情報を選択できるセグメント機能のシステムの構築をぜひ行っていただければと思
っております。

SNSは、単なる情報を伝えるだけのツールではなく、人と人をつなぐものであると考
えています。小さくて細かくて、少しずつの改善かもしれませんが、こういったことを一つ一
つ行っていくことで市民サービスの向上につながり、那珂市に住んでいたい、那珂市に住
みたいと思えるようになるのではないのでしょうか。一人一人のニーズに寄り添い、今後もよ
りSNSを充実していただければと要望いたしまして、1つ目の質問を終わらせてい
たします。

次に、市の防災計画について質問させていただきます。

まず初めに、市民の防災意識向上についてです。

災害から生命、財産を守るためには、行政の取組である公助に加えて、自らの身は自ら守
る自助も必要と言われております。例えば、2004年に発生した新潟県中越地震では、地震
による負傷者のうち、家具類の転倒や落下物によって負傷した人の割合は4割以上を占めて
いたことからみても、一人一人が防災の知識を事前に身につけ、平常時から家具の固定やガ
ラスの飛散防止など身の回りの生活空間の安全対策を講じることで、大きな効果を上げるこ
とが期待されます。防災における自助の実行を上げるためには、まず関心を持っていただく
こと。そして、そこから実際の防災行動に結びついていくことが重要と考えております。東

日本大震災から13年がたちました。あの災害以降、いつ起こるか分からない災害に対して、市としてどのように市民の防災意識を推進しているのかを質問していきます。

まず、防災情報の提供はどのようにしていらっしゃいますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民への平時における防災情報の提供といたしましては、市のホームページにおいて、各種防災情報を掲載しています。

また、毎年1回、市の広報紙に「日ごろからの災害への備え」を掲載し、市民の防災意識の高揚を図っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 市のホームページでは、各種防災情報を掲載、広報紙に年に1回、「日ごろからの災害への備え」を掲載しているとのことですが、では、ホームページの防災情報、広報紙にはどのような防災情報を載せておりますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、ホームページには、台風や大雨などによる気象避難情報の発令、市内避難所の一覧、災害の発生時やそのおそれのある際の避難行動を時系列に整理する「我が家のタイムライン」などを載せています。

また、那珂川、久慈川、大井川、早戸川における浸水想定区域のハザードマップ、原子力災害における避難ガイドマップ、災害時に井戸水を提供していただける防災井戸の情報を掲載しています。

なお、市の広報紙による情報提供の内容は、これらホームページ掲載している情報を要約したものとなります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 市がホームページや広報紙で情報発信しているのは分かりました。

しかし、ホームページ閲覧ができない方や自治会未加入者への周知というものはできていないように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

気象避難情報の発令、市内避難所の一覧、浸水想定区域などが載っている防災マップ及び原子力災害における原子力避難ガイドマップについては、全世帯に紙で配布しています。

新たに市に転入してこられる方につきましては、転入手続の際に配布をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。なかなか全世帯、住民への周知というものは大変なことだと思います。また、定期的な発信が大切ということも考慮いただきながら、これから継続して周知をお願いいたします。

そこで、市の様々な情報発信と併せて、防災に関する講演会などを開催し、地域や市民の防災意識の向上を図っていただいていると考えますが、開催した例や開催したときの参加人数、また、今後開催を計画しているものなどはございますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和6年度においては、2つのまちづくり委員会と1つの自治会、小学校1校で、それぞれが開催した集会や授業において、合わせて約350名の方に対して防災に関する講話をいたしました。

内容をご紹介しますと、まちづくり委員会と自治会には「地域での防災力の向上」の内容で講話を、小学校に対しては5年生約50人に、防災に関する講話と併せて、段ボールベッドやパーティションの組立て体験をしてもらいました。

このほかにも、各地域の自主防災組織では、心肺蘇生手順などの講習や防災に関するビデオ視聴などを組織の防災訓練時に実施をされております。

今後も、災害に備えた防災力の向上などの講演・講義を、機会を捉えて実施してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な講話や講習を開催しているとのことですが、今後も市からの情報発信、市民、地域と協力しながら、避難計画の作成や避難訓練などを実施して、全市民の防災力を高めていただければと思います。

また私も、手前みそですが、今年、ひまわり防災フェス実行委員会を立ち上げまして、「感情に響けば頭にも心にも残る」をコンセプトに、楽しみながら防災を学ぶというフェスを那珂市内で開催いたしました。お子様からご高齢の方まで、多くの方にいらしていただきました。私も一市民として協力して、災害に強いまちづくりと一緒に推進していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、災害時における市の備蓄品の状況についてですが、実際災害が起きてしまった場合に市がどのように備蓄品を備えて対応するのかということ、いくつかお聞きしてまいります。

まず、現在市が備蓄している備蓄品を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市では、東日本大震災の経験を基に算出した避難者数約2,000人分の飲料水と主食3日分が必要になると想定しています。現在、水は9,000リッター、主食は9,000食を、こちらは想定量の半分の1.5日分に当たりますが、こちらを備蓄しています。残りの半分は、支援協定を結んでいる自治体や民間事業者からの支援物資と流通品の調達で対応する計画です。

そのほか、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、毛布、紙おむつ、女性用生理用品、マスク、消毒液、ブルーシートなどを備蓄しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 東日本大震災から算出し、備蓄しているということですが、では、今備蓄してある備蓄品は、全ての避難所に備蓄しているものですか、お聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

飲料水については、全ての避難所に備えております。

主食及び段ボールベッド、パーティションは拠点避難所となる6つの施設に備えており、それ以外の避難所へは必要に応じてこれらの備蓄品を搬送する計画です。

なお、小中学校には、帰宅困難となった児童生徒用として、水とクラッカーを備蓄しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、各避難所に全て備蓄しているわけではないということですね。

災害時、大変大きな問題の一つとして排泄の問題がございます。全ての避難所へは簡易トイレを常備すること。そして、乳幼児や女性、ご高齢者、また尿失禁がある方など、男女年齢問わず、紙おむつや生理用ナプキンというのは、必要なときに、今そのときに各避難所になれば、より大きな被害を生み出してしまいます。道路の被害状況などによって搬送できなくなる場合も想定されますので、ぜひ今後は各避難所への分散備蓄をしていくことを進めていってください。

次に、避難所運営についてお聞きいたします。

避難されてきた方が安心して生活を送れるようにしていくことは、市として大きな役目と考えますが、その避難所での犯罪が多発しているという事実もございます。その中で、性被害に関してですが、女性や子供のみだけでなく、男性も被害に遭われるという報告も受けております。そのため、複数で行動するようにというメッセージが出されてはいますが、個人で自分の身を守るには限界があることも事実です。

こうしたことを解決するには、トイレの中の照明はもちろん、トイレに至るまでのルートでの照明を明るくしたり、ホイスルを持つことを周知したり、避難所の管理責任者に男女双方を配置するなど、犯罪が起こりにくい環境づくりを徹底することが何よりも重要と考えま

すが、どのような対策が必要と考えていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

災害に遭われ、避難所での生活が始まり、不安もある中で、災害による被害の次に注意を払うべきは、被災者同士のトラブルや犯罪行為など、人的被害の発生をいかに未然に防止するかであると考えます。被災地で起きた性被害など、犯罪行為の事例などを把握想定し、避難所の様々な視点や立場などに配慮しながら、開設時の避難所内では声かけや部屋を分けるなどの対策を講じ、犯罪が起こりにくい、起こらない避難所の環境づくりに努めてまいります。以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

誰一人被害に遭わない避難所の環境づくりについて、ご尽力いただきますようお願いいたします。

次に、災害時に備えた平常時の対応について質問をさせていただきます。

計画の段階から女性参加が必要であると考えますが、現在の状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在防災課内に女性職員を配置しています。市の防災関係の計画の策定、あるいは見直しをする際には、女性目線の考えを取り入れております。

各防災に関する会議や委員会は、各種団体の役員等で構成されておりますが、女性委員は少ない状況です。積極的に女性の委員等への参加を呼びかけ、ご意見をいただき、策定、あるいは見直しを図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在は那珂市の防災会議に出席されている女性の割合が8.7%とお聞きしております。女性の人数が多ければいいというわけではございませんが、様々な方々の視点から、物事を見て決定するということはとても大切なことです。例えば、女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策、妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援や避難所内での託児所の設置など、まだまだ充分に行われていない現状であります。このようなことを進めていくためにも、充て職の見直しなども含めて、ぜひ引き続き策定、そして見直しを行っていただく。

また、多様な方々が避難されてくることを想定し、LGBTQの方々への配慮ということも必要と考えます。例えばトイレは男女のみでなく、誰でも使える個室トイレを準備したり、また、これは病気や手術、体に何かしら侵襲を負った方々にも関係しますが、シャワーや入浴などは男女で時間を決めるだけでなく、個人で使える時間も作ったり、生理用品など性別

に特化した備品を配付する際には見えないような工夫をしたり、また、仮設住宅が設置された場合、茨城パートナーシップ宣誓制度を申請したカップルも配偶者同等に扱い、共に避難生活できるようにしたり、災害による影響でホルモン注射がストップしてしまう可能性があることから、体調の変化など不安定になりやすいことから、相談体制の強化なども必要となってきます。そういった配慮の必要性という内容は、地域防災計画や避難所運営マニュアルに記載はありますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の計画やマニュアルに、性的マイノリティの方々への配慮について明確な記載はございませんが、具体的な運用としては、避難者受付名簿の性別を記述する項目は現在設けてはおりません。また、拠点避難所にはバリアフリートイレは整備されております。シャワーについては、現在避難所に整備されておられません。避難が長期化する場合には、自衛隊の入浴支援や、協定先の自治体が備蓄する循環式シャワーの支援を求める想定ですが、その際には様々な配慮が必要になると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 明確な記載はないということですが、議論を重ね、具体的に実現していくためにも、まずはマニュアルへの記載をしていただくことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難所運営マニュアルなどへの記載については、様々な事例を想定把握して、見直しを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

今年1月の能登半島地震の際にも、LGBTQなど性的少数者の方々から、避難所での悲痛な相談が多く寄せられていたといいます。ぜひ早急の見直しをお願いいたします。

次に、近年の災害では、高齢者、乳幼児、障がい者、そして日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっていると言います。

また、市は、日本語を理解できない外国人のために、多言語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所など、様々な交流機会、受入れ機関などを通じて配付を行い、防災知識の普及、啓発に努めるという記載がございますが、現在の実施状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、防災行政無線の運用におきましては、平時には日本語で、緊急時には英語、中国語、韓国語の4か国語で放送が可能です。

また、転入手続のときに、那珂市防災アプリをスマホなどに登録するようお願いしています。防災行政無線で放送されている内容を4か国語の文字と音声で確認ができます。

パンフレットについては、この防災アプリの導入により、現在は作成をしておりません。

聴覚に障がいをお持ちの方へは、防災行政無線から放送された内容が確認できる文字表示装置の貸出しや、ファクスを送り情報提供をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な方法で情報提供しているとのことですが、NHKの調査によりますと、2011年の東日本大震災では、障害者手帳を持つ人の死亡率は全住民の死亡率の2倍に上ったそうです。また、2016年の熊本地震でも、多くの障がい者や高齢者が必要な支援を受けられずに孤立してしまいました。

そのような中、災害時障がい者のためのサイトというものがございます。障がい別の避難するときの持ち物や日頃からの備え、災害が起きたらどうするのか。そして、ご家族や支援をする方々に対しても、様々な情報が掲載されております。障がいをお持ちの方も、お持ちでない方にも多くの方に知っていただきたい内容ですので、こちらの普及も定期的に行うことなどもぜひご検討いただければと思います。

また、ご病気の方や障がいをお持ちの方、ご高齢の方などのケアをしている方への支援ということも行っていていただきたいと要望いたします。

そして、1995年の阪神淡路大震災で、外国人住民の被災率も日本人の被災率の2倍以上と言われております。先ほども申し上げましたが、外国の方々も今後増加傾向であり、また、母国語の変換についてですが、災害発生下での情報は次々に生じ、すぐに変化していくものでございます。それらの情報を外国語にする人手も時間もないのが災害です。やさしい日本語は、日本に住んで1年以上の外国人なら、出身が漢字圏か、非漢字圏かに係わらず、等しく80%以上が理解できる、文法表現で伝える日本語のことです。そのような中で、指示の達成率を見てみますと、普通の日本語による理解率は最小29%、最大で60%に対し、やさしい日本語での理解率は、最小で85%、最大で91%であり、やさしい日本語のほうが指示されたとおりの行動をしていたという結果がございます。現在災害への備えで導入が進められているものでございます。

そのため、やさしい日本語を活用しての避難所運営計画も進めていってもらえないものではないでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、本市では、日本語を母国語にしない方に日本語を教えるボランティアグループに、那珂市国際交流協会から委託をして、毎週水曜日と日曜日に勉強会を実施しています。これからも、交流協会、ボランティアグループと連携を取りながら、議員ご提案のやさしい日本語避難計画、こちらを進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。ぜひ進めていってください。

今後も日本を支える生活者である、様々な方が安心して避難できるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、ペット対策についてです。ペット対策として、避難所におけるペットの存在は鳴き声、匂い、アレルギー、衛生面などの問題があり、飼い主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある一方、飼い主にとっては、家族の一員として精神的な支えともなることから、ペットとの同行避難が望まれる。したがって、双方にとって望ましい対応方法を検討するという記載がございますが、ペットの避難所への避難計画はどのようなようになっておりますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

ペットを同伴しての避難については、ペットを原因とするアレルギー反応を起こす避難者もおりますので、盲導犬など介助に必要な場合を除き、施設内への避難はご遠慮いただいております。

ゲージをご持参いただければ、避難所施設の軒下などでの避難を、ケージがお持ちでない場合は、避難所施設の敷地内において避難をしていただきます。

避難所の駐車場で自家用車等を使用してペットと一緒に車中泊の避難をする方へは、避難所への避難者と同じ対応をいたします。加えて、エコノミー症候群の予防の声かけなどをしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ペットの避難については、ペットを飼われている方の日頃からの対策も必要になっていくことから、防災への啓発も随時行っていただければと存じます。

次に、市の防災計画についての最後の質問になります。

災害時における様々な機関との連携についてお聞きします。

いざ災害が発生し、避難生活が中長期になった場合には、子供から高齢者まで幅広い年齢の方が一つの空間で避難生活をするようになります。そこで、持病への対応や避難生活によるストレスなどへの不安を解消する専門職の派遣など、医療機関などとの連携は構築されているのでしょうか。また、連携することを進めているのか、お聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

災害の初期は、市の保健師が避難所を巡回し対応いたします。

避難生活が中長期に及ぶ場合には、最も考慮しなければならないことは、感染症の蔓延や持病の悪化などです。避難生活が長期化する場合には、茨城県へ医療関係及び各種専門職の派遣を要請し、適切な対処をしてもらえるよう連携体制を構築しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

まずは感染症や持病などの悪化を防止すること。そして、茨城県との連携も取り組んでいるということですね。身体的な状況を健康に保つことというのは、まず大事になってきます。それだけでなく、災害で不安を抱えている方々の精神的な安定を図れるようにすることは、とても大切なことと、ご考慮いただきながら取り組んでいただけたらと思います。

また、私先日、能登半島の輪島市に伺ってまいりました。その際、まちの中には今も壊れたままの家があり、その状況を目にするだけで、そこに暮らしているわけではない私でも、とても心が苦しくなりました。命が助かったとしても、災害は多くの物事を壊し、傷つけ続けます。市民の方々お一人お一人が安心して暮らせるよう、そして、避難することができるよう、地域防災計画、避難所運営計画を進めていただければと存じます。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

市としましては、衛生面や環境面等を考慮し、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を行うなど、市民が安心して避難できる避難所運営体制を構築すべく、今後も計画を見直してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

最後に心強いご答弁をいただきましたので、以上をもちまして一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告12番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を4時10分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（木野広宣君） 通告13番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 那珂市の救急業務について。2. 闇バイトについて。3. 小学生の通学時の安全確保について。

寺門 厚議員、登壇願います。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をします。

今回は、今回の一般質問の最終質問者ということでございますので、大変皆さまもお疲れのところでございますけれども、今しばらくご清聴のほどお願いしたいと思います。執行部におかれましては、簡潔明瞭なる答弁をよろしくお願いいたします。

最初の質問は、那珂市の救急業務についてであります。

茨城県は、12月2日から、擦り傷や切り傷のみなど、特に緊急性の低い救急搬送について、患者から選定療養費の徴収を始めました。搬送先の医師らが要請時の緊急性が低いと判断した場合、患者に1,100円から1万3,200円を負担してもらうことになります。救急搬送は集中しやすい県内22か所の大規模病院が対象であります。救急車の適正利用で医療現場の負担軽減へとつなげる意向であります。

茨城県は、ご承知のように、人口当たりの医師数が少ない中での選定療養費徴収を開始しました。これについては、私は本当に大丈夫なのかなという不安を抱いております。緊急搬送依頼は、生命の危険があるときの要請。現行ではタクシー代わりに使う方もおり、軽傷での救急搬送が多いと聞いております。

一方では、茨城県は人口10万人当たりの医師数が全国平均より大きく下回り、医師不足解消のため、医師確保へ向け様々な方策を、もう10年以上になりますか、やっております。来春には197名の研修医を確保できたと報道もされております。現実はその中でも救急受入れ体制が脆弱で、実態とは程遠いものがあるのも事実ではないかというふうに思っています。

お金がかかるなら救急車を呼ぶのをやめようとする方が増えて、助かる命も助からなくなるのを防止するために、選定療養費徴収の正しい理解及び救急車搬送依頼の仕方の理解を深めること、これが非常に大切なことだというふうに思っております。さらに、自分の命に係わる緊急時には、迷わず救急車を呼んでほしいと私は訴えたいと思い、今回の質問に取り上げました。

最初に、本市の救急業務の状況について伺います。那珂市の救急搬送実績についてです。

れども、救急搬送件数の推移、2021年から2024年について、どうなっていますか。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

本市の過去3年間における救急搬送件数でございますが、令和3年2,008件、うち軽傷者880人。令和4年2,200件、うち軽傷者993人。令和5年2,482件、うち軽傷者1,191人になります。令和6年10月末現在にございますが、2,039件。うち軽傷者890人でございます。コロナ禍以降も右肩上がりが増加傾向でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市の救急搬送件数は、コロナ禍以降も右肩上がりでは上がっていると、増えているということでございます。とりわけ軽傷等での搬送は、令和4年43%から、令和5年48%と、総件数の増加率以上に増えており、やはり緊急性を有するものをいかに優先するかが課題である。言い換えれば、軽傷者の救急搬送件数の増加防止、減少が課題であるということが言えると思います。

現在、救急車は現場到着してから病院へ出発するまでが時間がかかっている例が多いと聞いております。実際、私も9月末ですか、お世話になりまして、こうして元気にいられるのも、大変早い搬送いただきまして、御礼を申し上げておきます。私が搬送されたのは休日の夜間でありましたので、やはり現場滞在は30分以上を過ぎても受入れ先が見つからないという状況でございました。

では、救急車が現場到着し、現場にどれぐらい滞在しているというデータの中で、緊急困難事案、病院照会が4回以上、かつ現場滞在30分以上と言われるものがあります。この救急搬送困難事案の推移、実績、どのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

救急における搬送困難事案件数でございますが、傷病者収容の問合せに4件以上、かつ30分以上を経過した事案の件数になりますが、令和3年は39件。令和4年は104件。令和5年は77件、令和6年10月末現在になりますが、70件でございます。現在も少ない件数ではございません。

この要因として、コロナ禍以降の夜間や休日、また、発熱を伴う傷病者の場合に搬送困難事案となる傾向がございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ここで、議長の許可を得て資料を用意してございますので、タブレットでご覧いただきたいと思います。

こちらは県の保健医療局が作成しておりますデータでございまして、今申し上げているの

が、中ほどの緊急搬送困難事案の推移ということで、2023年、これを見てもみますと、総数で8,470件あります。これは、上の14万3,000件に対しましては大体5.9%、本市で言いますと77件でございますので、全数の件数の割合で言うと3.1%発生しているということで、決して少なくないデータ、件数だというふうに私も思います。

現場滞在は長くなればなるほど、受入れ先が決まらないということになり、症状が悪化する可能性もあり、緊急搬送の役目を果たすことができないということになってしまいます。受入れ先の確保体制づくりは喫緊の課題だというふうに思います。

次に、現場到着から救急搬送開始までの時間の推移について伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

本市の救急出場における現場到着時間から救急搬送開始までの時間推移を年間平均で申しますと、令和3年は21分。令和4年は24分。令和5年は24分でございます。令和6年10月末現在になりますが、22分でございます。令和4年の事例ですが、コロナ禍ピーク時において、一事案の現場で、病院問合せが30件、現場滞在時間が2時間08分という事案がございました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 先ほどの資料1ページ目が出ていると思いますので、引き続きそちらを見ていただきたいと思います。

こちら一番下に、折れ線グラフが書いてありますけれども、これは緊急搬送時間の推移であります。こちらは、緊急搬送時間と言いますと、要請を受けてすぐ出て、現場着。現場で照会の滞在時間があります。それから、病院着までということで滞在時間を表しておりますので、先ほど消防長のほうから言われたのは、純粹なる現場滞在時間だけでございます。

そうしますと、本市では、現場到着までは約7分、平均でかかっています。それに先ほどの21分から24分の現場滞在時間を足して、さらに病院が見つかったら病院まで行く時間、約15分としますと、本市の場合は43分から46分ぐらいかなということになりまして、これは推測ですけども、全国よりも短い時間で搬送できているということではないかなというふうに思っております。

しかしながら、先ほども答弁にありましたように、最大問合せ時間30件、滞在時間が2時間8分という事案があったとお聞きしております。これは非常に重大な問題だというふうに私は受け取りました。こんな時間も経ってしまったら、まず間違いなく落命しているなというふうに想像してやみません。やはり、受入れ病院をすぐに見つけられるシステム、体制の構築が喫緊の課題だというふうに思っております。

次は、選定療養費についての確認ですけども、昨日小宅議員のほうから質問がありましたので、おさらいの意味で申し上げます。

県の救急搬送件数、最大で去年の例で言いますと14万3,000件と、6割以上が大きい病院に集中しているということ。そのうち6万8,500件、47.5%は軽症等でしたということでございます。

これ以上、救急医療の現場が逼迫するようなことになってしまいますと、真に救急医療を必要とする方の救える命が救えなくなる事態も懸念され、選定療養費は大きい病院とかかかりつけ医や、地域の診療所等の機能の分担を図るために、病院が徴収する費用であります。救急車の有料化ではないと、ここは大事なところなんで、ということであります。那珂市近辺で言いますと、水戸済生会病院、赤十字病院、それから協同病院、他8か所が対象となっております。軽傷であった場合のみ7,700円徴収されるということになります。

それと、今回の変更で、もう一点非常に気になることは、今後救急車を呼ぶときに、判断に迷うことが非常に多くなるというふうに予想されます。救急車を要請する判断、相談はどこへどのようにすればいいのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

緊急性があり、救急車の要請が必要とされる症状につきましては、総務省消防庁から、ためらわず救急車を呼んでほしい症状などが示されております。例えば意識障がい、物を喉に詰まらせた、呼吸困難、痙攣、ろれつが回らない、突然の激しい頭痛や胸痛、大量出血を伴う怪我、広範囲の火傷などがございます。独り暮らしの高齢者の方も、緊急通報システムが設置してあれば、緊急ボタンを押せば消防本部へつながりますので、救急車要請の必要がある場合はためらわず要請してください。

なお、救急車要請の判断に迷う場合は、茨城県救急電話相談をご利用願います。15歳以上の相談は＃7119番に、15歳未満の相談は＃8000番に、電話をかけてご相談いただければ、24時間の対応になっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 迷ったら＃7119にと、電話相談ということでございます。

今回は変更で、119番を呼ぶ前に、相談場所ということになるわけですがけれども、ここはやっぱり命の危険を感じたら、即119番ですということでもあります。

私の場合は、家族のほうで、かかりつけ、協同病院とか済生会とか、いろいろ、ブレインハートも聞いたかな。全然なくて、7119に電話をして聞いてくれたということで、懇切丁寧に対応していただいたと。最終的に、もう年も年ですから救急車呼んでくださいという回答を得て、私は運ばれたということでございます。こうして元気なので、本当に助かったなというふうに思っております。

しかしながら、何度も言いますけれども、やっぱり自分が、もうやばいね、もう命の危険があるというときには、もう即呼んでいただきたいということでもあります。特に独り暮らし

の高齢者の全ての人に、緊急通報システムが、これ設置されているわけではありません。今後全ての独り暮らしの高齢者に緊急情報システム設置をされるよう、担当課にて推進をお願いをしておきます。

次は、市民への周知徹底ですけれども、選定療養費の市民への周知をどのようにしていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

既に当市健康推進課から市ホームページへ掲載されており、また広報なかなどでも市民にお知らせする予定であります。

茨城県医療政策課からも広報紙などが配布されております。

当本部においても、ポスター掲示、パンフレットの配付など実施をいたします。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 健康推進課、消防本部ともに連携をしていただいて、周知徹底のほどをよろしく願いをしておきます。

次にお聞きしますのは、救急搬送された先の病院で、選定療養費徴収の判断は誰がするのかという問いでございますが、これも昨日小宅議員のほうから質問がありまして、回答がありましたので、おさらいの意味で申し上げておきます。

搬送先の医師が、県の統一されたガイドラインに基づき判断をするということでもありますので、決して消防の救急隊が判断するということでもありませんので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思っております。

選定療養費の徴収を、県では、全国初で12月2日からスタートをしております。大井川知事はこれに先立ち、11月20日の知事会見で、12月2日から選定療養費の徴収が始まる。県民理解の浸透はという問いに、様々な媒体利用により周知を図っており、一定の理解は進んできている。何よりも優先すべきことは、命を守ること。医師の働き方改革などを含め、今後は救急搬送や救急医療体制が非常にタイトになるので、先手を打った対応が必要となるというふうに答えております。

軽症者だけ減らしても、今後も救急搬送困難事案件数の増加が認められております。先ほどのデータで言いますと、中ほどですけれども、中等症と重症、死亡者、これ入れますと、全部で4,716件、死亡は57件ございます。これもやっぱり減らしていかないことには、救命率が上がっていかないなというふうに私は考えるわけでありまして、ここら辺もちょっと不安がますます募るばかりであります。やはり受入れ体制について、もうちょっと体制をしっかりとしていただきたいなというところなんですけれども、救急搬送受入れ体制についてお聞きをします。

救急搬送受入れ体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

茨城県の救急医療提供体制は、1、中央・県北、2、県南東、3、県南西の3つの医療提供圏域からなっております。

当本部の救急隊は、傷病者の観察結果を踏まえ、まず県央・県北の医療提供圏域から、症状に適した最も近い医療機関の選定を行っております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 大きく分けて、茨城を3つに分けて、それぞれカバーをしているということだと思います。

では、県央地区で受入れ病院がない場合や、夜間・休日等の対応で、救急指定病院で専門担当医が不在の場合の搬送について、どのようになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（堀江正美君） お答えいたします。

県央地区で受入れが困難な場合は、県央地区に隣接した医療機関を検索し、搬送いたします。

夜間・休日につきましては、受診可能な医療機関に限られるため、電話での検索のほか、救急車積載のタブレットにより、茨城県救急医療情報システムを利用して検索を行い、選定した医療機関へ搬送いたします。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 県央地区で受入れ病院がない場合は、県央地区に隣接した医療機関への搬送ということで、県北かつくばということには、県南のほうですね、なりますけれども、やはり搬送に時間がかかるということでもあります。

搬送に時間がかかって命を落としては、何にもならないというふうに考えます。

ドクターヘリにての搬送や、命最優先で救う手立てが必要であります。

先ほども茨城県の医師不足の話をしましたけれども、全国平均10万人当たり医師数、茨城県は令和4年度で212.3人、全国平均は274.7人でありました。何と全国46位であります。つくば市は543.8人、水戸市279人、ひたちなか市134.9人、那珂市は109.4人となっております。つくば市は全国平均の2倍、水戸市でやっと全国平均並みの医師の数であります。やはり、どうも偏りがあり過ぎますよね。これについては、令和5年度の医師偏在指標でも全国43位の医師少数県であることは何ら変わっておりません。

やはり、県は今後も人材確保に、関係機関が一丸となって取り組んで、医師不足の解消を何とかしてほしいなというふうに思いますので、ここ改善をしていただきたいなと要望をしておきます。

今回は、選定療養費について見てきましたけれども、緊急搬送の体制は、持てる力を最大限に発揮して、搬送任務を遂行していただいているなというふうに感じました。

受入れ体制は、病院照会４回以上、現場滞在時間が30分以上が夜間・平日・休日問わず発生をしております。また、茨城県緊急医療情報システムを使っても、迅速な照会ができていません。そして、緊急担当医の不足等が顕著であるというふうに思います。

そこで、夜間・休日の緊急医療体制の充実促進のための当番制救急科、あるいは緊急センターの開設を、そして茨城県緊急医療情報システムの情報提供収集力の迅速化、医師不足の解消、特に救急担当医を図っていただきたく、ぜひとも県へ要望をお願いして、改善のほうをしていただきたいなというふうに思います。

救急車要請の軽症者を減らすことは、救急救命率を上げることになる。そのための選定療養費の徴収が始まったわけですが、やはり私たち県民が注意すべきことは、救急車を呼ばなくてもよい健康体の維持に心がけること、毎年がん検診を含めた定期健診を受診することだというふうに思います。

しかしながら、自らの体調急変、命に危険が及ぶ症状のときは、迷わず救急車を呼びましょう。救える命を大切にしましょうと訴えまして、この項の質問を終わります。

次は、闇バイトについてでございます。

最近、報道では、闇バイトによる強盗傷害事件が複数発生しており、夜間いきなり強盗に入られ、傷害を負わされる、間違えば殺される危険性もあり、大変物騒な恐怖を覚える事件が相次いで取り上げられております。

今年10月に山口県光市でありました強盗予備事件では、牛久市の高校１年生や龍ヶ崎市の中学３年生ら少年３人が実行役として逮捕されております。いずれも闇バイトに手を出し、犯罪に手を染めた例であります。県内の中高生が関与した事件ということで、私は大変な衝撃を受けました。

既に闇バイトの実行役が高校生や中学生にまで及んでいることに驚くとともに、スマホでつながる世界は、地理的な遠い近いはありません。どこでも何の障壁もなくつながってしまいます。ということは、本市の中高生にも危険は差し迫っており、何としても中高生を、闇バイトイコール犯罪ですけれども、犯罪に加担しないよう対策を講ずることが急務であると痛感しまして、今回の一般質問に取り上げました。

闇バイトですけれども、今年10月に山口県光市でありました強盗予備事件は、高校生や中学生が闇バイトに手を出し、犯罪に巻き込まれたものであります。これについて、本市はどのように捉えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

県内の中高生が山口県という遠方において逮捕されるという事案に驚くと同時に、類似事案が全国で多発しており、巧妙な手口で犯罪の実行犯を募集するなど、ＳＮＳを利用する中

高生に危険が迫っていると捉えております。

本市の児童生徒に対しましても、その危険にさらされるおそれは十分にあり、規範意識やSNSなどの危機管理の指導徹底を行っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 県内の中学生が、茨城とはかけ離れたところで犯罪に加担させられているという事実は、驚きとともに、SNS利用の中高生に危険が迫っているという認識であります。この危険が迫っているという危機意識を持つことが、私はとても大事なことだというふうに思っております。同時に、本市の児童生徒への規範意識やSNS使用等の危機管理の指導をしているとのことでもあります。

SNSを利用した闇バイト加担は、県境、都会も田舎もなく、年齢層も境目がありません。スマホのキーをぽちっとワンプッシュしただけなのに、あれよあれよという間に犯罪に加担させられてしまうところは、とても恐ろしいところでもあります。

では、闇バイト加担のツールとなっておりますスマホについてですけれども、本市の中学生のスマホの所持状況は把握されているのかどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

毎年10月に実施される県教育委員会の調査に併せまして実施しております。中学生のおよそ8割が自分専用のスマートフォンなどを所持している状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） やはり80%を超えており、9年生は84%と高いことが分かりました。

先ほど、SNS等の危機管理の指導を行っているとの答弁がありましたけれども、利用については生徒の自主管理になっているのが多数ではないかなと推察をするところであります。

スマホ使用についての指導状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

スマートフォンをはじめとする通信機器の安全な利用の推進のため、警察庁や文部科学省、県教育委員会が作成した啓発資料などを活用しまして指導をしております。

各校では、警察やメディア教育指導員、専門家によるボランティアであるe-ネットキャラバンなどを活用し、スマホ安全教室を実施しております。

また、スマートフォンの使用に関しましては、保護者に対する啓発を併せて行うことが重要であります。スマホ安全教室を保護者向けに開催する学校もございます。

フィルタリング機能の推奨や子供との話し合いを基に、家庭におけるルールづくりを行うよ

うお願いをしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 安全利用の啓発資料、e-ネットのスマホ安全教室の活用を進め、保護者はもちろんのこと、生徒への安全な利用について指導をお願いしているということがあります。

昨今、闇バイト加担防止について、警察やマスコミで取り上げられておりますけれども、本市では中学生や高校生の闇バイト防止の周知はどのように実施しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

年度の初めや夏休みなどの長期休業前に、SNSの利用に関する危機意識について繰り返し指導をしております。その中には、近年問題となっている話題として、闇バイトについても指導をしております。

高校生に対しましても、茨城県教育委員会より通知があり、それを踏まえて適切な指導を行っているものと認識しております。

巧妙化する闇バイトの募集に対して、安易に申し込まないことや、万が一関わりを持ってしまった場合などの対応について、指導徹底を改めて行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 年度初めや夏休み前などに、SNS利用に関する危機意識に闇バイトについても指導をしているが、今後は闇バイト防止へ向け、安易な申込みはしない、関わりを持ってしまった場合の対応について、改めて指導を徹底していくということであります。

闇バイトは高額報酬につられて手を出すと犯罪に加担させられる、闇バイトの怖さを知ってもらうことが大切だということで、笠間市教育委員会では、市内6中学校で闇バイト加担防止講演会を既に実施をしているそうであります。

笠間署担当監の講演では、闇バイトの本質は犯罪の実行役にさせられ、個人情報に種に脅され、最後は捨て駒とされるもので、絶対に応募しないこと。万が一応募し、犯罪に加担しそうになって、やめたい、抜きたいと思ったら、脅されても勇気を奮って、加担する前に警察相談専用電話#9110、あるいは最寄りの警察署に相談してほしいと話したということがあります。

つきましては、本市でも、ぜひとも市内中学校全校に対して、闇バイト加担防止講演会の開催をして、中学生の闇バイト加担防止の周知徹底を図っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

今回の事案を踏まえて、警察と連携し、冬休みを迎える前に、全ての中学校において、闇バイト防止啓発教室を実施する予定となっております。

闇バイトは犯罪であり、その後の児童生徒の人生に大きなダメージを与えるものであることから、絶対に闇バイトに関わらないという意識を、今後も児童生徒、警察、学校、保護者と共に共有をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 冬休み前に闇バイト防止啓発教室を実施していただけるということですので、どうか闇バイトは犯罪であること、絶対に闇バイトに関わらないことを周知徹底のほど、よろしくお願いしたいと思います。

なお、しっかりと、闇バイト加担は犯罪だとの認識と、関わりを持ってしまったらまず警察へ相談、#9110、那珂警察署は029352の0110、早めに抜け出し、自ら闇バイトから守ることを体得してほしいと思います。

そのために有効なツールがございますので、紹介をしていきたいと思います。

資料2を、次のページ、ご覧いただきたいと思います。

こちらが有効なワークシートでございます。こちらは静岡大学の教育学部、塩田研究室でつくられたもので、まさに闇バイトから身を守ろうということのシートでございます。

このワークシートのポイントは、闇バイトに加担しそうになったときに助けを求める力、いつ、誰に、どのように相談するかを自ら考えることで、相談する力や助けを求める力を身につけられることであります。

ぜひとも、この「闇バイトから身を守ろう」を授業で活用されますよう提案しますので、何としてでも闇バイト加担防止を徹底されることを強く要望しまして、この項の質問を終わります。

最後の質問は、小学生の通学時の安全確保についてでございます。

現在、小学校は、登校班により登校時は集団登校にて、下校時はできるだけ一人にならないよう下校指導をしております。

また、地域の方々、地域の安全を守る会、保護者の方々、関係各位のご協力、ご支援をいただいて、児童生徒の安全な登下校が確保できており、ご支援、ご協力に深く感謝を申し上げます。

登下校時の安全な環境とは、交通事故、危険家屋や塀、大雨、地震、道路陥没、信号なし交差点横断、用排水路、不審者、連れ去り等の危険から身を守ること、そしてけが、児童の体調不良、急なトイレ使用、登校渋り、児童自身の危険から身を守ることなど、実に幅広い安全の確保事情があります。

今回は、私は、児童の登校班の見守りというのを、もう同行を始めまして9年になります。地域を守る会での挨拶、声かけ運動については、下校時の見守り、これについてももう10年

以上がたっております。

そんな中、最近、児童数の減少に伴い、通学時の登校の状況が変わってきているなど感じております。

通学時の安全確保、これ道路や横断歩道、危険箇所、倒壊のある危険な壁などのハード面というよりは、登校班などのソフト面の安全確保についても、実態と今後について、一度しっかりと考えておく必要があるというふうに思います。

小学生の通学時の安全確保についてですけれども、通学時の登下校の現状でございますが、登校班の編成はどのように編成しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

学校によって登校班の編成方法は異なりますが、多くの学校では、入学予定者がおおむね決まった後、居住地の場所や学年のバランスなどを考慮しまして、担当教諭を中心に決めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） では、登校班の班長、副班長はどのように決めていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

各学校では、少なくとも各学期に1回、担当教諭と児童が参加する通学班集体会などを開催し、通学路で注意が必要な場所などの確認や、安全な登校についての見直しを行っております。次年度の登校班については、3学期に開催されます集会などにおいて、担当教諭と児童が話し合って班長、副班長を決めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 保護者、先生方、そして親御さん、それから児童が話し合って決めているということでございます。

しかし、実態は、4年生が班長を務めて、1年生を含めて5ないし6人のところもありますし、最大11名の登校班もございます。これももちろん高学年、6年生が班長ではなく、5年生だったり4年生だったりということがあります。

今回、この登校班については、了承の下でスタートをするわけですが、実際、子供たちにとってみれば大変な負担になっております。

例えば、登校班の班長が4年生で、1年生3人を含めた引率というのが実際あります。これについてはどのように考えますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

地区によっては高学年がいないため、4年生が班長となる場合もありますので、場合によっては保護者と調整して、高学年のいるほかの登校班と合流するように見直すなど、子供たちの状況に合わせまして、個別に対応しているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 他の登校班との合流ということで、現状はやられて、班編成というのは、組んでみて、駄目なとかできないという場合は、やっていただいておりますけれども、合流によって通学距離が増える場合があります。500メートルとか、ひどいときは1キロ、実際が変わる、追加されるわけです。そうしますと、こういう悩ましい問題が出てきてしまいます。

やはり、班長が自分の気持ちに余裕を持って、みんなを引率していけるかなというところが非常に気になるところで、一度、やはり登校班経路に沿って登校訓練を実施して、班長、副班長は気持ちに余裕を持って、楽しく登校できる状態をつくってほしいなというふうに思います。

では、登下校時の安全指導はどのようにしているかということで、交通安全やいざというけが、体調不良、トイレ対応の、あるいは途中で登校を渋る児童等の対応のための、その対応というのはどのような指導をしていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

天候によって体調不良になったり、また1年生など歩くことにあまり慣れていないなど、ほかの子と一緒に登下校をすることができなくなるといった状況が起こることは想定されます。

各学校では、このような場合の対応について、通学班集体会や帰りの会などの機会において繰り返し指導をしているところです。

具体的には、困ったことが起こった際には、立哨当番や地域の見守りの方たちに声をかけたり、また、子供を守る110番の家や商店、公共施設などへの助けを求めるといった行動を取るように伝えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 子供を守る110番の家については、現在見直しをいただいているということになっているかと思います。

実際、昼間はいない場合もありますんで、110番の家へ困ったら行きなさいよと言葉で伝えただけではなくて、言葉だけですとなかなか子供って行動に移せない子もいますので、困ったときを想定して、やはり実際に歩いてみて、駆け込んで頼んでみるということ、ぜひとも実施していただきたいなということで、要望をしておきます。

次は、登下校時の児童を事故やけがから守る保険についてでございます。

児童の登下校時は、傷害保険等の加入により、もしもの備えはできているのでしょうか。
伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

本市の児童生徒全員は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済保険に加入をしております。この保険は、交通事故以外の学校などの管理下で発生しました事故で負ったけがや疾病に対し、医療や各種見舞金などが支給されるものです。

学校で発生した事故だけでなく、登下校中も対象となりますが、原則として通常の経路での事故が対象となります。なお、登下校で通学班の構成が異なるため、経路が変わることについては、通学に必要な変更であるため、通常の経路として対象となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 下校時の通学班が変わった場合でも保険が対象になっているということなので、安心いたしました。

次は、通学路の安全確保は、通学路交通安全プログラムで十分確保されているのかどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

那珂市通学路交通安全プログラムは、関係機関との連携の下、効果的な安全対策を図ることを目的としております。

連携の流れとしましては、まず、学校や保護者、自治会といった、子供たちの登下校に関わる方たちに通学路を確認していただき、危険と思われる場所などを報告していただきます。

次に、報告を基に選定した約30か所について、那珂警察署、県常陸大宮土木事務所、市の関係各課、保護者と学校が現地を訪れ、合同点検を実施いたします。その後、那珂市通学路安全対策推進会議を開催しまして、点検結果を踏まえて具体的な対策を協議いたします。

また、合同点検の対象外の場所についても、関係機関と共有しますので、対策が必要な危険箇所を把握することができ、適時対応を進めているところです。

もちろん、対策に時間と予算が必要な場合もあるため、簡単に市内の通学路の危険箇所がゼロになるというわけではありませんが、通学路の実態把握、情報共有、対策の協議、結果公表といった一連の取組が円滑に進められるのは交通安全プログラムの大きな意義であり、効果的に対策を進められていると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） ご連絡いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ここで資料3をご覧いただきたいと思います。

もう1つ別のページがありますので、申し訳ありません。

こちらは、交通安全プログラムで公表しています対策箇所の一覧でございます。今年1月現在のものでございます。緑桜学園対象になっておりますので、三中、木崎小、芳野小の分でございます。総件数は36件ございまして、完了が23件というふうになっております。中には平成30年から対応検討中のものもあり、解決に向け、さらに関係機関との連携を図り、完了に向け推進をお願いしたいと思います。

交通安全プログラム以外でも、地元のまちづくり委員会、あるいは自治会の方々が事業の一環で通学路の安全確保活動に取り組んでおります。

当芳野地区では、現在、芳野地区子供を守る合同協議会、これは飯田、鴻巣、戸崎3地区での地域を守る会で構成しており、関係機関との懇談会を年1回開催しております。

内容については、まちづくり委員会が主催で、地元小中学校及び自治会、警察、市役所、これ担当部課です、に参加をいただいて、地域の子供たちを守るために何が必要かを共有し、関係部署と協力して子供たちの安全確保に向け、対策を協議して、実際に実行をしております。

ということで、交通安全プログラムではカバーし切れない部分も、地元では頑張ってやっ
ていただいているということでございます。今後ともご支援のほどよろしくお願いしたい
と思います。

それから、次の質問ですけれども、最近は雨天時の登下校については、親御さんの車での
送迎が非常に多くなっております。そうしますと、混み合って渋滞が起き、慢性化した例も
あると聞いております。

雨天時の児童送迎車両の駐車場確保と、児童及び車両動線の安全確保は十分に確保されて
いるのかどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

学校によって雨天時の送迎人数は異なりますが、状況によっては、送迎車両の往来や児童
が乗降するためのスペースを十分に確保できない状況になることは想定されます。

学校敷地や立地場所などにより、スペースの確保は困難な場合もあるかと思われ
ますが、安全な登下校及び送迎が実施できるよう、改めて乗降場所や動線などについて、保護者への
協力をお願いしたり、立哨当番や教職員などが誘導に立つなどにより対応してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） いつもは地域を守る方々や立哨当番の方、先生方が児童の安全な登
下校及び送迎のご指導、ご協力に御礼を申し上げます。

児童の登下校及び送迎時には、駐車場の確保、安全な乗降場所の確保、事故防止の動線の確保等、改めてご確認をいただき、時間に余裕を持って、安全確認をしながら送迎にご協力いただけますよう、保護者の方、先生方はじめ地域関係者の皆様に改めて周知のほどお願いをしておきたいと思います。

では、登下校時の児童の安全確保について、いくつか見てきましたけれども、学校教育課で把握されております児童の通学時の安全確保について、課題と対策について伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

課題としましては、やはり第一には、交通事故の未然防止が挙げられます。また、年々過酷さを増す夏の暑さに対する熱中症予防や、特に下校時に一人になる場合の不審者等への防犯対策についても、登下校における課題として捉えております。

これら課題への対策としましては、先ほど答弁しました那珂市通学路交通安全プログラムによる危険箇所のさらなる削減に取り組んでおります。

また、日傘やネッククーラーの使用について、保護者へ周知したり、下校時には体調を確認してから送り出すといった対応を引き続き実施するとともに、交通安全教室や防犯教室を実施しまして、交通ルールを学んだり、自分の身を自分で守ることができるような指導を計画的に実施することで、安全対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 那珂市通学路交通安全プログラムを充実していくことはもちろん、交通事故の未然防止、熱中症予防、不審者等への防犯対策が登下校時における課題であるということでもあります。

対策については、交通安全教室や防犯教室を実施して、児童自ら自分の身を自分で守ることができるよう指導していくということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、今後、通学時の安全確保をどう進めていくかということでお聞きしたいんですけれども、今後、児童数の減少は避けられない中、登校班編成をどのように考えていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、各学校では、距離や経路、班員の学年のバランス、保護者の意向などを踏まえまして編成をしておりますが、地域によっては大変苦慮しているところです。

さらに、児童数が減少する中、抜本的な解決策はなかなか難しいところですが、学校と保護者が連携し、より安全な登校ができるよう考えていくことに尽きるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 次は、登校班編成を、学校と保護者、これ児童も、子供たちも一緒に含めて考えていただきたいと思います。やはり子供たちの気持ちが一番重要で、このところを忘れないようにしていただきたいと思います。

登校班の、先ほど合流で1キロプラスになるとか、話をしましたけれども、登校班合流して、5キロを超えるという事例がありました。スクールタクシー、何とか使えないかということで、これはどうなんだろうかね。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、スクールタクシーの試行を行っておりますが、これは学校統合により廃校となった地区に居住する児童への通学支援策として実施しているものです。旧戸多小学校への本格導入や、旧本米崎小学校区への拡大などについては、これから検証し、検討いたしますが、それ以外の地区へスクールタクシーの導入を拡大する考えはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） スクールタクシーの利用は、学校統合で廃校になった地区の児童が対象のみということであります。

1年、来年、芳野小でテストやっていますので、経過しますので、ぜひ検証をして、今の事例についても検討いただきたいと思います。

この5キロの児童は、結局通えなくて、隣の隣接した小学校に入ることになってしまいました。こちらのほうは僅か2キロですんで、こちらを選択せざるを得なかったということがあります。当然、当の本人が一番、気持ちはいかばかりかと察しますが、こういう状況が今後どんどん出てきますので、やはり、これ菅谷でも同じような状況、菅谷は多過ぎて、従来の通学区じゃない隣の中学校へ、通学区へ通わざるを得ないという状況が発生しています。この辺も、今後、シビアにきちんと考えていかなきゃいけないということで、通学区制の見直しが必要ではないのかということでお聞きします。どうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

平成27年に学校統合に係る変更をした後は、学区に係る見直しは行っておりません。当時と比べまして、各地区の人口や住宅、道路事情などの生活環境も大きく変化しておりますので、現状に合った学区制とするために、今後も見直しの必要性はあるかと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 現状に合った学区制にすることを早急に、やはり進めていただきた

いというふうに思います。

さらに、本市の新生児数が現在300人を切っておる、少子化の状況があります。

この状況で、6年後、9年後想定した場合、9つの小学校、さらに5つの中学校の学区はどのようになるのがベターなのか、これについても十分に勘案いただき、見直しを進めていくことを強く要望をしておきます。

また、今後は保護者、地域、自治会、学校、関係各位を含めた協議が必要になります。学区制見直し協議会（仮称）を設けて、ぜひ協議推進をお願いしたいと思います。

最後に、改めてお聞きをします。今後、通学時の安全確保をどう進めていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

先ほど答弁しました交通安全プログラムを活用した、信号機や防犯灯の設置やグリーンベルトの塗装などにより、危険箇所を減らしていくことはもちろん必要ですが、そうしたハード面での整備だけでは、子供たちの安全な登下校が保障されるわけではございません。

保護者や自治会の方たちによる立哨指導や、散歩をしながらのながら見守り、何かあった際の助けになる子供を守る110番の家といった、地域全体で守り支える意識づくり、まちづくりが大切であると考えております。

少子化による子供の数の減少に伴い、学区制の見直しや登校班の在り方の再考など、可能性を模索しながら、市の関係各課や学校、そして保護者、地域の方たちと連携し、安心して子供たちが学校に通い、生活ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今後とも、子供たちが安心して学校に通学できますよう、登下校時の安全確保をよろしくお願いいたしますして、私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告13番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第60号から議案第69号までの以上10件を一括して議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

議案第60号から議案第69号までの以上10件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時09分

令和6年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月20日）

令和6年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年12月20日（金曜日）

- 日程第 1 議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）
議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））
議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）
議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和6年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について
議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第70号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第71号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第72号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第73号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第74号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第75号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第76号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 9 議案第77号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	榊原一和君	２番	桑澤直亨君
３番	原田悠嗣君	４番	木野広宣君
５番	鈴木明子君	６番	渡邊勝巳君
７番	寺門勲君	８番	小池正夫君
９番	小宅清史君	１０番	大和田和男君
１２番	花島進君	１３番	寺門厚君
１４番	萩谷俊行君	１５番	笹島猛君
１６番	君嶋寿男君	１７番	遠藤実君
１８番	福田耕四郎君		

欠席議員（１名）

１１番	富山豪君
-----	------

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	渡邊莊一君	総務部長	玉川一雄君
市民生活部長	平野敦史君	保健福祉部長	生田目奈若子君
産業部長	加藤裕一君	建設部長	高塚佳一君
上下水道部長	金野公則君	教育部長	浅野和好君
消防長	堀江正美君	会計管理者	茅根政雄君
農業委員会 事務局長	澤畠克彦君	選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は11番、富山 豪議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の補充指名

○議長（木野広宣君） 会議録署名議員の11番、富山 豪議員が本日欠席しておりますので、会議規則第88条の規定により、12番、花島 進議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎議案第60号～議案第69号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第60号から第69号までの以上10件を一括して議題と
いたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会より報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））外4件です。

次に、結果でございます。

議案第61号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第62号、議案第67号及び議案第68号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第69号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第61号は、歳出の内容として、総務費において衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費を計上するものです。

また、歳入については、歳出補正予算の関連において、県支出金、繰越金、それぞれ増額するもので、特に問題なく妥当なものです。

議案第62号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第67号は、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第68号は、国の戸籍システム標準化に伴い、令和7年1月14日に戸籍システムはクラウド環境の利用に移行することから、共同運用に関する事務受託を廃止するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の決定を求めるものです。

議案第69号は、令和6年9月末日まで本市で事務局をしていた那珂地方公平委員会について、10月から東海村に事務局を変更したため、9月までの令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものです。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。
委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第62号、第65号及び第66号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりまし

た。

理由でございます。

議案第62号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものでございます。

議案第65号、第66号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第60号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第62号から議案第64号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第60号は、児童手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布により、扶養控除の対象となる扶養親族に関わる基準が見直されましたが、茨城県においては現行どおりの取扱いとする茨城県医療福祉対策実施要領が令和6年9月27日に一部改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第62号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第63号及び第64号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で各委員長からの報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第60号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正

する条例)、議案第61号 専決処分について(令和6年度那珂市一般会計補正予算(第5号))、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(木野広宣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び議案第61号の以上2件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第6号)、議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)、議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第65号 令和6年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第66号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について、議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(木野広宣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第68号の以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(木野広宣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第70号～議案第72号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(木野広宣君) 日程第2、議案第70号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例、以上３件を一括して議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第70号をお開き願います。

議案第70号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

令和６年８月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正概要としては、給料増額の遡及改定を行い、特定任期付職員業績手当の支給月数を0.05月増するとともに、令和７年４月から特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給できるようにするものでございます。

続いて、議案第71号をお開き願います。

議案第71号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和６年８月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正概要としては、給料増額の遡及改定を行うとともに、期末、勤勉手当の支給月数を再任用を除く一般職については0.1月、再任用については0.05月、それぞれ増し、寒冷地手当の額を改定するものでございます。

続いて、議案第72号をお開き願います。

議案第72号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

令和６年８月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正概要としては、一般職の職員に準じて給料増額の遡及改定を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号から議案第72号までの以上３件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第72号までの以上３件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第70号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号から第72号までの以上3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第73号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

市長から提案の理由を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第73号をお開き願います。

議案第73号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,306万4,000円を追加し、245億5,405万5,000円とするものでございます。

歳出の内容として、各費目において、人事院勧告に伴い人件費及び関連する特別会計への繰出金等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第73号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第4、議案第74号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

市長から提案の理由を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第74号をお開き願います。

議案第74号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ55万6,000円を追加し、54億8,137万7,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費において人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第74号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第5、議案第75号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

市長から提案の理由を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第75号をお開き願います。

議案第75号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ376万3,000円を追加し、51億2,542万5,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費及び地域支援事業費において、人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第75号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第

3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第6、議案第76号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

市長から提案の理由を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第76号をお開き願います。

議案第76号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年10月30日午後5時35分頃、水戸市千波町地内交差点において発生した水戸市内で業務を終えた市の職員が運転する公用車が赤信号で停車中の相手方車両に追突し、相手方車両を損傷した事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第76号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第7、議案第77号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第77号をお開き願います。

議案第77号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年7月23日午後3時35分頃、菅谷地内交差点において発生した市の職員が運転する公用車が赤信号で停車中の相手方が運転する車両に追突して負傷させ、車両を損傷した事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第77号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（木野広宣君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに登載したとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、18件の議案につきまして慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり可決等をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位におかれましては、重ねて感謝申し上げます。

議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、十分に留意しながら、引き続き効果的、効率的な市政運営に努めてまいります。

さて、来月18日でございますが、本市の市制施行20周年を記念いたしまして、中央公民館にて記念式典を開催いたします。記念式典においては、新たに名誉市民の称号を贈呈する白土松吉氏の顕彰、長年にわたり市政の進展にご貢献いただいた方々への特別表彰、市制施行以来、尽力された団体への感謝状贈呈を実施いたします。さらに、本市の未来に向け、これからのまちづくりを担う20代から40代の市民代表によるパネルディスカッションも実施いたします。市制施行20周年を迎え、これまでの歩みを振り返るとともに、これからのまちづくりに向け、市民と行政が共に考える機会となり、さらなるシビックプライドの醸成を図ることができるよう準備を進めてまいります。

本市の10年、20年後を見据え、引き続き本市が持つ可能性を生かしながら、市民一人一人が住みよさを実感し、未来への希望が持てる活力あふれるまちとして飛躍できるように市政運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、寒さ日々厳しくなってまいりますので、どうぞ健康に留意されて、ますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて、令和6年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 木 野 広 宣

那珂市議会副議長 富 山 豪

那珂市議会議員 大 和 田 和 男

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進